

第 2 期 田原本町 地域福祉計画・地域福祉活動計画



令和5年3月

田原本町
田原本町社会福祉協議会

はじめに

近年、少子高齢化の進行、個人の価値観やライフスタイルの多様化、人間関係や地域でのつながりが希薄化するなど、地域を取り巻く環境は変化しており、個人や世帯、地域が抱えている課題、ニーズについても、複雑化・複合化してきています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は我々の生活全般に大きな影響を及ぼし、住民の交流や地域福祉活動を進めていくことが困難な状況におかれましては。



このような新たな課題や社会の変化について、住民をはじめ関係機関や地域団体等との協働を進め、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、地域の様々な生活課題の解決に向けて取り組みを一層推進していく必要があります。

共通の理念の下、田原本町と田原本町社会福祉協議会がより連携を強化して本町の地域福祉を推進していくために、この度の「第2期田原本町地域福祉計画・地域福祉活動計画」は一体的な計画として策定し、それぞれの役割を明確にして取組を定めています。

本計画は、これまでの基本理念である「みんなでつむぐ 福祉のまち 田原本」を継承しつつ、自殺対策計画や成年後見制度利用促進基本計画、地方再犯防止推進計画を含めた各施策に取り組み、地域共生社会の実現を目指していきます。計画の推進にあたっては、町民の皆さまをはじめ、事業者、企業、関係団体、学校など、様々な人々との連携を図り、ともに協働しながら取り組んで参ります。今後とも、皆さまのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、田原本町地域福祉計画策定委員会の委員の皆さま、ワークショップやパブリックコメントでは町民や団体の皆さまに、それぞれの立場や視点から貴重なご意見をいただきました。心より感謝申し上げます。

令和5年3月

田原本町長 森 章浩

はじめに

田原本町社会福祉協議会では、住民が主体の福祉のまちづくりの推進に向けて、5年目となる地域福祉活動計画の見直しを行い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、地域住民がお互いのつながりを深めていくことが重要であるという認識をもつとともに、地域に住むすべての人が暮らしやすい地域社会の実現のため、様々な活動の推進に努めてまいりました。



実践計画となる「田原本町地域福祉活動計画」では、前計画に引き続き、行政計画である「田原本町地域福祉計画」と一体的に策定しました。地域共生社会の実現を具体化する事業である成年後見制度利用促進基本計画や再犯防止推進計画、自殺対策計画についても、官民協働による取組みを推進して参ります。

本計画の推進にあたっては、常に社会情勢の変化に伴う福祉的課題の抽出・分析に努め、課題の解決に向けた施策を強化していきます。

田原本町社会福祉協議会は、民生児童委員、福祉施設、各種団体や NPO の皆様とともに、今後の地域福祉の推進を目指し、行政の地域福祉計画と連携しながら、本町における地域共生社会の実現に努めてまいりますので、住民の皆様には、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、田原本町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の委員の皆さまはじめ、貴重なご意見、御提言をいただきました住民の皆様、並びにすべての関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人田原本町社会福祉協議会 会長 鋤田 芳嗣

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって.....	1
1	計画策定の背景と目的.....	1
2	地域福祉とは.....	2
3	地域福祉計画・地域福祉活動計画とは.....	2
4	計画の概要.....	3
第 2 章	田原本町の現状と課題.....	6
1	統計データからみる地域特性.....	6
2	地域資源の現状.....	19
3	アンケート調査の概要.....	21
4	ヒアリング調査の概要.....	45
5	ワークショップの概要.....	54
第 3 章	計画の基本理念と基本目標.....	56
1	基本理念.....	56
2	基本目標.....	57
3	施策の体系.....	59
第 4 章	地域福祉計画・地域福祉活動計画 施策の展開.....	60
1	誰もが安全・安心に暮らせる支援体制の強化.....	60
2	福祉を支える体制の充実.....	72
3	地域のつながりの強化.....	77
第 5 章	自殺対策計画 施策の展開.....	85
1	自殺対策を推進する体制の強化.....	85
2	自殺対策を支える相談・支援体制の充実.....	91
	重点施策.....	95
第 6 章	計画の推進.....	101
1	計画の推進体制.....	101
2	計画の点検・評価.....	101
参考資料		102
1	田原本町地域福祉計画策定委員会規則.....	102
2	田原本町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会名簿.....	104
3	田原本町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定経過	105
4	用語解説.....	106

※本計画において、「障害」という言葉が「人や人の状態」を表す場合は「障害」の「害」を「ひらがな表記」としています。ただし、法令名や団体等の固有名詞として使用する場合は人の状態を表さない場合は「障害」と表記しています。

＜例＞ 障害のある人 ⇒ 「障がいのある人」

障害児 ⇒ 「障がい児」

障害者基本法 ⇒ 「障害者基本法」

障害福祉サービス ⇒ 「障害福祉サービス」

※参考資料の用語解説に掲載している用語については、本編の最初に出てくる文字に＊を付記しています。

1 計画策定の背景と目的

近年、少子高齢化・人口減少社会の進行や世帯の小規模化とともに、非正規雇用等の増加による生活困窮、子育てへの不安や児童虐待、不登校、社会からの孤立に加え、既存の行政サービスでは対応しきれない制度の狭間*といわれる介護負担やダブルケア*、8050問題*等の地域における様々な生活課題が多く発生しています。

また、令和元年度末から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う3密（密集・密接・密閉）の回避等の「新しい生活様式*」は、人との関わり方等に大きな影響を与えており、様々な活動と感染防止対策をいかにして両立させていくかという新たな課題が生じました。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人與人、人と資源（支援関係機関等）が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

さらに、このような国の方向付けの中で、地域包括ケアシステム*の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法*が改正され、地域福祉計画が地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる福祉分野の「上位計画」として位置づけられました。

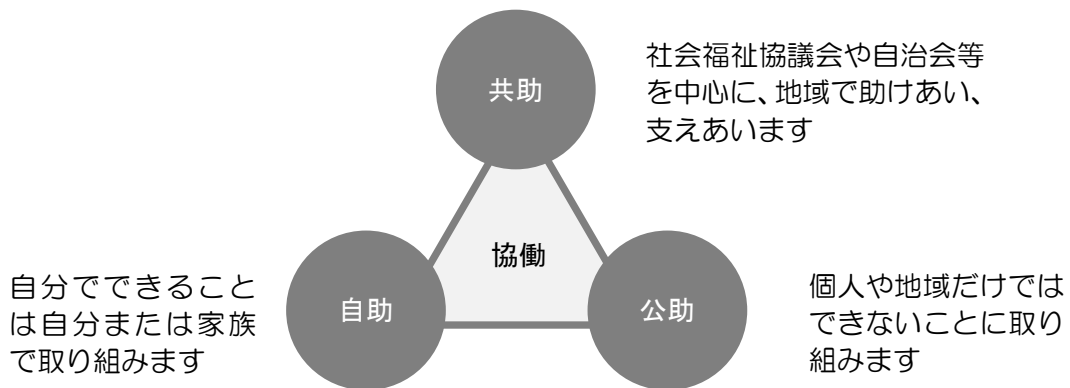
また、奈良県と田原本町は、奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例第11条に基づき、「人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進にかかる協働及び連携に関する包括協定」を締結していることから、本計画をもとに、地域住民が孤立することなく、互いに理解を深め、協力し、共生する地域社会の実現に向け、協働・連携して取り組みを進めます。

本町では令和4年度末に「田原本町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の計画期間が終了することから、社会経済環境の変化や、社会福祉法の改正等国や奈良県の動向を踏まえるとともに、住民をはじめ関係機関や地域団体等との協働を進め、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、地域の様々な生活課題の解決に向けて取り組みを一層推進していくため、田原本町と田原本町社会福祉協議会で「第2期田原本町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

2 地域福祉とは

地域福祉とは、地域住民、社会福祉協議会をはじめとする社会福祉関係者や自治会等、行政が協働し、地域社会の福祉課題の解決に取り組み、住み慣れた地域において誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていこうとする取り組みのことです。

【地域福祉の考え方】



3 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

「地域福祉計画」とは、「地域福祉を推進するための仕組みをつくる計画」で、社会福祉法第107条の規定に基づき、町が策定します。

「地域福祉活動計画」とは、「住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画として、具体的な行動と関係機関の役割分担が明示されたもので、民間組織である社会福祉協議会の活動計画として策定します。

「社会福祉協議会」とは

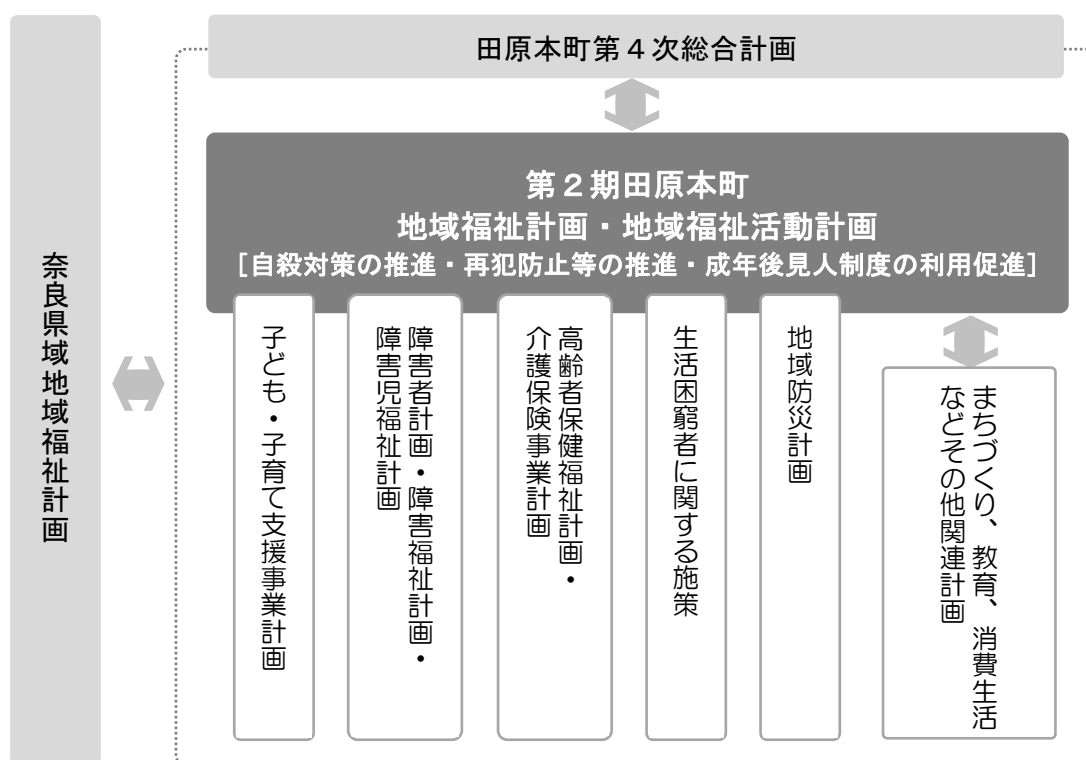
社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に「地域福祉を推進することを目的とする団体」として明記され、自治会連合会や民生児童委員*、ボランティア団体、障がい者団体等と連携しながら地域の福祉課題の解決に取り組んでいる公共性・公益性の高い社会福祉法人です。

4 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

- 本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として、田原本町における地域福祉を推進するための施策展開の基本となる計画です。なお、町社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と一本化し、実効性を高める計画とします。
- 本計画は、国の示す地域福祉計画策定ガイドラインに沿って、地域共生社会の実現に向け、地域における高齢者及び障がい者、児童の福祉や、その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項と、地域の生活課題に対応する施策等の包括的な支援体制の整備を明示する計画です。また、地域生活課題の解決・緩和をより効果的・効率的に進めること等を目的として、自殺対策基本法第13条の規定に基づき策定する「市町村自殺対策計画」及び成年後見制度*の利用の促進に関する法律第14条に基づき策定する「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき策定する「地方再犯防止推進計画*」の内容を含みます。
- 田原本町第4次総合計画を上位計画とし、「障害者計画」、「障害福祉計画・障害児福祉計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、子どもの貧困対策等の生活困窮者に関する施策等を、地域福祉の視点から総合化したもので、対象者や分野に関わりなく、福祉の視点から住民の生活支援をめざす基本計画です。さらに、防災、まちづくり、教育、消費生活等の他計画と連携することで、個別施策を実現していきます。

【 計画の位置づけ 】



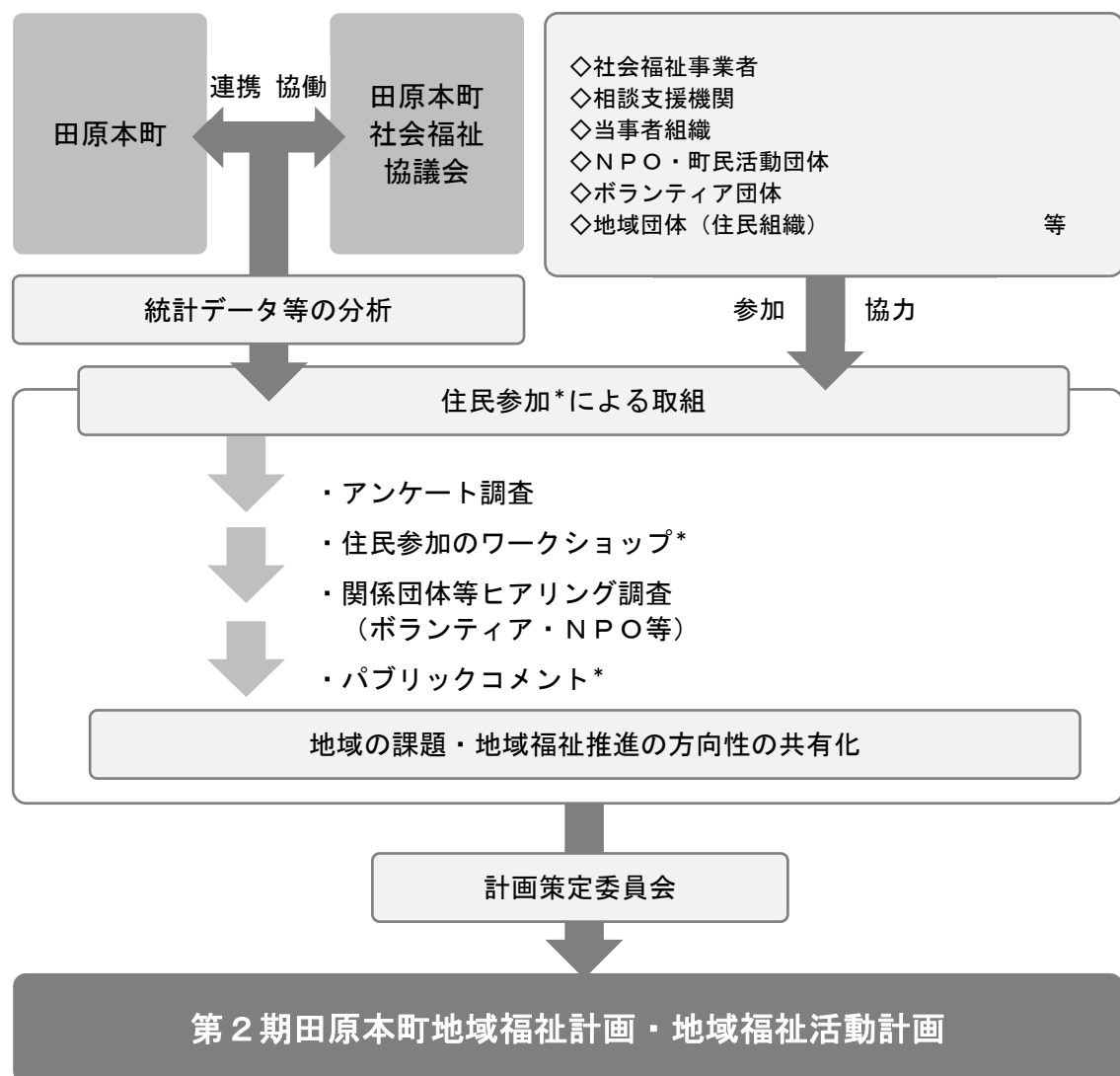
(2) 計画の期間

この計画は令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とし、計画の進捗管理とともに、必要に応じて内容の見直しを実施します。

(3) 計画の策定体制

計画の策定にあたって、住民の意見・意向を十分に把握し、地域の主要な課題や特性を明らかにした上で計画の策定を進めるため、様々な調査・分析等を実施します。

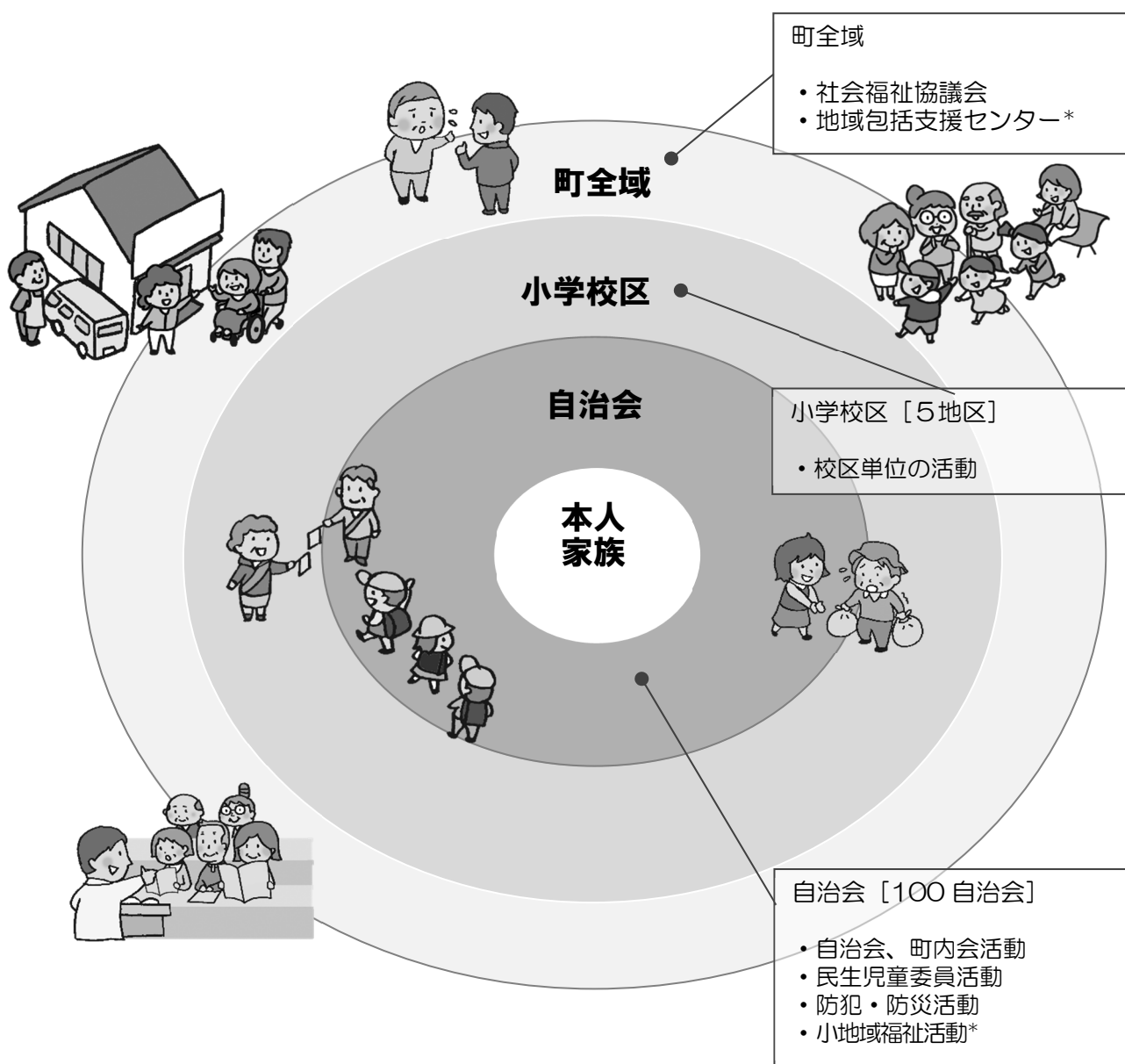
【 第2期田原本町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の体制 】



(4) 地域（圏域）について

住民主体の地域づくりの取り組みを踏まえつつ、できるだけ身近なところで福祉サービス等が利用できるようにするとともに、住民や事業者、関係機関・団体、社会福祉協議会、行政等の多様な主体が協働して地域づくりを効果的に進めるため、本町では3層の圏域を設定しています。

【「地域の範囲」のイメージ】



第 2 章

田原本町の現状と課題

1 統計データからみる地域特性

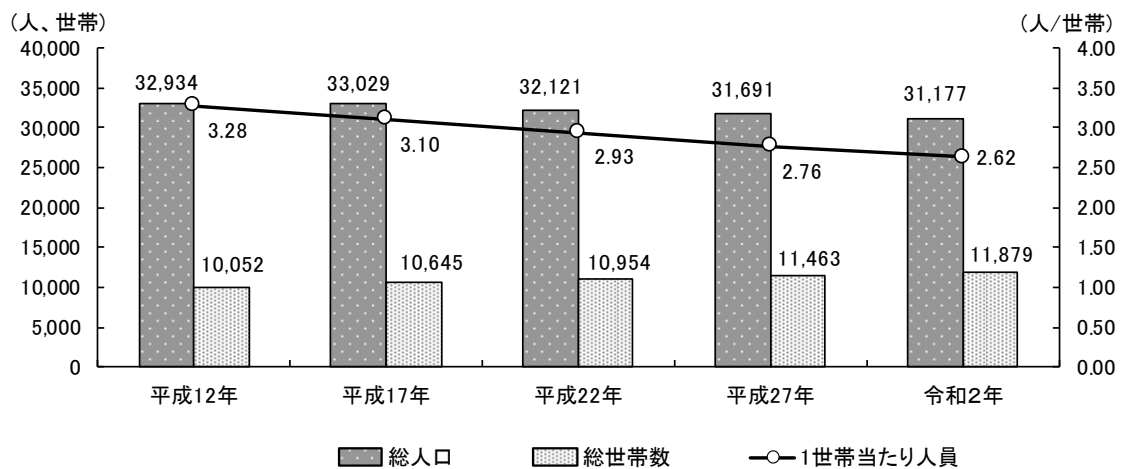
(1) 人口・世帯

① 総人口と総世帯数の推移

本町の総人口の推移を平成12年以降の国勢調査結果でみると、増加傾向にあったものが平成17年より減少に転じ、令和2年には31,177人となっています。

総世帯数は、一貫した増加を続けており、令和2年には11,879世帯となり、1世帯当たりの人員は2.62人と世帯の縮小が続いています。

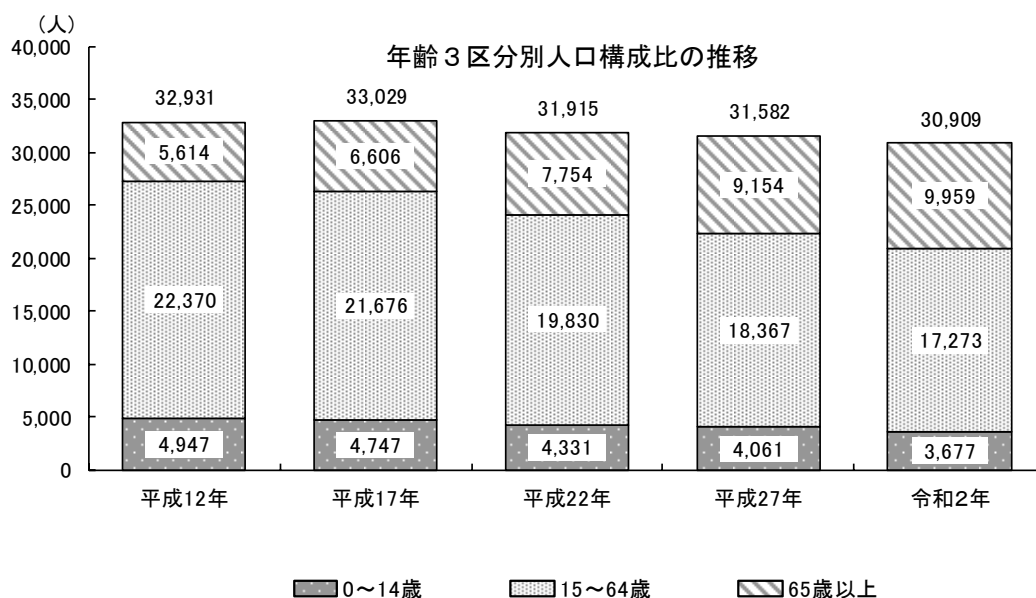
総人口と総世帯数の推移



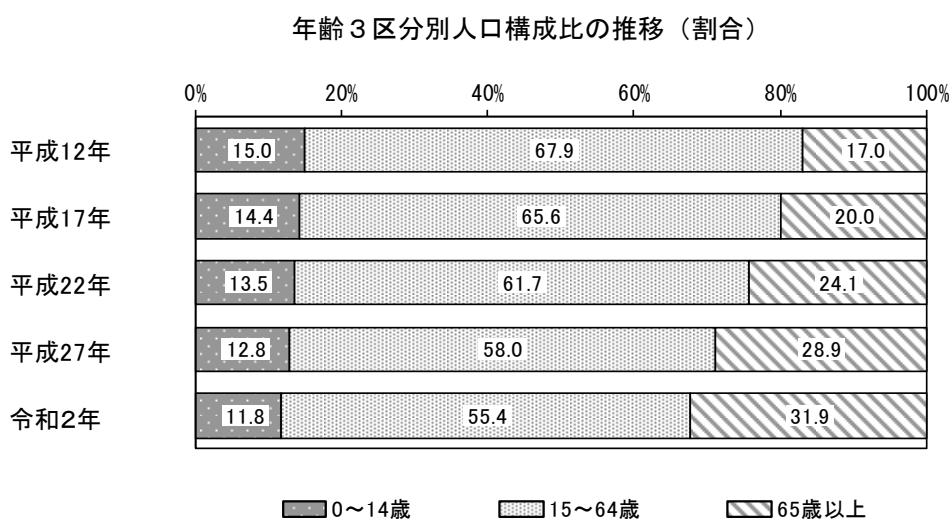
資料：国勢調査（各年10月1日）

② 年齢3区分別人口構成比の推移

年齢3区分別では、「65歳以上」の割合は増加傾向で推移している一方、「0～14歳」「15～64歳」の割合は減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいることがわかります。



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）
※年齢不詳を除く



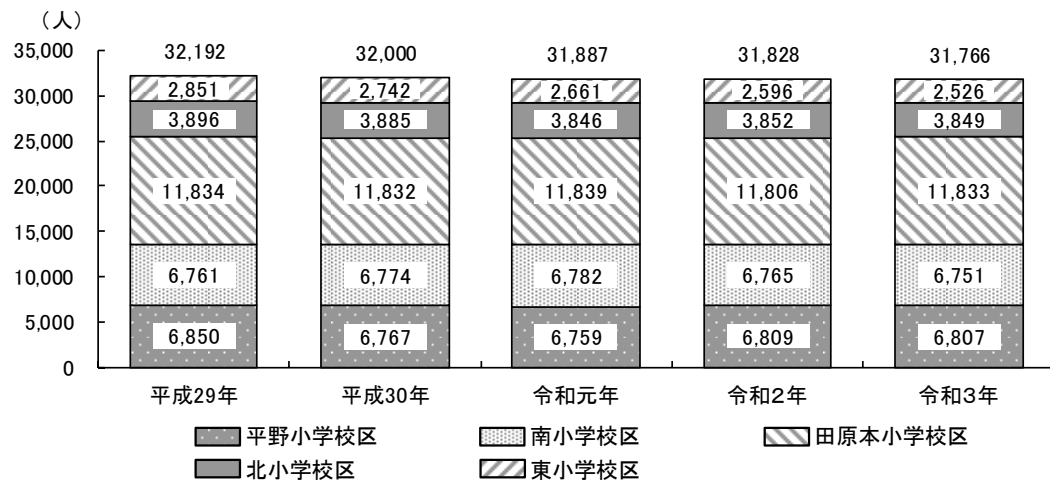
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）
※総人口には年齢不詳を含むため、四捨五入の関係で各年齢の比率の合計が 100%にならない場合があります

(2) 小学校区別人口・世帯の推移

平成29年から令和3年の小学校区別人口・世帯の推移をみると、平成29年から令和3年では人口・世帯ともに「田原本小学校区」が最も多くなっています。

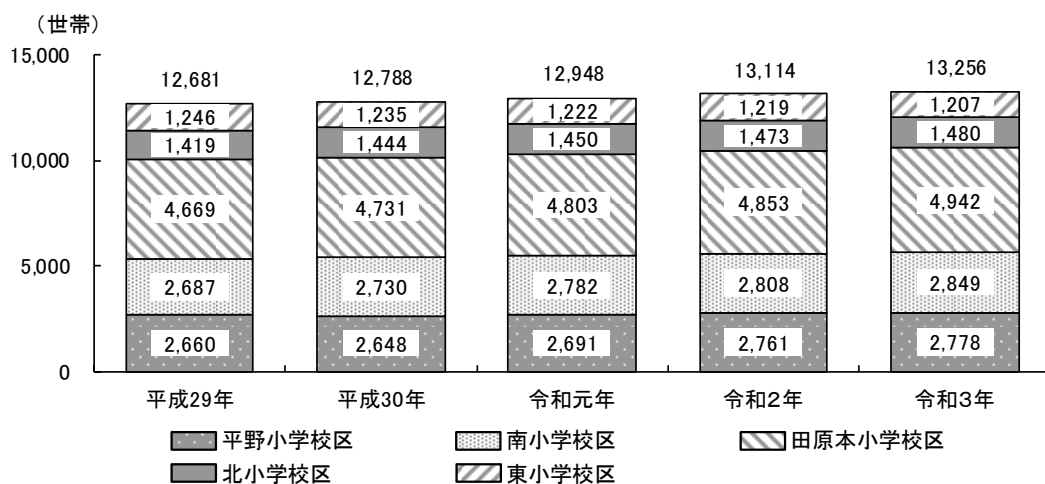
全体的には、人口は減少傾向、世帯は増加傾向となっています。

小学校区別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

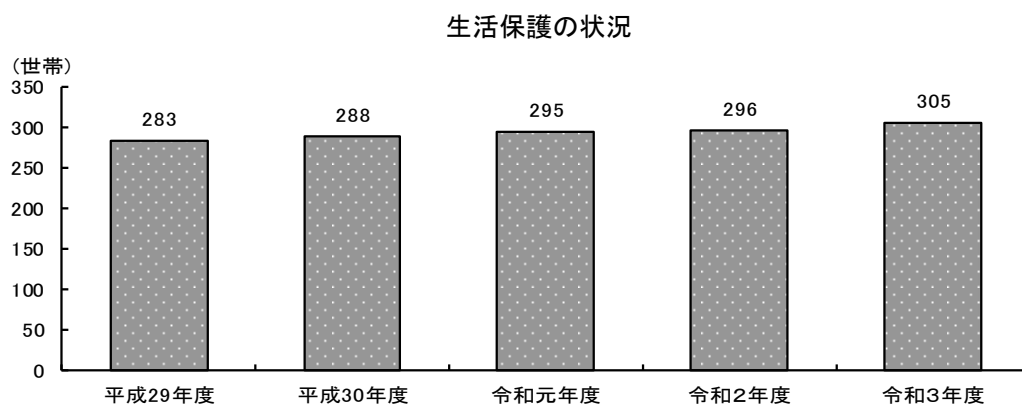
小学校区別世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

(3) 生活保護の状況

平成29年度からの生活保護世帯数の推移をみると、増加傾向となっています。



資料：健康福祉課（各年度末時点）

※年度末時点での被保護世帯数、被保護人員

生活保護統計

単位：世帯、人、件

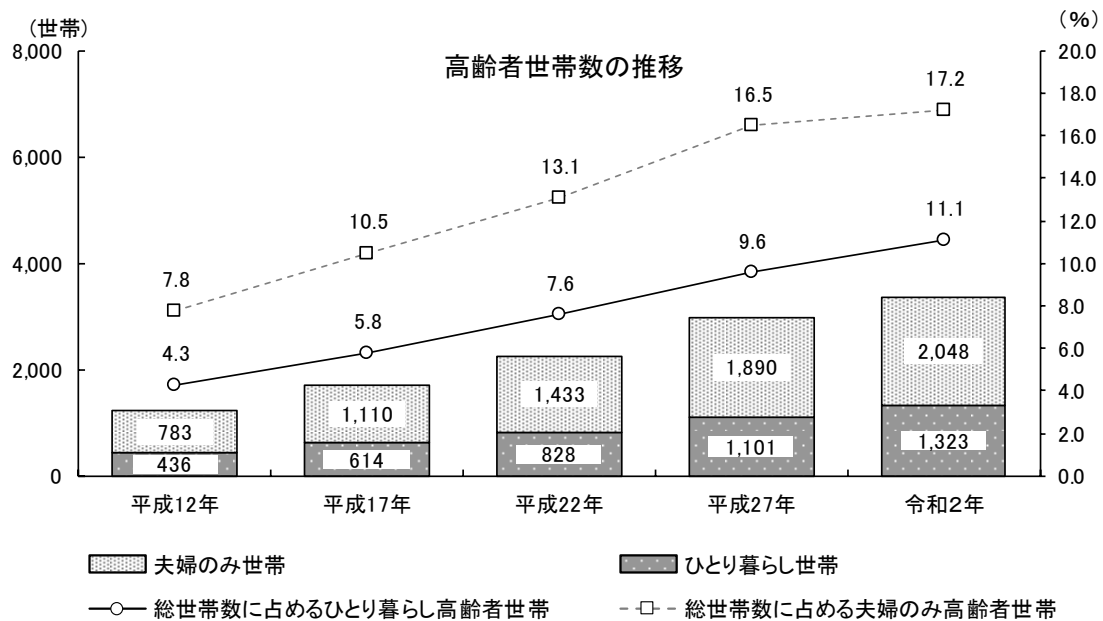
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
世帯数	283	288	295	296	305
人数	381	382	387	386	397
相談件数	82	75	68	70	74
内、保護開始数	38	30	36	34	45

資料：健康福祉課（各年度末時点）

(4) 高齢者の状況

① 高齢者世帯数の推移

高齢者のいる世帯は年々増加しており、令和2年で、一般世帯の51.2%を占めています。また、高齢者のいる世帯のうち、ひとり暮らし世帯が1,323世帯で一般世帯数の11.1%、夫婦のみ世帯が2,048世帯で17.2%となり、夫婦のみ世帯は、奈良県や全国に比べ高くなっています。



高齢者のいる世帯の推移

単位：世帯

	一般世帯数	高齢者のいる世帯					非親族世帯
		単独世帯・親族世帯	単独世帯・親族世帯				
			ひとり暮らし世帯	夫婦のみ世帯	その他の親族同居世帯		
平成 12 年 (2000)	10,044 (100.0%)	3,812 (38.0%)	3,808 (37.9%)	436 (4.3%)	783 (7.8%)	2,589 (25.8%)	4 (0.0%)
平成 17 年 (2005)	10,622 (100.0%)	4,467 (42.1%)	4,463 (42.0%)	614 (5.8%)	1,110 (10.5%)	2,739 (25.8%)	4 (0.0%)
平成 22 年 (2010)	10,941 (100.0%)	5,124 (46.8%)	5,110 (46.7%)	828 (7.6%)	1,433 (13.1%)	2,849 (26.0%)	14 (0.1%)
平成 27 年 (2015)	11,447 (100.0%)	5,783 (50.5%)	5,765 (50.4%)	1,101 (9.6%)	1,890 (16.5%)	2,774 (24.2%)	18 (0.2%)
令和 2 年 (2020)	11,879 (100.0%)	6,081 (51.2%)	6,058 (51.0%)	1,323 (11.1%)	2,048 (17.2%)	2,687 (22.6%)	23 (0.2%)

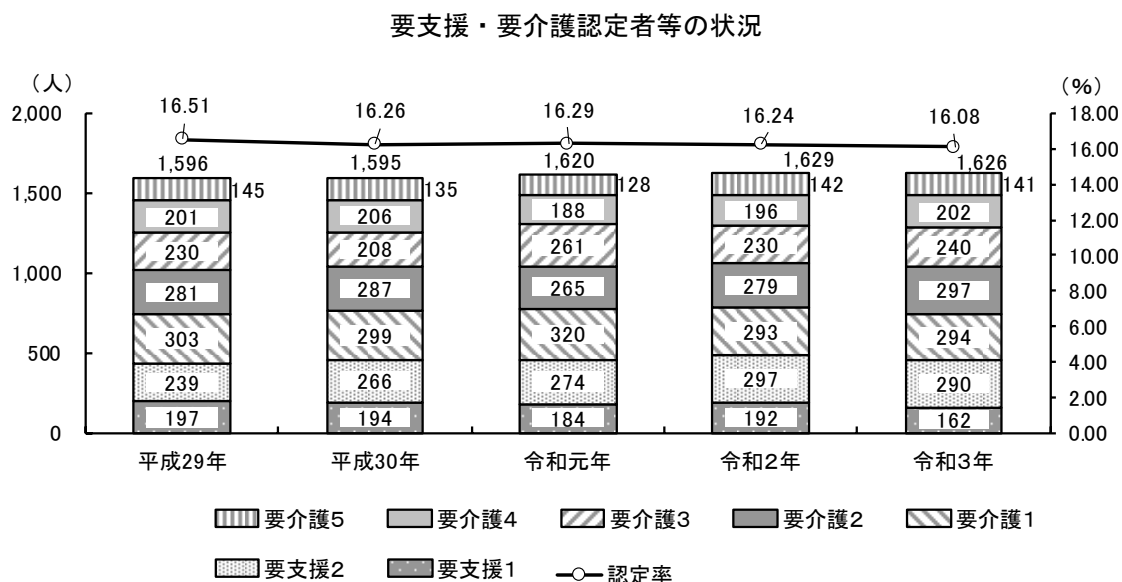
<参考 2020 年（令和2年）>

奈良県	543,908 (100.0%)	261,088 (48.0%)	260,078 (47.8%)	70,741 (13.0%)	89,970 (16.5%)	99,367 (18.3%)	1,010 (0.2%)
全国	55,704,949 (100.0%)	22,655,031 (40.7%)	22,524,170 (40.4%)	6,716,806 (12.1%)	6,848,041 (12.3%)	8,959,323 (16.1%)	130,861 (0.2%)

資料：国勢調査

② 要支援・要介護認定者等の状況

要支援・要介護認定者数は、平成29年度1,596人から令和3年度1,626人と30人の増加があり、今後も増加傾向で推移すると予想されます。また、認定率については、平成29年度16.51%から令和3年度16.08%となり、高齢者人口の増加及び介護予防サービス等の充実等により微減傾向となっています。



③ 高齢者への虐待の相談及び件数

養護者による高齢者への虐待相談件数は、直近5年間では、年平均10件程度の相談を受けており、虐待認定については年平均3件程度ですが、令和3年度は6件と増加傾向にあります。

施設での虐待相談及び虐待認定については、平成30年度に相談が1件あったのみで、認定に至った事案はありませんでした。

単位：件

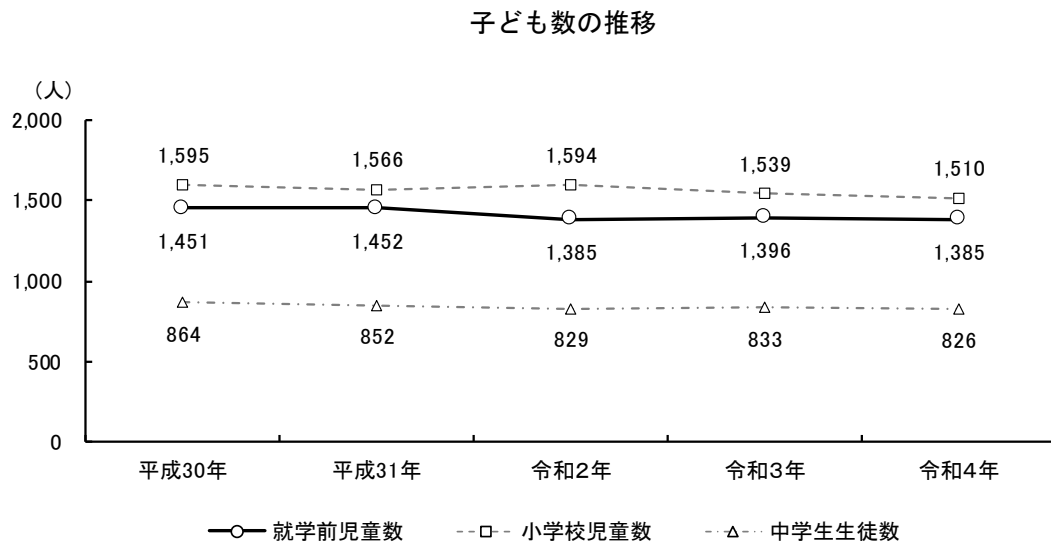
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
養護者	虐待相談	10	6	16	12	10
	虐待認定	0	5	1	4	6
施設	虐待相談	0	1	0	0	0
	虐待認定	0	0	0	0	0

資料：長寿介護課

(5) 子どもの状況

① 子ども数の推移

平成30年から令和4年の子ども数の推移をみると、就学前児童数は減少傾向にあります。小学生児童数、中学生生徒数についても減少傾向で推移しています。



資料：こども未来課（各年4月1日現在）

② 乳児家庭全戸訪問事業*

令和2年度以降の訪問件数の減少については、新型コロナウイルスの感染予防対策として、訪問を希望しない家庭には電話や来所での相談対応を実施したためです。

訪問件数は減少していますが、出生時の状況把握は全数実施できており、要支援者の把握や支援介入は従来通り行われています。

単位：件

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実家庭数	249	239	226	204	197
延家庭数	284	239	226	204	197

資料：こども未来課

※実家庭数は、訪問した家庭数で、延家庭数は、同じ家庭に複数回行った総回数。

※令和元年度以降は、乳児家庭全戸訪問後の訪問は乳児訪問として計上しているため、延べ件数及び実件数が同数となっている。

③ 養育支援訪問事業*

平成30年度までは、専門職による継続的な育児支援が特に必要な家庭に関して行った訪問は、全て養育支援訪問として計上していましたが、令和元年度以降は集計方法を変更したため、見かけ上の件数は減少しています。

現在、支援の必要な対象者に対しては電話や来所相談、教室勧奨、育児支援ヘルパーや産後ケア等の多様な方法により支援介入を実施しており、養育訪問件数は減少していますが、専門職による支援件数は増加傾向にあります。

単位：件

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
実家庭数	10	12	5	3	2
延家庭数	102	109	20	28	7

資料：こども未来課

※実家庭数は、訪問した家庭数で、延家庭数は、同じ家庭に複数回行った総回数。

④ 母子健康手帳の交付

母子健康手帳の交付については、平成29年以降11週未満の時期での届出が9割を超えています。しかし、20週以降の届出も毎年1～2人います。

単位：人、%

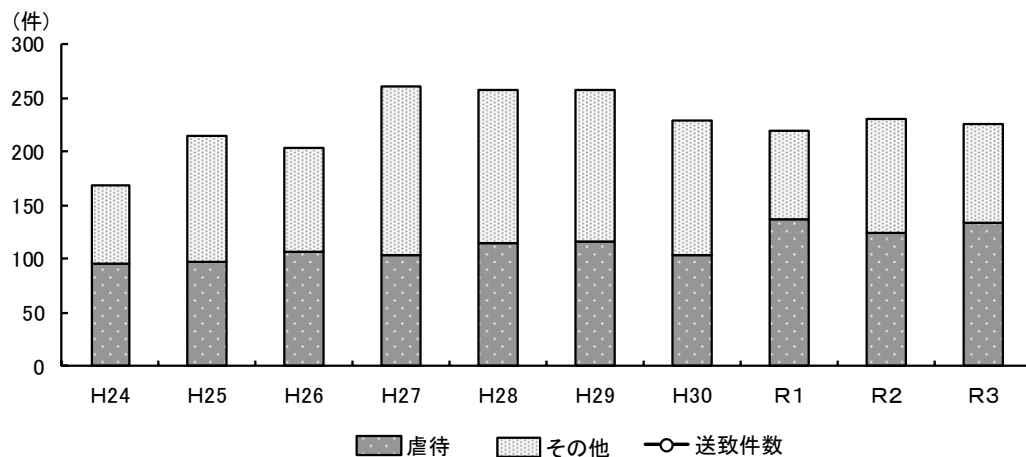
母子健康手帳 交付の時期	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)
～11 週未満	229	96.6%	205	96.2%	191	95.0%	214	99.1%	228	97.9%
12～19 週	7	3.0%	6	2.8%	8	3.9%	2	0.9%	4	1.7%
20～27 週	1	0.4%	2	0.9%	2	1.0%	0	0.0%	1	0.4%
28 週～分娩	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
保健師の面接 実施率	94.5%		98.6%		100.00%		85.2%		76.8%	

資料：こども未来課 市町村事業実績報告（母子保健）

⑤ 子どもの虐待の現況

児童相談援助統計報告における子ども虐待の相談対応件数をみると、平成24年度以降高止まりしており、令和3年度で134件となっています。

相談対応件数の推移



単位: 件

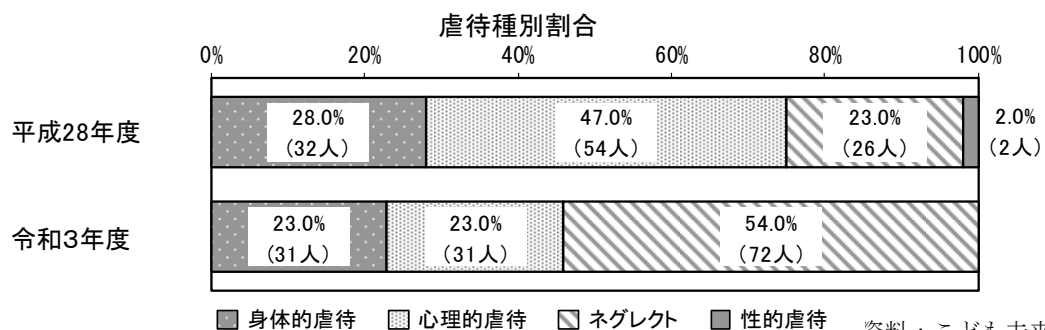
	虐待	その他	計
平成 24 年度	95	73	168
平成 25 年度	97	118	215
平成 26 年度	107	96	203
平成 27 年度	103	157	260
平成 28 年度	114	144	258
平成 29 年度	117	141	258
平成 30 年度	104	125	229
令和元年度	137	83	220
令和 2 年度	125	105	230
令和 3 年度	134	91	225

資料: こども未来課

※件数=対象児童数

※平成 21 年度より追加された“要支援”“特定妊婦”は、“その他”に含まれる

令和3年度の虐待種別割合はネグレクトが最も多く54.0%、次いで、身体的虐待、心理的虐待23.0%、性的虐待0.0%の順となっています。



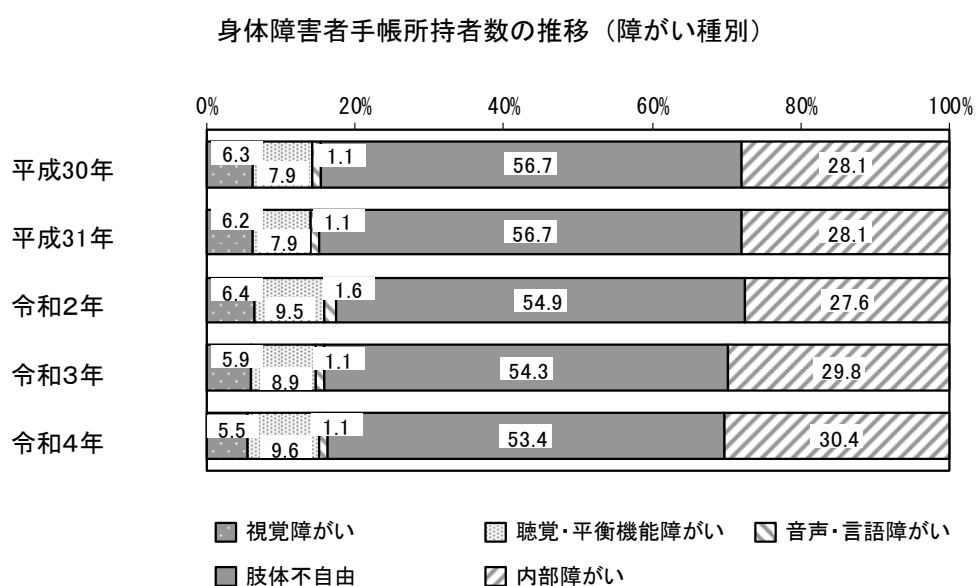
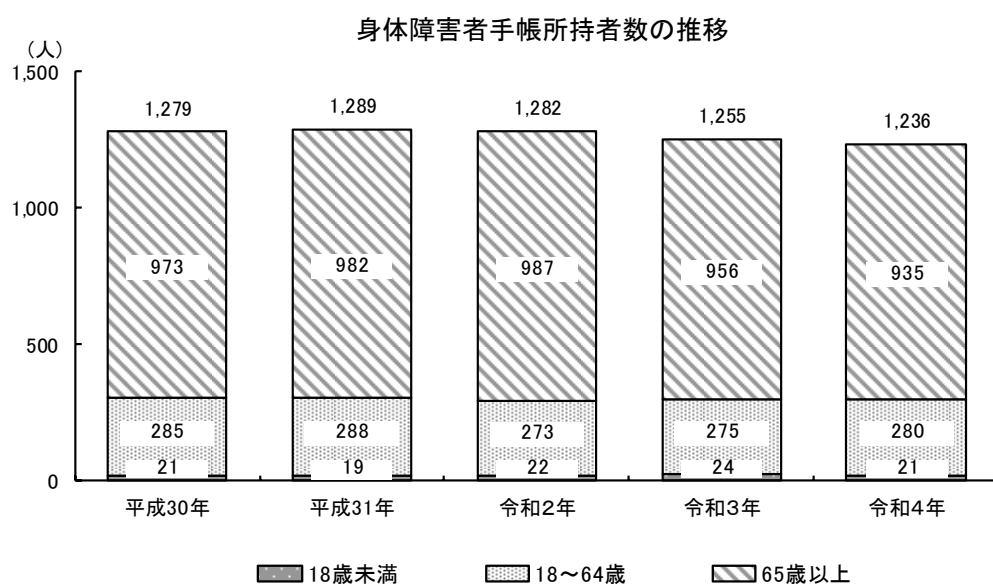
資料: こども未来課

(6) 障害者手帳所持者の状況

① 身体障害者手帳所持者数の推移

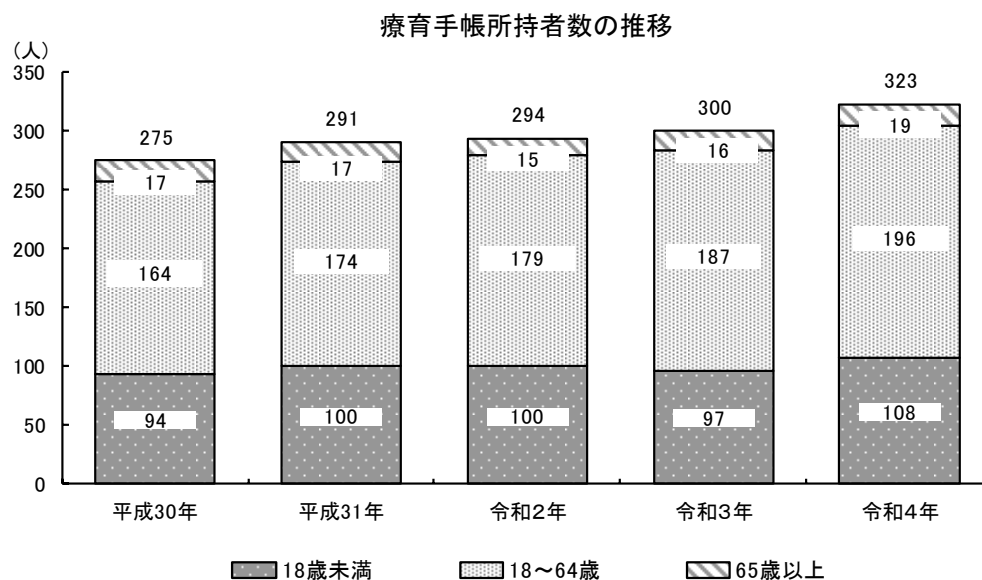
身体障害者手帳所持者は、65歳以上高齢者が全体の7割以上を占めており、人口の高齢化にともない、手帳所持者の高齢者の割合も増加しています。

障がい種別の身体障害者手帳所持者割合についてみると、「肢体不自由」が全体の5割以上を占めています。



② 療育手帳所持者数の推移

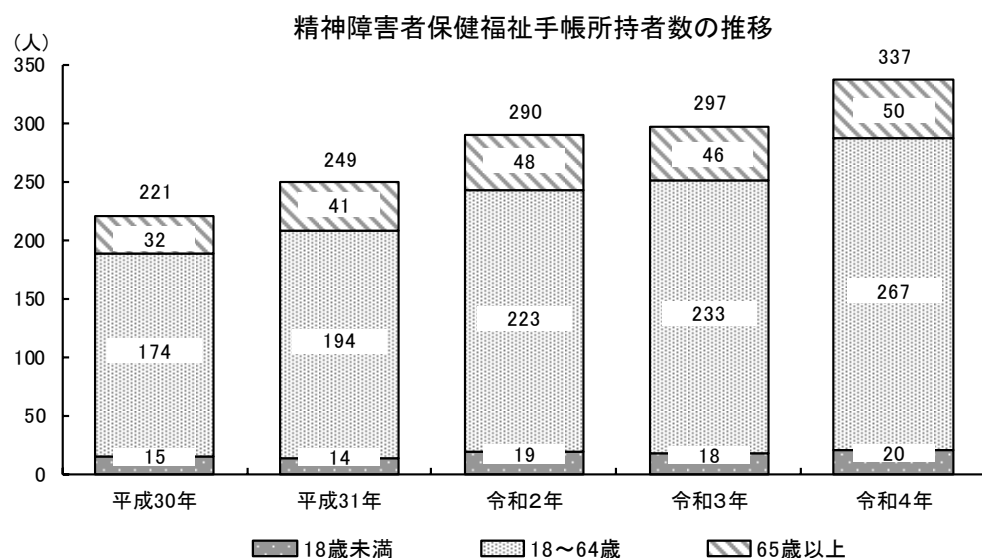
年齢別の療育手帳所持者数の推移についてみると、年々増加傾向となっています。
特に「18～64歳」が、平成30年から令和4年にかけて32人増加しています。



③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

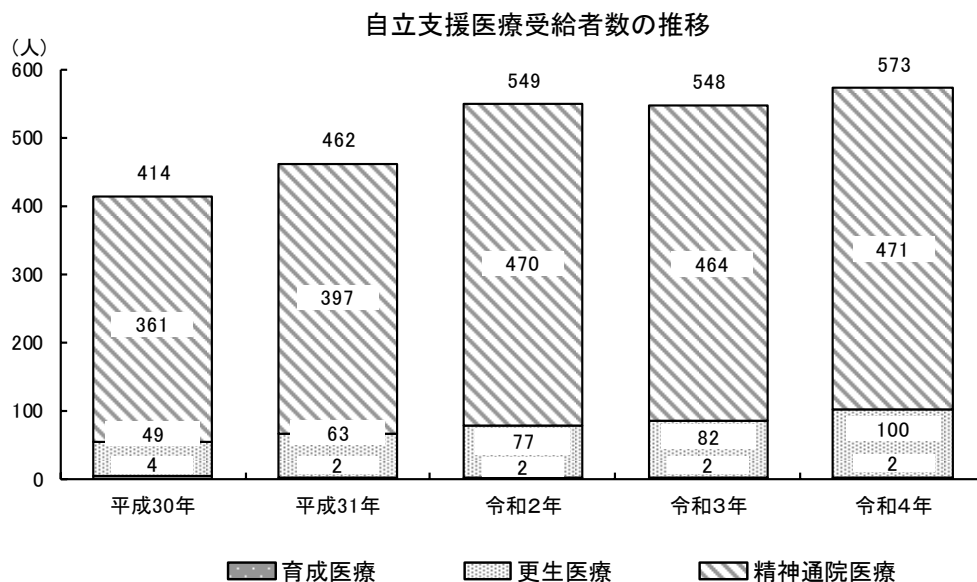
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移についてみると、年々増加傾向となっています。

特に「18～64歳」が令和3年から令和4年にかけて34人増加しています。



④ 自立支援医療*受給者数の推移

自立支援医療受給者数の推移についてみると、令和2年までは年々増加傾向となっており、令和3年で一旦減少しましたが、令和4年で増加し、573人となっています。



⑤ 障がい者の虐待の相談及び件数

障がい者を雇用する事業主等による使用者(雇用主)からの虐待の相談及び件数は、平成28年度から令和3年度までありません。

家族、親族等の養育者によるものは令和元年度に1件、令和3年度に2件、障害者福祉サービス事業所従事者等によるものは、平成28年から1～3件程ありました。

単位：件

		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
養育者	虐待相談	0	0	0	1	0	2
	虐待認定	0	0	0	0	0	0
事業所	虐待相談	1	0	1	1	3	0
	虐待認定	0	0	0	0	0	0
(雇用主) 使用者	虐待相談	0	0	0	0	0	0
	虐待認定	0	0	0	0	0	0

資料：健康福祉課

(7) 田原本町の自殺の現状

① 過去 10 年間の自殺者数

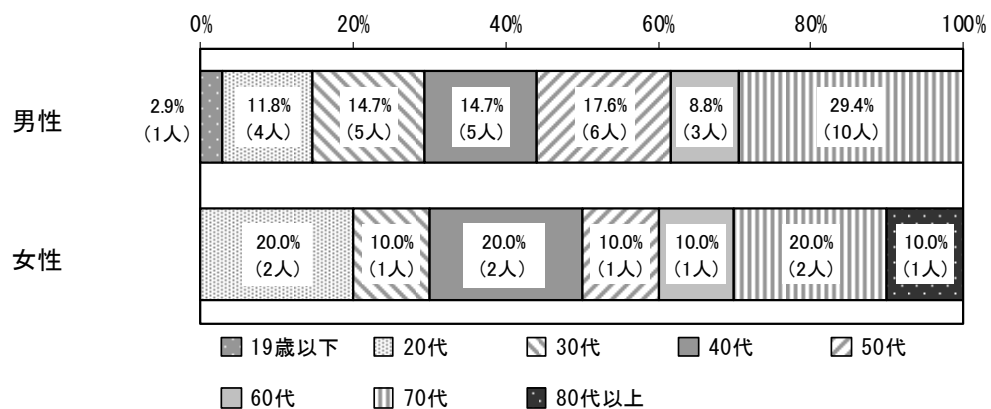
男性においては、70歳代の割合が多いことが特徴となっています。女性においては、各年代1～2人となっており、年代別に大きな差異はみられません。

平成 24 年～令和 3 年 性別自殺者数の推移

単位：人

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	合計
男性	6	4	3	0	5	2	4	4	4	2	34
女性	3	2	0	0	2	0	1	0	1	1	10
合計	9	6	3	0	7	2	5	4	5	3	44

資料：奈良県人口動態統計より



資料：奈良県人口動態統計より

② 田原本町の主な自殺の特徴（平成 29 年～令和 3 年合計）

	上位 5 区分	自殺者数 5 年計	割合	自殺率 (10 万対)	背景にある主な自殺の 危機経路※
1 位	男性 40～59 歳 有職 同居	4	26.7%	24.8	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2 位	男性 60 歳以上 有職 独居	2	13.3%	237.4	配置転換／転職+死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺
3 位	男性 60 歳以上 無職 独居	2	13.3%	14.8	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺

資料：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計

- ・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。
- ・自殺死亡率の算出に用いた人口（母数）は、総務省「令和 2 年国勢調査」就業状態等基本集計を基に JSCP にて推計したもの。

※「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したものです。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではありません。

2 地域資源の現状

(1) 地域資源の分布図

地域福祉に関わりのある主な公共施設等については下図のとおりです。



(2) 町の主な健康・福祉施設の概要

① 保健センター

乳幼児の健診や、各種がん検診、健康相談を行っています。その他、予防接種事業等感染症対策や、住民主体となって健康づくりを実践する食生活改善推進員や健康づくり推進員の活動を支援しています。救急医療については、日、祝、年末年始に、三宅町、川西町と共同で運営している磯城休日応急診療所が開所しています。

② すこやかひろば

保健センターの3階で、就学前のお子さんがいる親子を対象とした遊びの場で、授乳スペースやベビーベッドもあり、赤ちゃんを連れての利用も可能です。平成22年9月から地域子育て支援拠点事業*として、NPO*法人子育てすこやかサークルに運営を委託しています。

③ はぴすまひろば

田原本町社会福祉協議会の2階の和室で、就学前のお子さんがいる親子を対象とした遊びの場で、平成30年4月から地域子育て支援拠点事業として、NPO法人ハッピースマイルに運営を委託しています。平成30年7月から一時預かり事業も委託しています。

④ ふれあいセンター

田原本町ふれあいセンターは、乳幼児から高齢者まで幅広い住民の皆さんのふれあい（交流）の場として、児童館と老人憩いの家の機能を併せ持つ複合型福祉施設として平成9年9月3日に開館。施設の管理運営については、田原本町社会福祉協議会が開設当初から平成17年度まで受託し、平成18年度からは指定管理者制度による管理運営を行っています。

⑤ 老人福祉センター

老人福祉センターは、高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供する場で、浴場やゲートボール場を備えた施設です。満60歳以上の町内在住者が無料で使用できます。昭和50年に開館。施設の管理運営については、開所当初から平成19年度まで町の管理で、平成20年度からは指定管理者制度による管理運営を行っています。

3 アンケート調査の概要

(1) 調査の概要

① 目的

「第2期田原本町地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定の基礎資料として、調査を実施しました。

② 対象

田原本町在住の18歳以上80歳未満の方から無作為に選んだ2,000名

③ 期間

令和4年2月7日から令和4年2月22日

④ 調査方法

郵送による配布・回収及びインターネットによるWeb回答

⑤ 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率	有効回答数の内訳	
			紙媒体の回答	Web 回答
2,000 通	766 通	38.3%	610 通 (79.6%) ※	156 通 (20.4%) ※

※有効回答数の内訳の割合は、有効回答数全体に占める割合を示す。

■ 有効回答数の紙媒体と Web 回答の内訳（年齢別）

単位：上段；通数、下段；割合（%）

	合計	18～29 歳	30～49 歳	50～64 歳	65～74 歳	75 歳以上	無回答
全 体	766	73	173	193	233	92	2
	100.0	9.5	22.6	25.2	30.4	12.0	0.3
紙媒体 の回答	610	39	106	155	219	89	2
	100.0	6.4	17.4	25.4	35.9	14.6	0.3
Web 回答	156	34	67	38	14	3	—
	100.0	21.8	42.9	24.4	9.0	1.9	—

(2) 主な調査結果

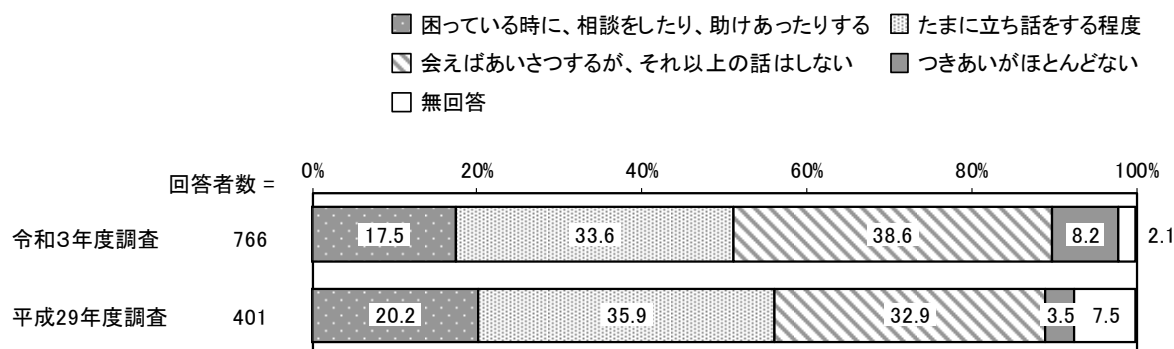
① 地域との関わりについて

近所づきあいについては、若い世代で「つきあいがほとんどない」の割合が約2割と他の年代に比べ高くなっています。地域での交流を深めるために重要なこととして、「あいさつができる、顔見知り関係をつくる」の割合が高く、日頃の近所づきあいが重要です。

【日常的な近所づきあい】

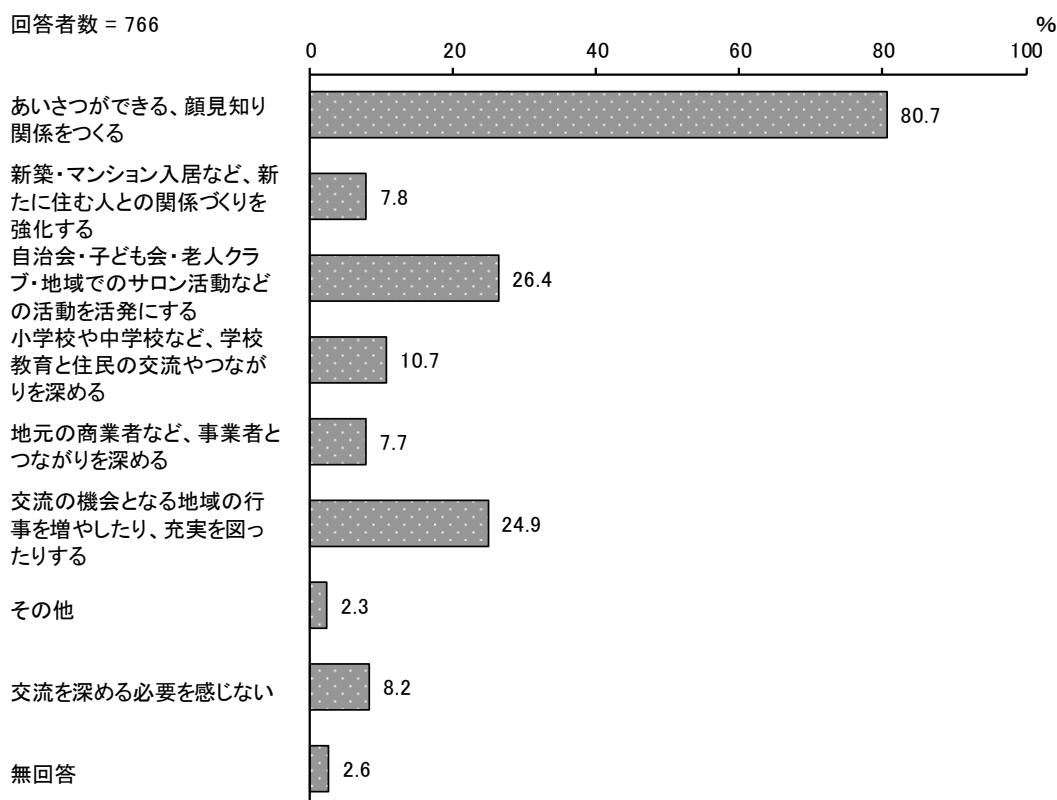
「会えばあいさつするが、それ以上の話はしない」の割合が38.6%と最も高く、次いで「たまに立ち話をする程度」の割合が33.6%、「困っている時に、相談をしたり、助けあったりする」の割合が17.5%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「会えばあいさつするが、それ以上の話はしない」の割合が増加しています。



【地域での交流を深めるために必要なこと】

「あいさつができる、顔見知り関係をつくる」の割合が80.7%と最も高く、次いで「自治会・子ども会・老人クラブ・地域でのサロン*活動などの活動を活発にする」の割合が26.4%、「交流の機会となる地域の行事を増やしたり、充実を図ったりする」の割合が24.9%となっています。



② 地域活動やボランティア活動について

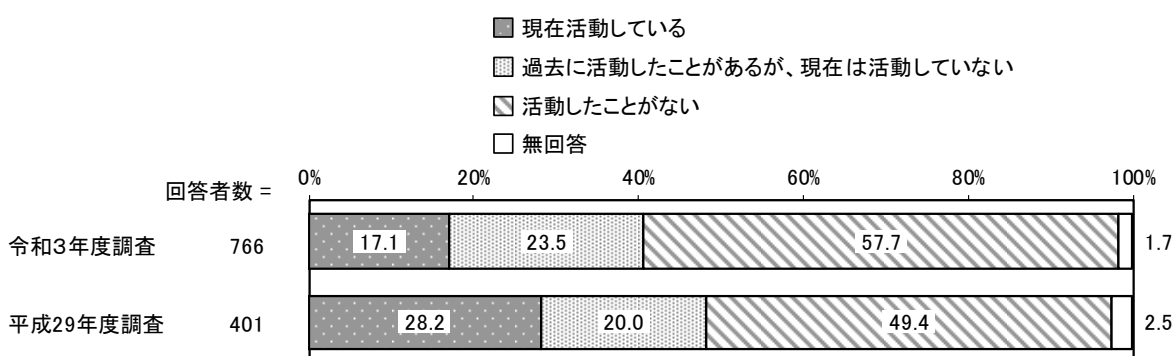
地域活動に参加したことがない人が約6割、ボランティア活動に参加したことがない人が約7割となっています。特に若い年代の地域活動に参加する割合が低く、地域における多世代の交流等が必要です。

ボランティアに参加していない理由として「参加するきっかけがない」の割合が高くなっています。また、ボランティア活動を充実するために必要なこととして、「ボランティア活動に関する情報提供」の割合が高くなっており、活動等に関する情報提供の充実が必要です。また、子育て世代では、「福祉体験学習」を必要とする割合も高くなっており、子どもへの福祉教育等の充実が必要です。

【地域活動への参加状況】

「活動したことがない」の割合が57.7%と最も高く、次いで「過去に活動したことがあるが、現在は活動していない」の割合が23.5%、「現在活動している」の割合が17.1%となっています。

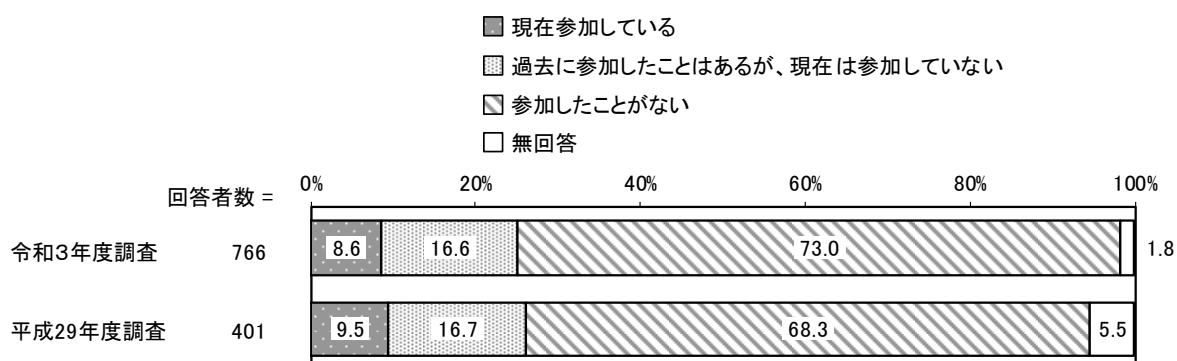
平成29年度調査と比較すると、「活動したことがない」の割合が増加しています。



【ボランティア活動への参加状況】

「参加したことがない」の割合が73.0%と最も高く、次いで「過去に参加したことはあるが、現在は参加していない」の割合が16.6%となっています。

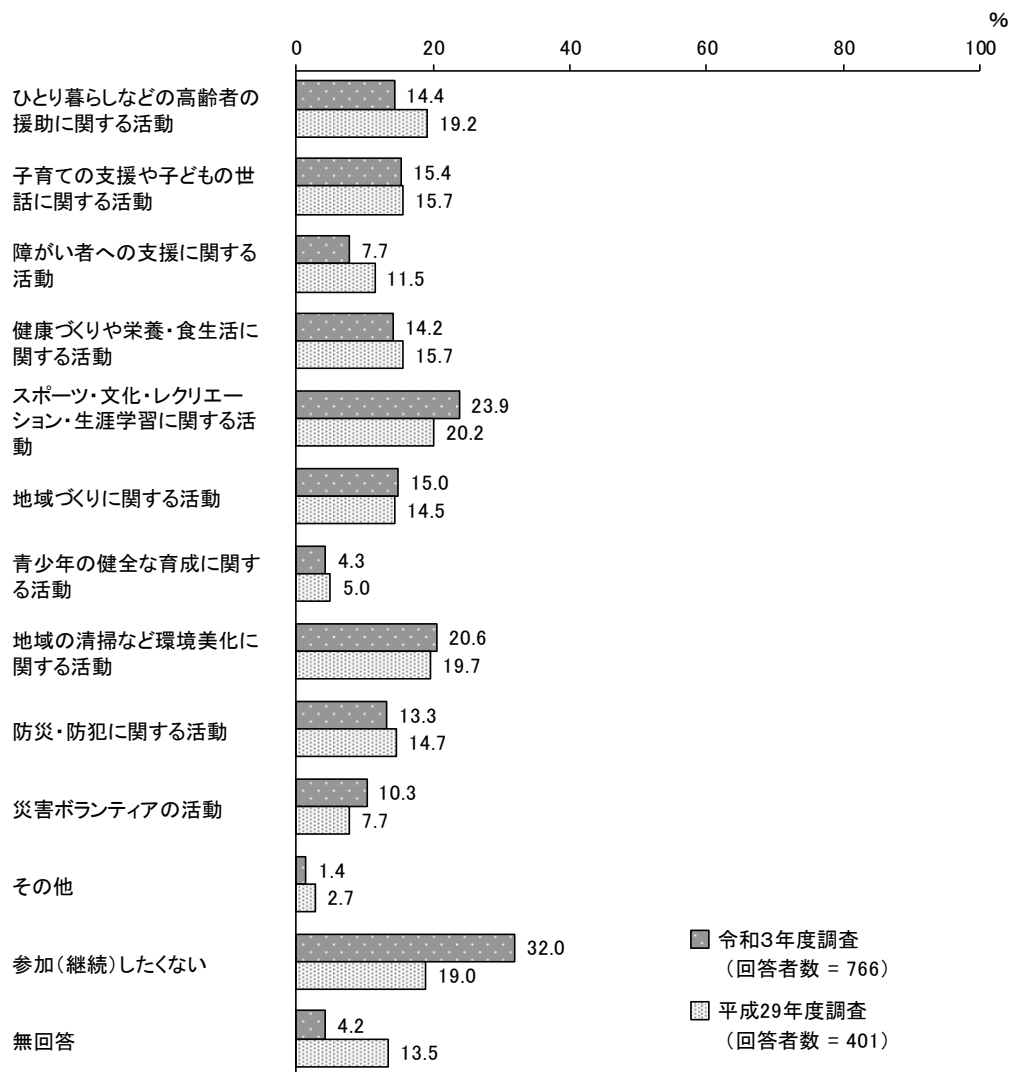
平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【今後、参加したい「福祉」に関わる地域活動やボランティア活動】

「参加（継続）したくない」の割合が32.0%と最も高く、次いで「スポーツ・文化・レクリエーション・生涯学習に関する活動」の割合が23.9%、「地域の清掃など環境美化に関する活動」の割合が20.6%となっています。

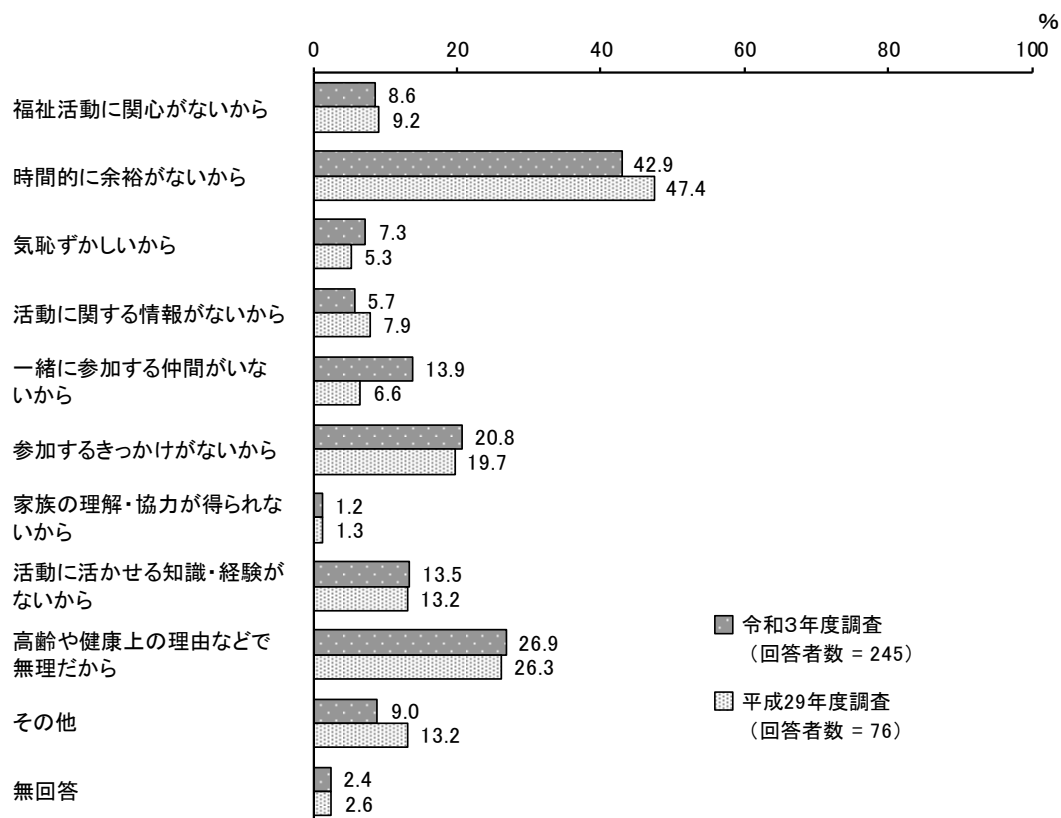
平成29年度調査と比較すると、「参加（継続）したくない」の割合が増加しています。



【「福祉」に関わる地域活動やボランティア活動に参加したくない理由】

「時間的に余裕がないから」の割合が42.9%と最も高く、次いで「高齢や健康上の理由などで無理だから」の割合が26.9%、「参加するきっかけがないから」の割合が20.8%となっています。

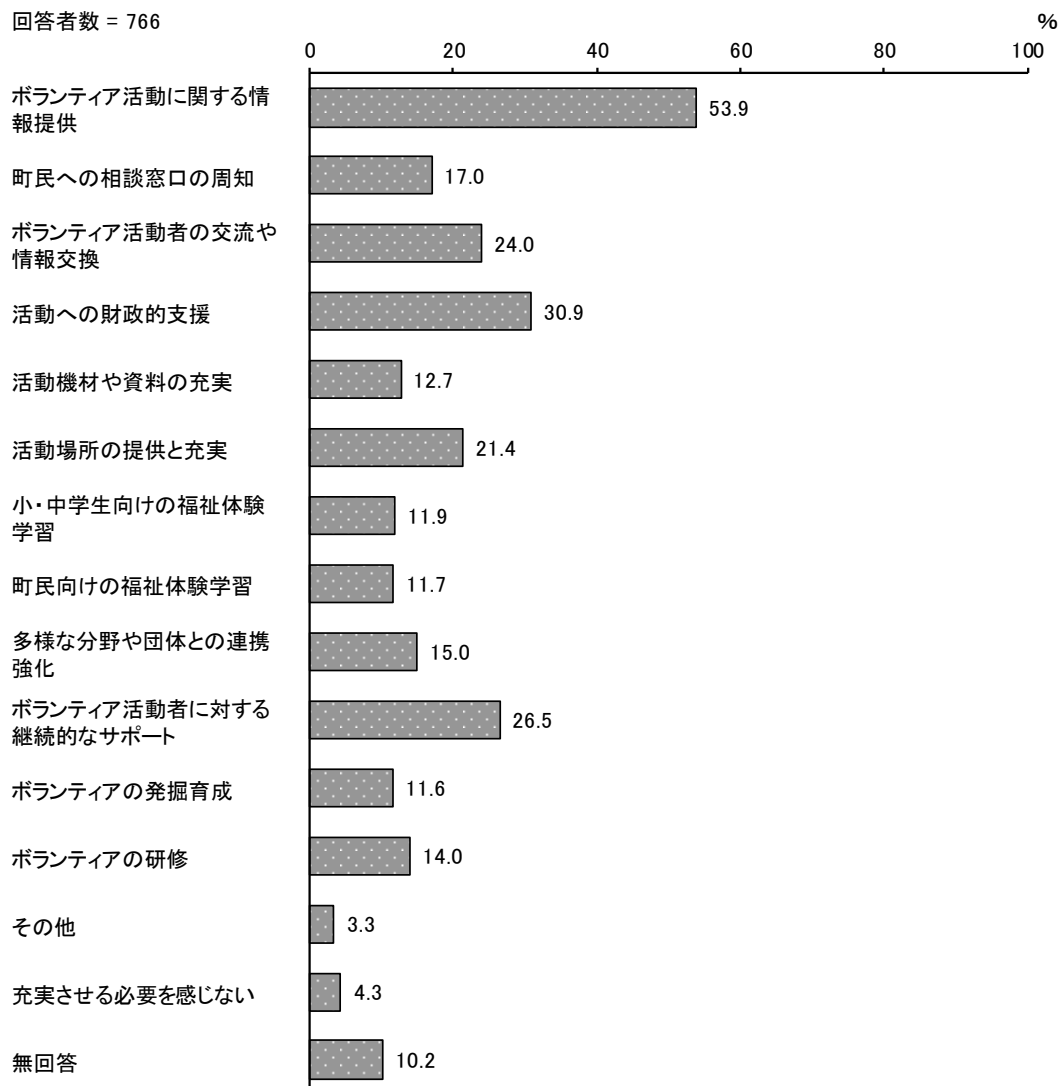
平成29年度調査と比較すると、「一緒に参加する仲間がいないから」の割合が増加しています。



【ボランティア活動を充実するために必要なこと】

「ボランティア活動に関する情報提供」の割合が53.9%と最も高く、次いで「活動への財政的支援」の割合が30.9%、「ボランティア活動者に対する継続的なサポート」の割合が26.5%となっています。

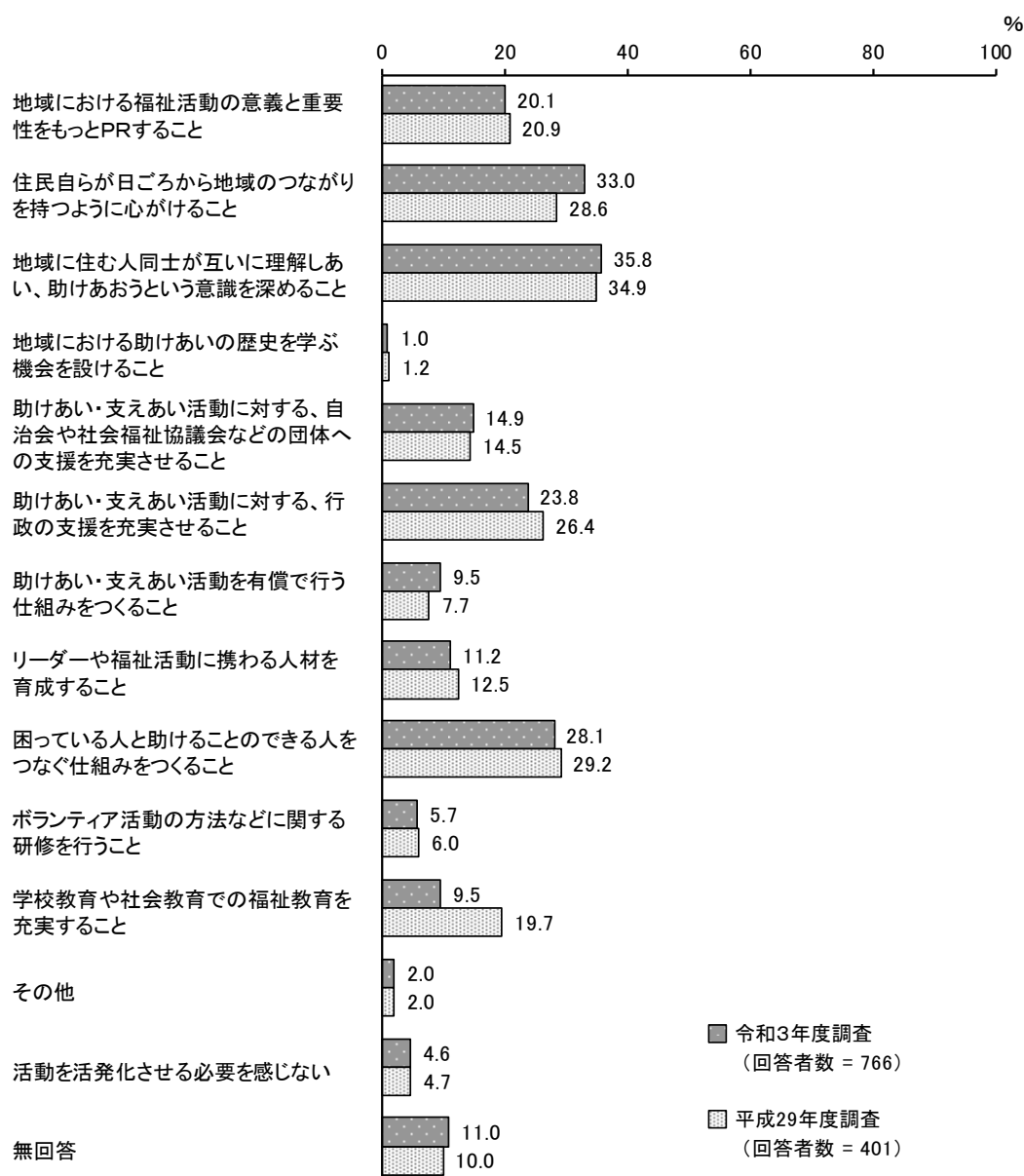
回答者数 = 766



【地域における支えあい、助けあい活動を活発化するために必要なこと】

「地域に住む人同士が互いに理解しあい、助けあおうという意識を深めること」の割合が35.8%と最も高く、次いで「住民自らが日ごろから地域のつながりを持つように心がけること」の割合が33.0%、「困っている人と助けることのできる人をつなぐ仕組みをつくること」の割合が28.1%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「学校教育や社会教育での福祉教育を充実すること」の割合が減少しています。



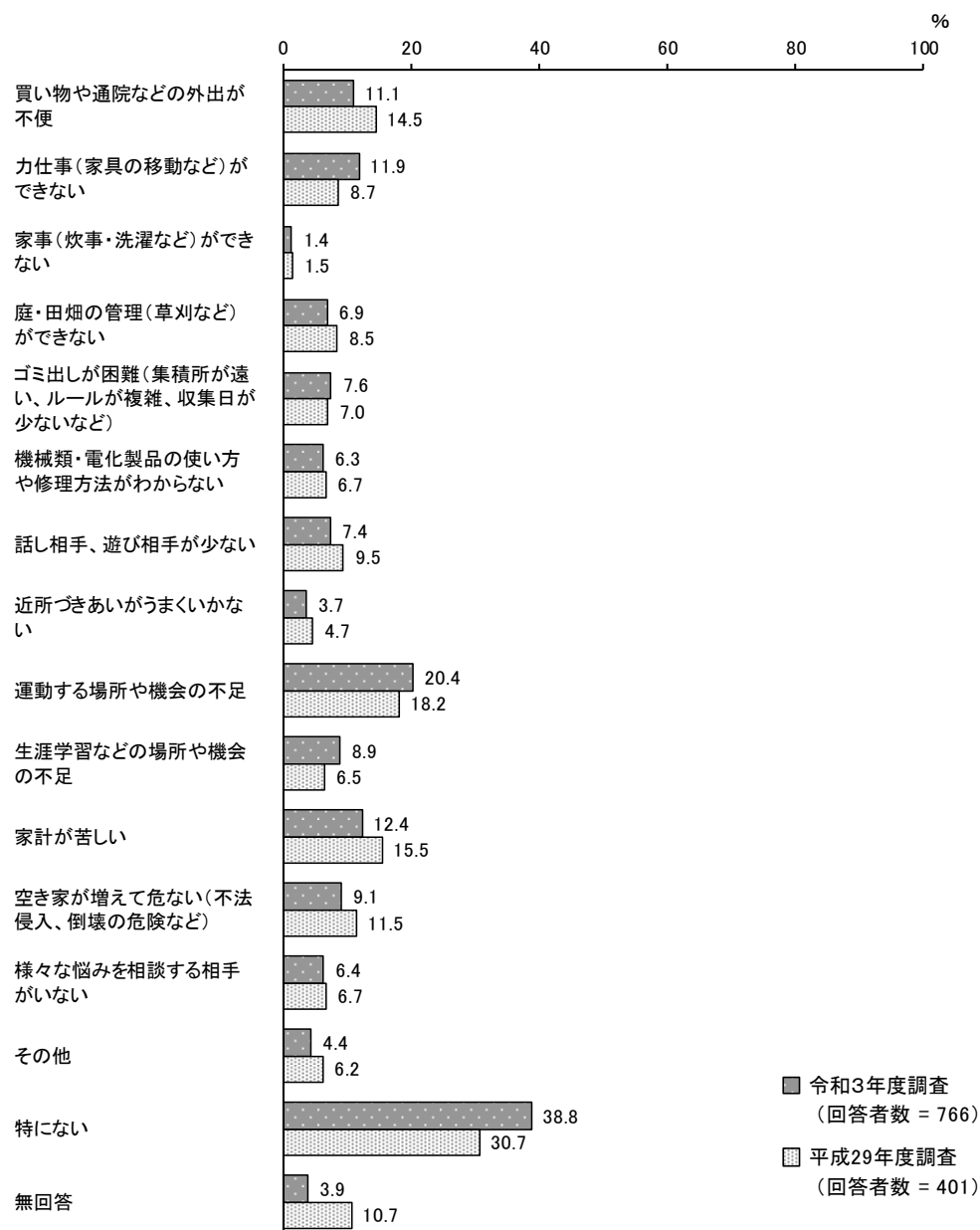
③ 地域における生活上の課題について

日々の生活で困っていること、悩みや不安の相談先として家族や知人の割合が高くなっていますが、役場等の相談窓口の割合が低くなっています。また、相談を気軽に聞いてもらえることや総合相談窓口等が求められており、相談支援体制の充実が必要です。また、相談相手がいない人や、地域で孤立し生活で様々な課題を抱えている人がいることがうかがえ、複雑な課題を抱えている人等への包括的な相談支援が必要です。

【日々の生活で困っていること、悩みや不安を感じていること】

「特にない」の割合が38.8%と最も高く、次いで「運動する場所や機会の不足」の割合が20.4%、「家計が苦しい」の割合が12.4%となっています。

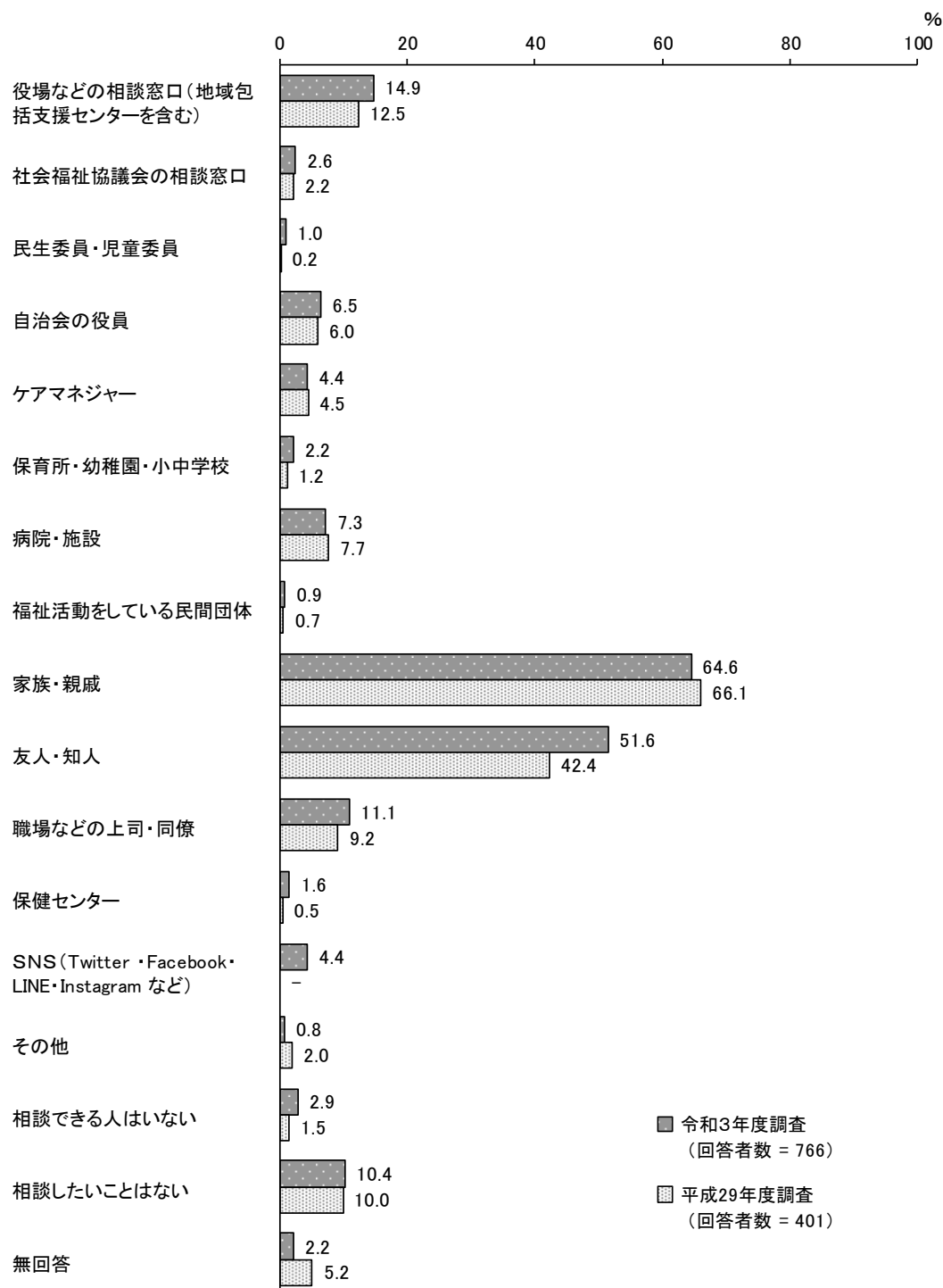
平成29年度調査と比較すると、「特にない」の割合が増加しています。



【日々の生活のなかで困ったことがあるときの相談相手】

「家族・親戚」の割合が64.6%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が51.6%、「役場などの相談窓口（地域包括支援センターを含む）」の割合が14.9%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「友人・知人」の割合が増加しています。

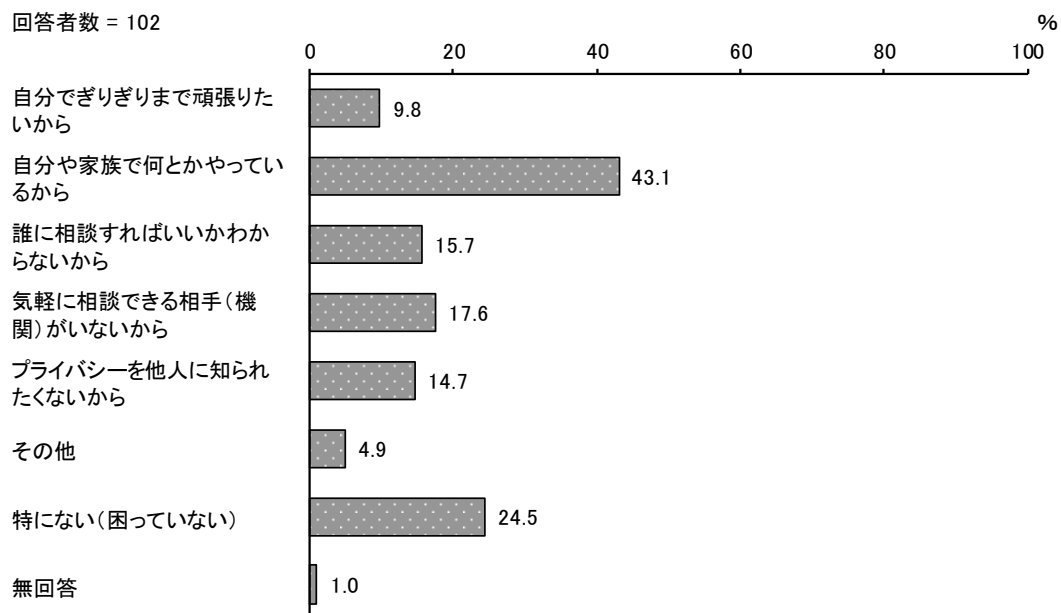


※平成29年度調査では、「SNS* (Twitter・Facebook・LINE・Instagram 等)」の選択肢はありませんでした。

【相談できない・相談しない理由】

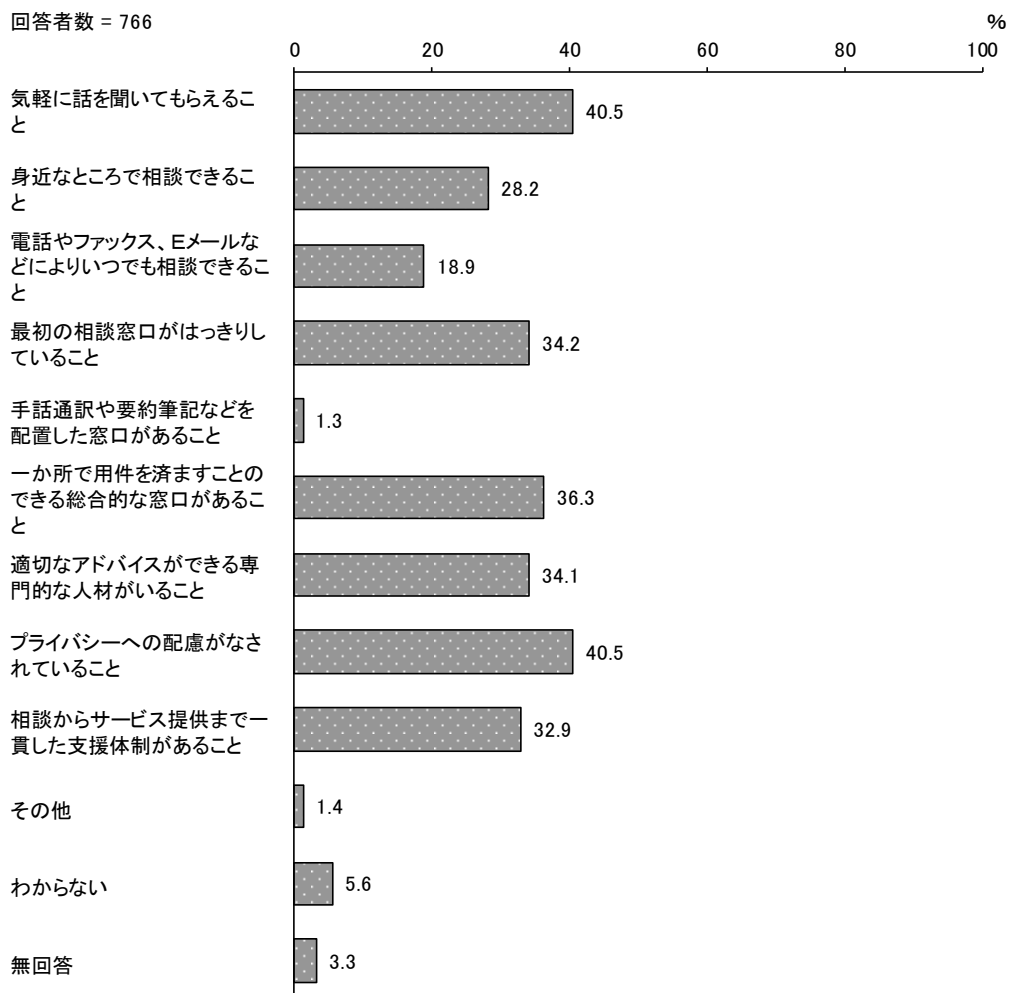
「自分や家族で何とかやっているから」の割合が43.1%と最も高く、次いで「特にない（困っていない）」の割合が24.5%、「気軽に相談できる相手（機関）がないから」の割合が17.6%となっています。

回答者数 = 102



【相談しやすい相談窓口】

「気軽に話を聞いてもらえること」、「プライバシーへの配慮がなされていること」の割合が40.5%と最も高く、次いで「一か所で用件を済ますことのできる総合的な窓口があること」の割合が36.3%となっています。



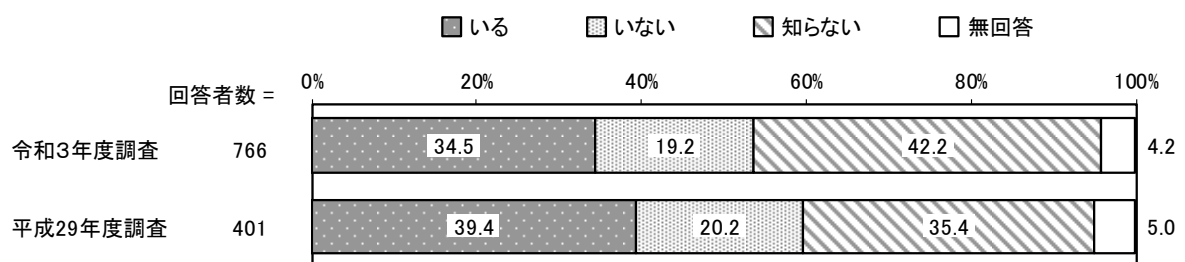
④ 災害時における助けあいについて

日ごろから隣近所づきあいは、地域福祉だけでなく、災害時等の助け合いにおいても重要であり、地域におけるつながりが重要です。

【ひとり暮らし高齢者や障がい者等、災害発生時に気になる人】

「知らない」の割合が42.2%と最も高く、次いで「いる」の割合が34.5%、「いない」の割合が19.2%となっています。

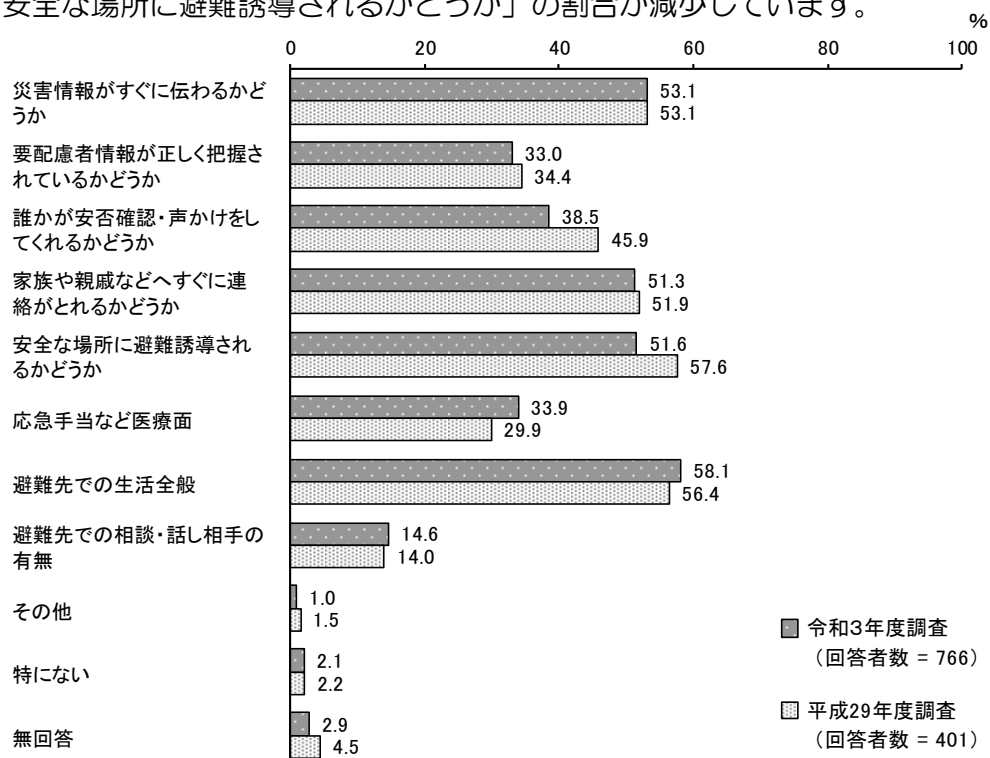
平成29年度調査と比較すると、「知らない」の割合が増加しています。



【災害時に要配慮者になった場合の不安】

「避難先での生活全般」の割合が58.1%と最も高く、次いで「災害情報がすぐに伝わるかどうか」の割合が53.1%、「安全な場所に避難誘導されるかどうか」の割合が51.6%となっています。

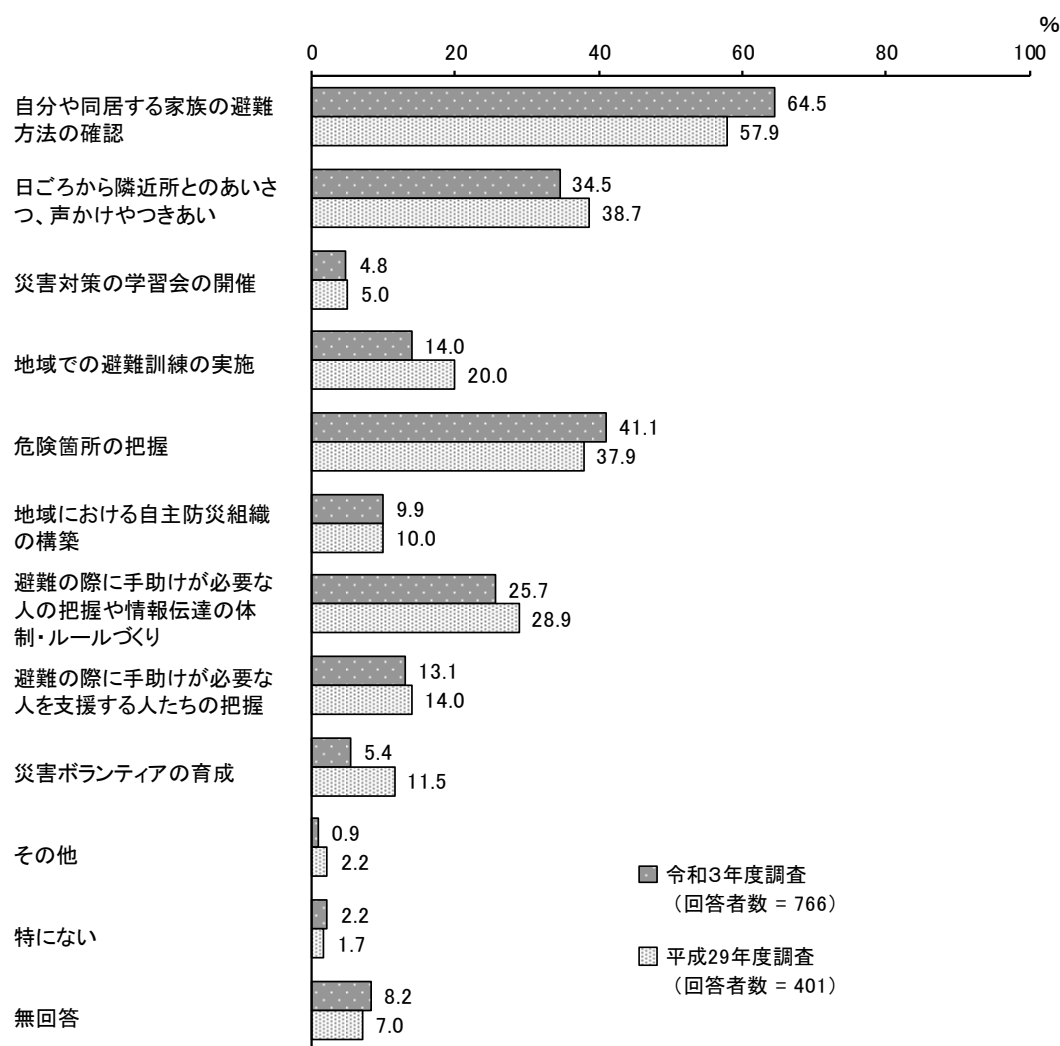
平成29年度調査と比較すると、「誰かが安否確認・声かけをしてくれるかどうか」「安全な場所に避難誘導されるかどうか」の割合が減少しています。



【地域における地震や台風等の災害時の備えで重要なこと】

「自分や同居する家族の避難方法の確認」の割合が64.5%と最も高く、次いで「危険箇所の把握」の割合が41.1%、「日ごろから隣近所とのあいさつ、声かけやつきあい」の割合が34.5%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「自分や同居する家族の避難方法の確認」の割合が増加しています。一方、「地域での避難訓練の実施」「災害ボランティアの育成」の割合が減少しています。

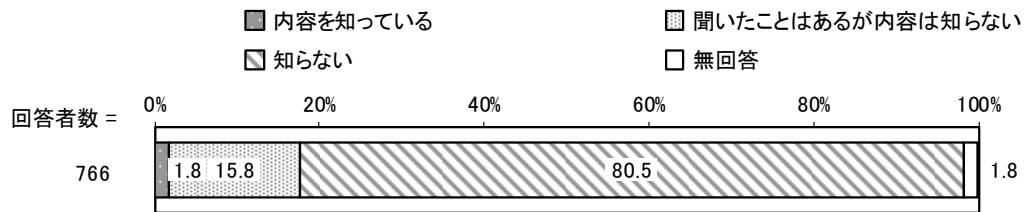


⑤ 自殺対策に関することについて

自殺対策として、相談支援体制の充実とともに、学校や職場等における対策の充実が求められています。

【町がこころの健康対策（自殺対策）を実施していることの認知度】

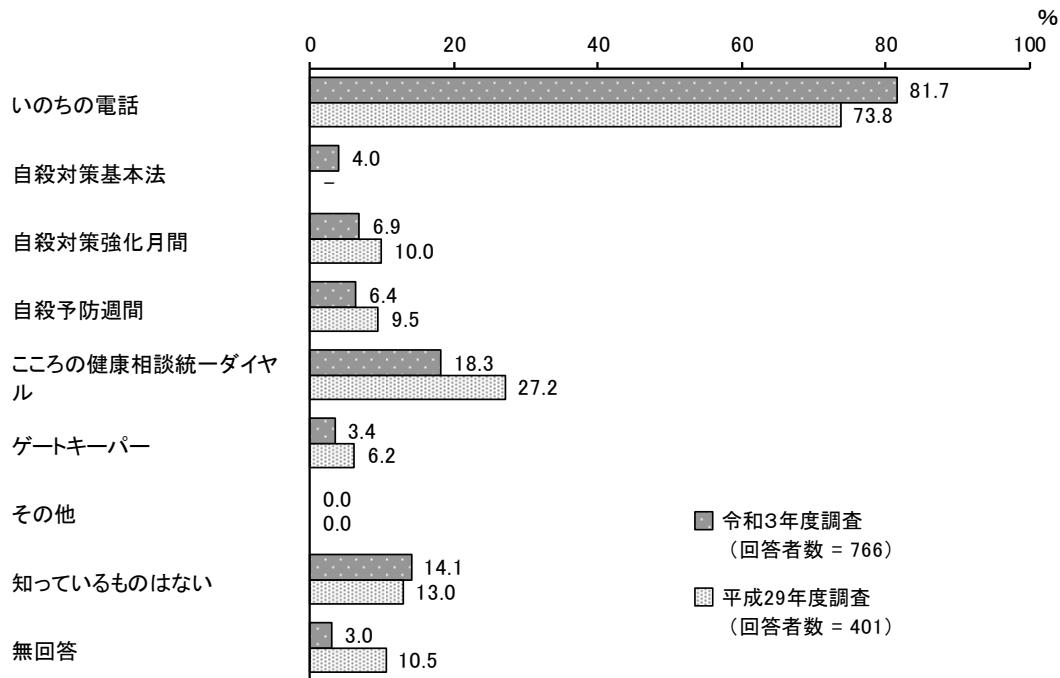
「知らない」の割合が80.5%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが内容は知らない」の割合が15.8%となっています。



【自殺対策に関係のあることばの認知度】

「いのちの電話」の割合が81.7%と最も高く、次いで「こころの健康相談統一ダイヤル」の割合が18.3%、「知っているものはない」の割合が14.1%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「いのちの電話」の割合が増加しています。一方、「こころの健康相談統一ダイヤル」の割合が減少しています。

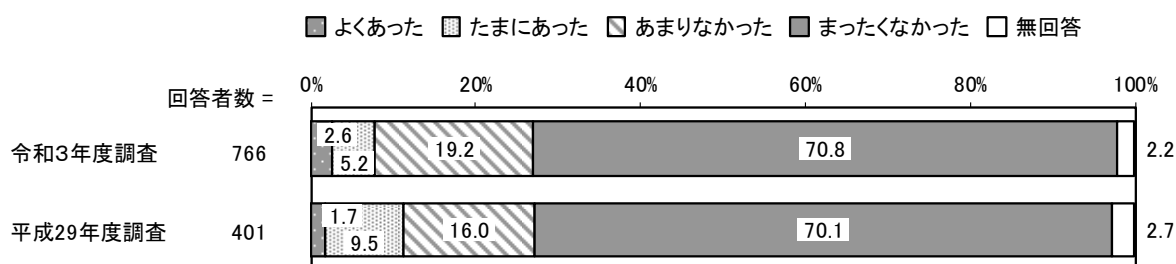


※平成 29 年度調査では、「自殺対策基本法」の選択肢はありませんでした。

【最近6か月間に「死にたい（消えたい）」と思うほどの悩みやストレスを感じたことの有無】

「まったくなかった」の割合が70.8%と最も高く、次いで「あまりなかった」の割合が19.2%となっています。

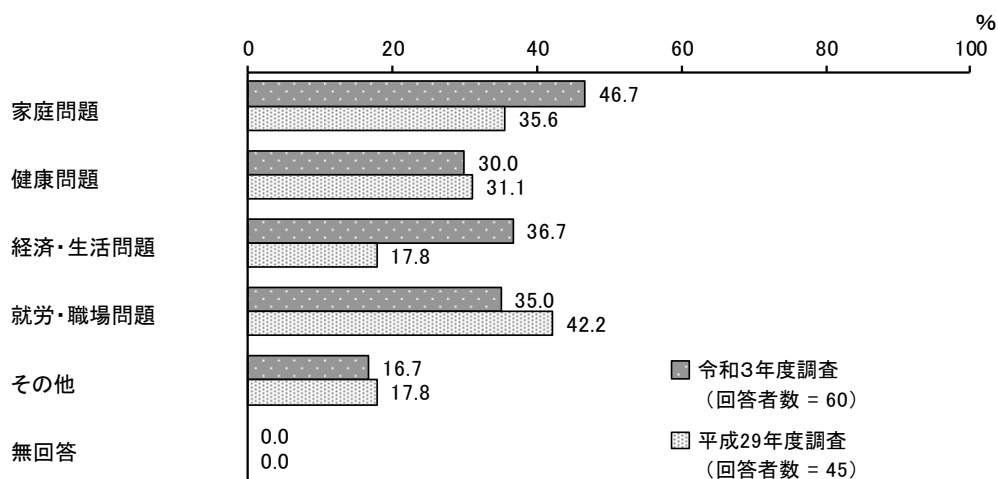
一方、「よくあった」の割合は2.6%となっていますが、平成29年度調査より0.9ポイント増加しています。



【「死にたい（消えたい）」と思うほどの悩みやストレスを感じたことの原因】

「家庭問題」の割合が46.7%と最も高く、次いで「経済・生活問題」の割合が36.7%、「就労・職場問題」の割合が35.0%となっています。

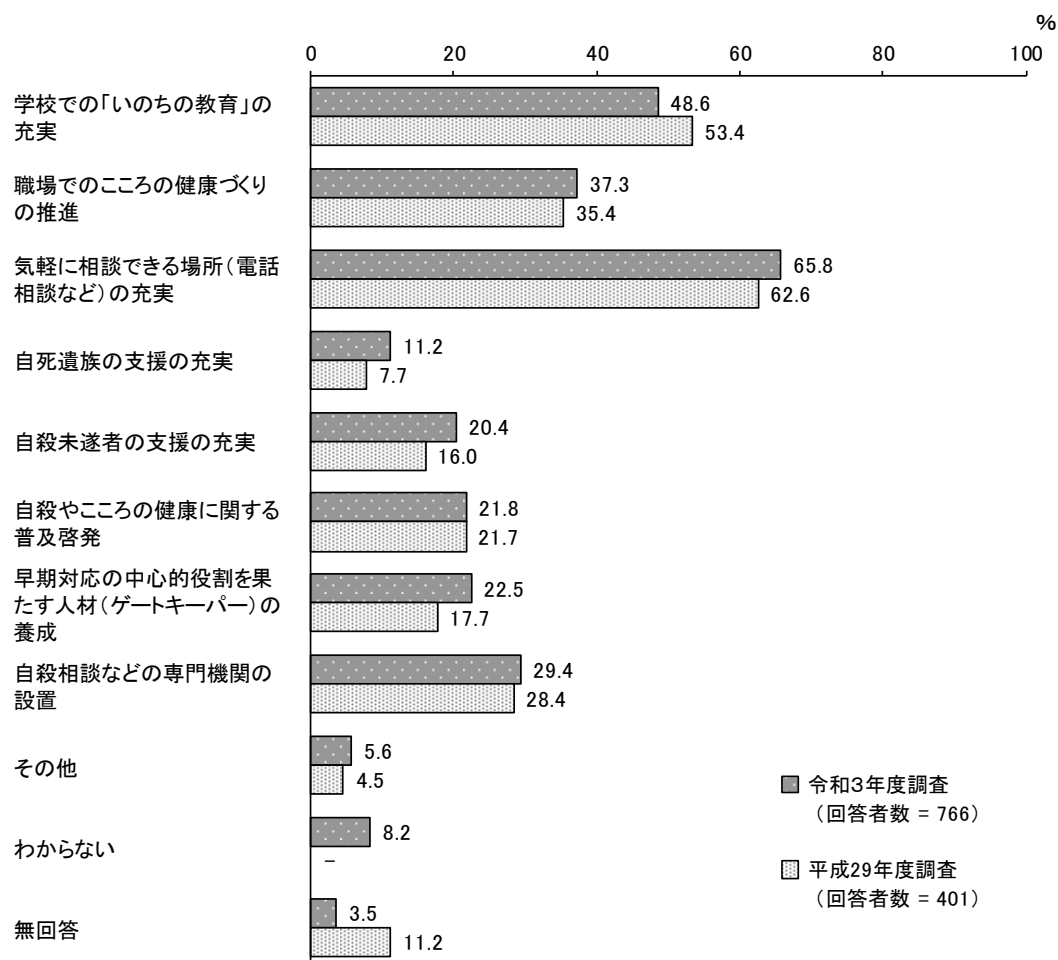
平成29年度調査と比較すると、「家庭問題」「経済・生活問題」の割合が増加しています。一方、「就労・職場問題」の割合が減少しています。



【自殺を減少させるために重要なこと】

「気軽に相談できる場所（電話相談等）の充実」の割合が65.8%と最も高く、次いで「学校での「いのちの教育」の充実」の割合が48.6%、「職場でのこころの健康づくりの推進」の割合が37.3%となっています。

平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



※平成 29 年度調査では、「わからない」の選択肢はありませんでした。

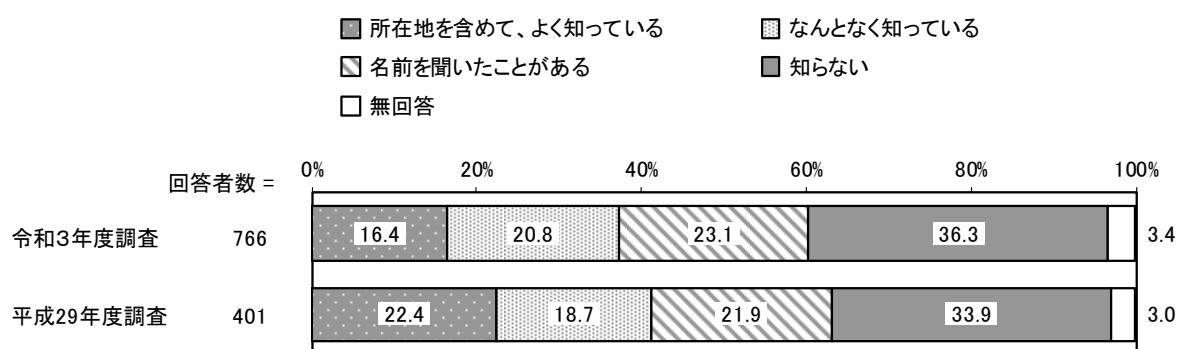
⑥ 田原本町社会福祉協議会（社協）について

田原本町社会福祉協議会に対して、地域における支えあい、見守り活動や、高齢者や障がい者、子育て支援の充実が求められています。また、実施している様々な事業の周知を含め、社会福祉協議会の認知度を高めていく必要があります。

【田原本町社会福祉協議会（社協）の認知度】

「知らない」の割合が36.3%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがある」の割合が23.1%、「なんとなく知っている」の割合が20.8%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「所在地を含めて、よく知っている」の割合が減少しています。

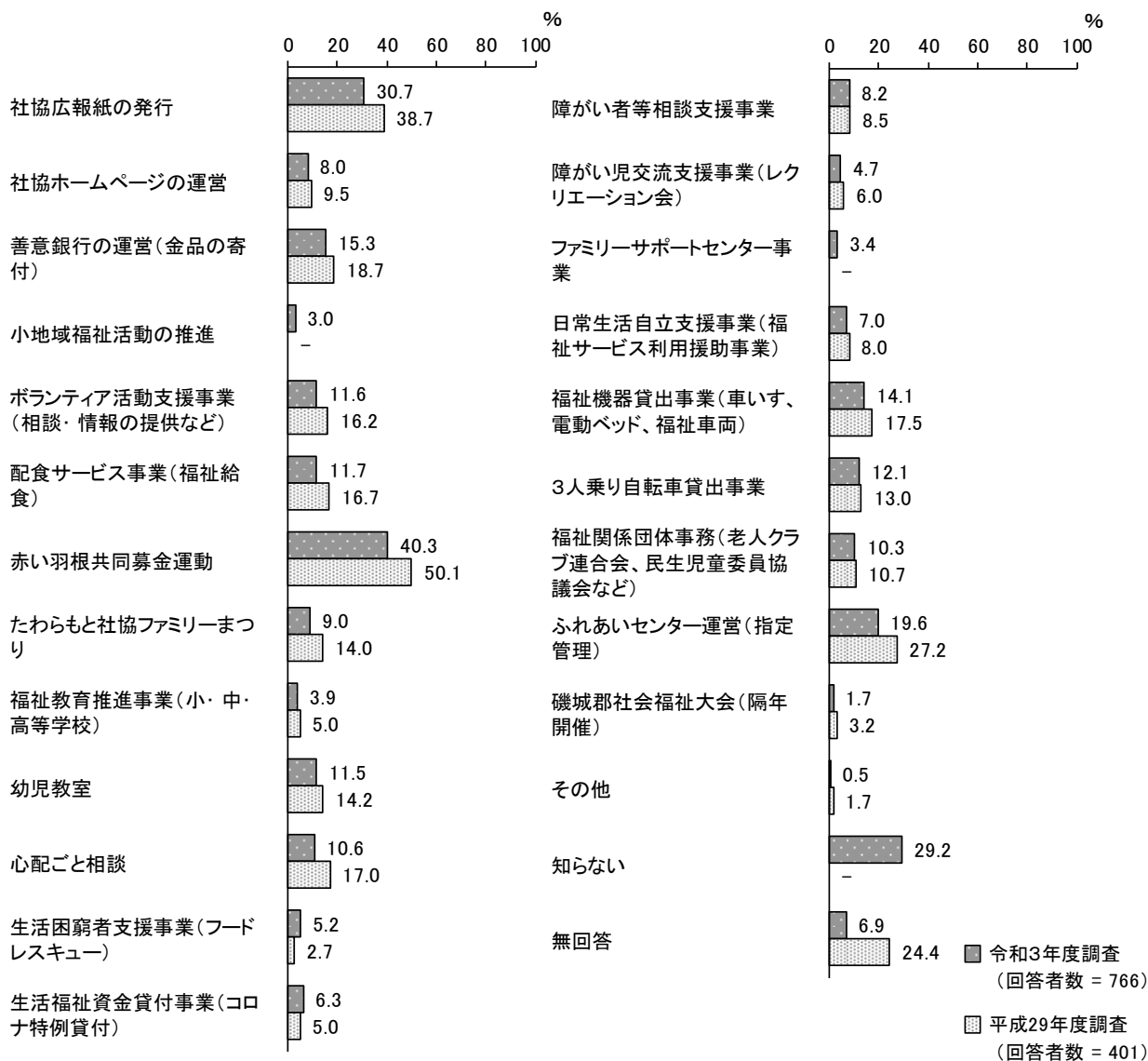


田原本町社会福祉協議会

【田原本町社会福祉協議会（社協）の事業の認知度】

「赤い羽根共同募金*運動」の割合が40.3%と最も高く、次いで「社協広報紙の発行」の割合が30.7%、「知らない」の割合が29.2%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「社協広報紙の発行」「配食サービス事業(福祉給食)」「赤い羽根共同募金運動」「たわらもと社協ファミリーまつり」「心配ごと相談」「ふれあいセンター運営（指定管理）」の割合が減少しています。



※平成29年度調査では、「小地域福祉活動の推進」「ファミリー・サポート・センター事業*」「知らない」選択肢はありませんでした。

⑦ これからの「福祉」のあり方について

年代によって、知りたい福祉の情報が異なるなど、支援を必要な人に情報が届くよう、様々な手段での情報提供の充実が必要です。

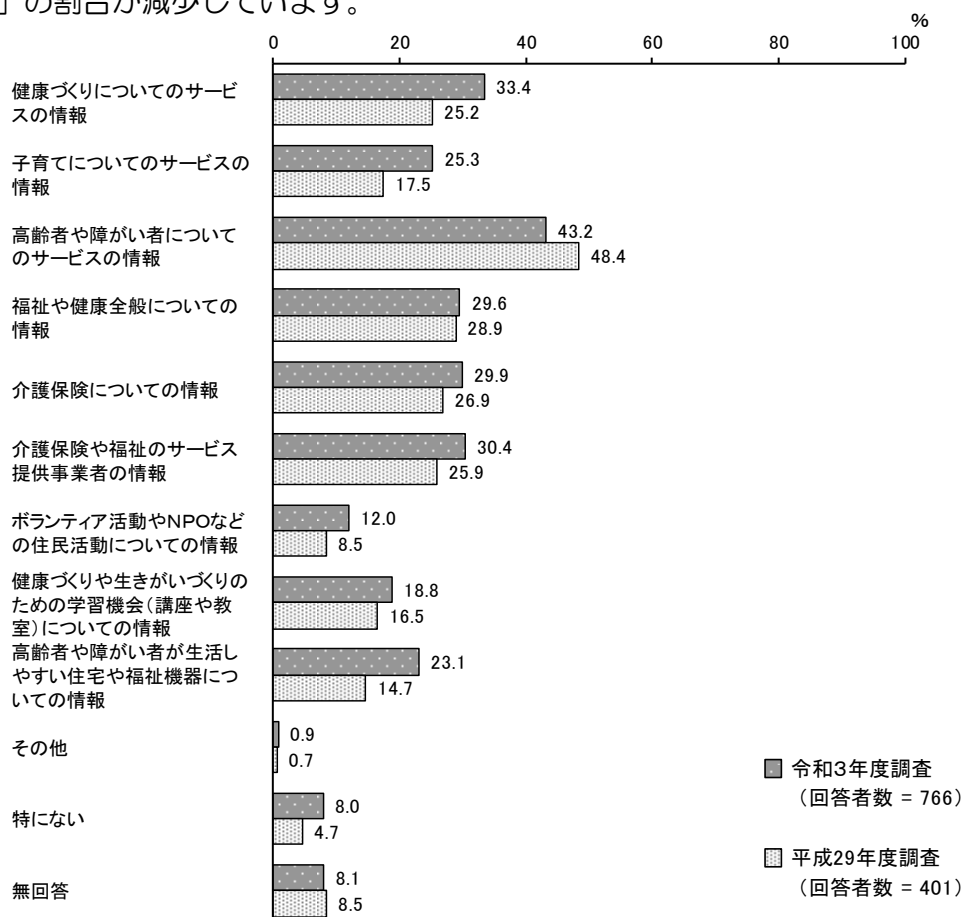
成年後見制度について内容等を知っている人は少ない状況となっており、制度の認知度を高め、成年後見制度の利用促進を図る必要があります。

誰もが住みなれた地域で安心して生活していくための取り組みとして、「福祉サービスの充実」、「相談窓口の充実」、「移動手段などの外出支援」が求められており、支援が必要な人へのサービスや支援の充実が求められています。また、8050問題やダブルケア等の複合的な課題に対応していく必要があります。

【「福祉」について知りたい情報】

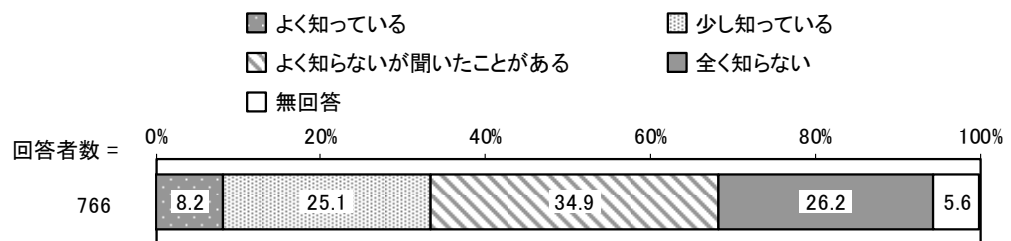
「高齢者や障がい者についてのサービスの情報」の割合が43.2%と最も高く、次いで「健康づくりについてのサービスの情報」の割合が33.4%、「介護保険や福祉のサービス提供事業者の情報」の割合が30.4%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「健康づくりについてのサービスの情報」「子育てについてのサービスの情報」「高齢者や障がい者が生活しやすい住宅や福祉機器についての情報」の割合が増加しています。一方、「高齢者や障がい者についてのサービスの情報」の割合が減少しています。



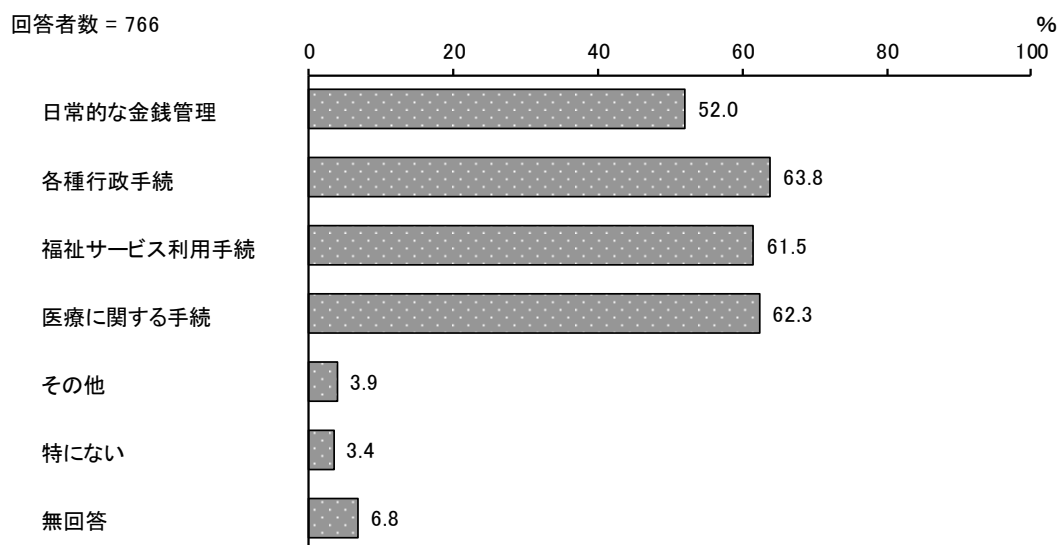
【「成年後見制度」の認知度】

「よく知らないが聞いたことがある」の割合が34.9%と最も高く、次いで「全く知らない」の割合が26.2%、「少し知っている」の割合が25.1%となっています。



【高齢者や障がいのある人にとって、日常生活の中で将来的に不安を感じること】

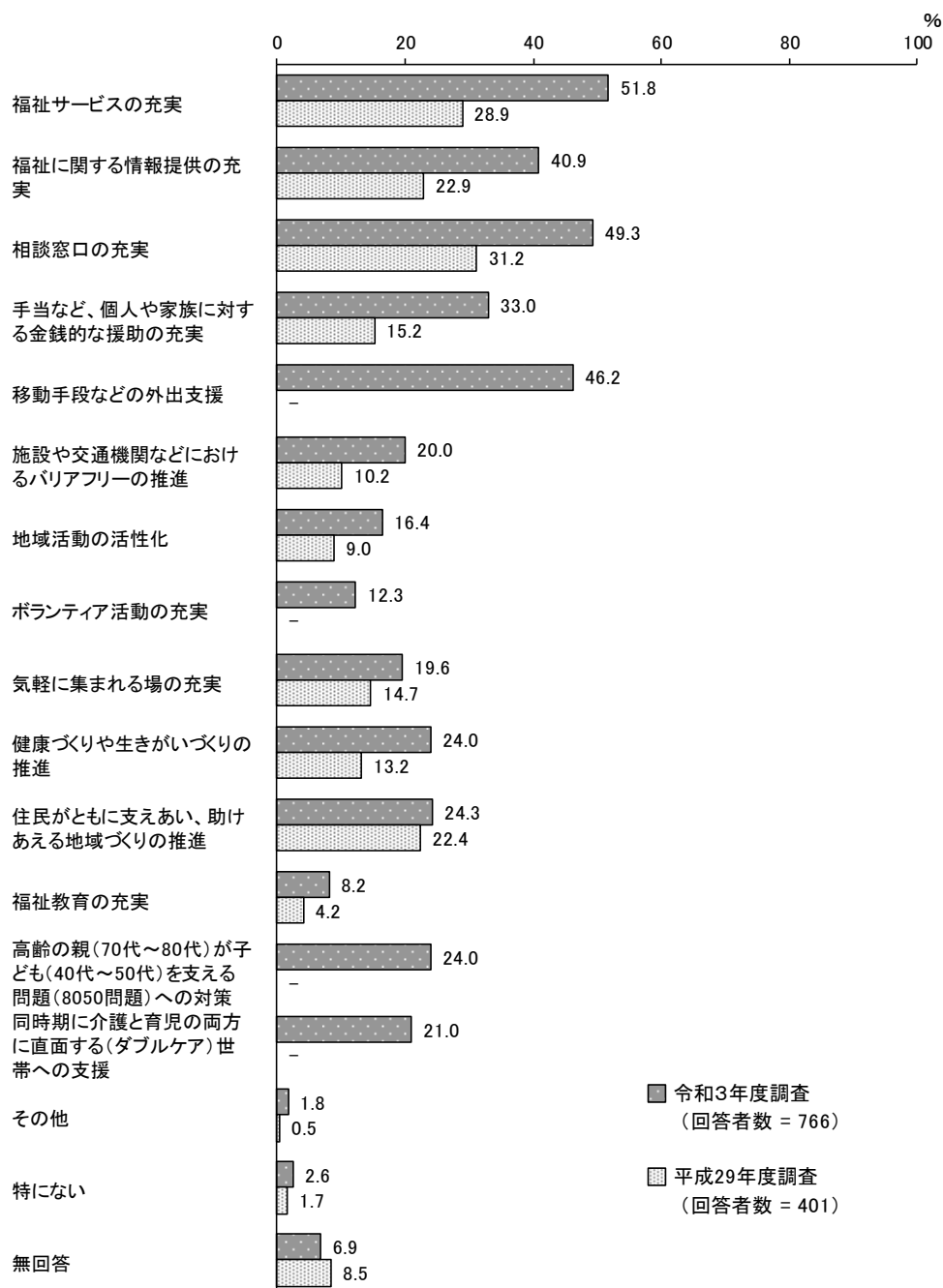
「各種行政手続」の割合が63.8%と最も高く、次いで「医療に関する手続」の割合が62.3%、「福祉サービス利用手続」の割合が61.5%となっています。



【誰もが住みなれた地域で安心して生活していくための取り組み】

「福祉サービスの充実」の割合が51.8%と最も高く、次いで「相談窓口の充実」の割合が49.3%、「移動手段などの外出支援」の割合が46.2%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「福祉サービスの充実」「福祉に関する情報提供の充実」「相談窓口の充実」「手当など、個人や家族に対する金銭的な援助の充実」「施設や交通機関などにおけるバリアフリーの推進」「地域活動の活性化」「健康づくりや生きがいがづくりの推進」の割合が増加しています。



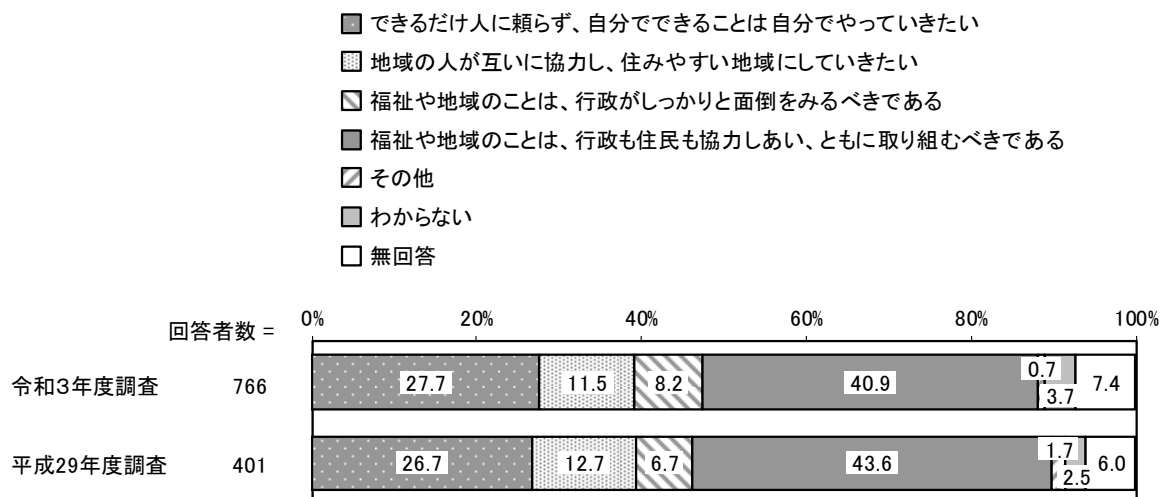
※「福祉サービスの充実」は、平成29年度調査では、「在宅福祉サービスの充実」となっています。

※平成29年度調査では、「移動手段などの外出支援」「ボランティア活動の充実」「高齢の親(70~80歳代)が子ども(40~50歳代)を支える問題(8050問題)への対策」「同時期に介護と育児の両方に直面する(ダブルケア)世帯への支援」の選択肢はありませんでした。

【これからの地域における「福祉」を担う主体について】

「福祉や地域のことは、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」の割合が40.9%と最も高く、次いで「できるだけ人に頼らず、自分でできることは自分でやっていきたい」の割合が27.7%、「地域の人が互いに協力し、住みやすい地域にしていきたい」の割合が11.5%、「福祉や地域のことは、行政がしっかりと面倒をみるべきである」の割合が8.2%となっています。

平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



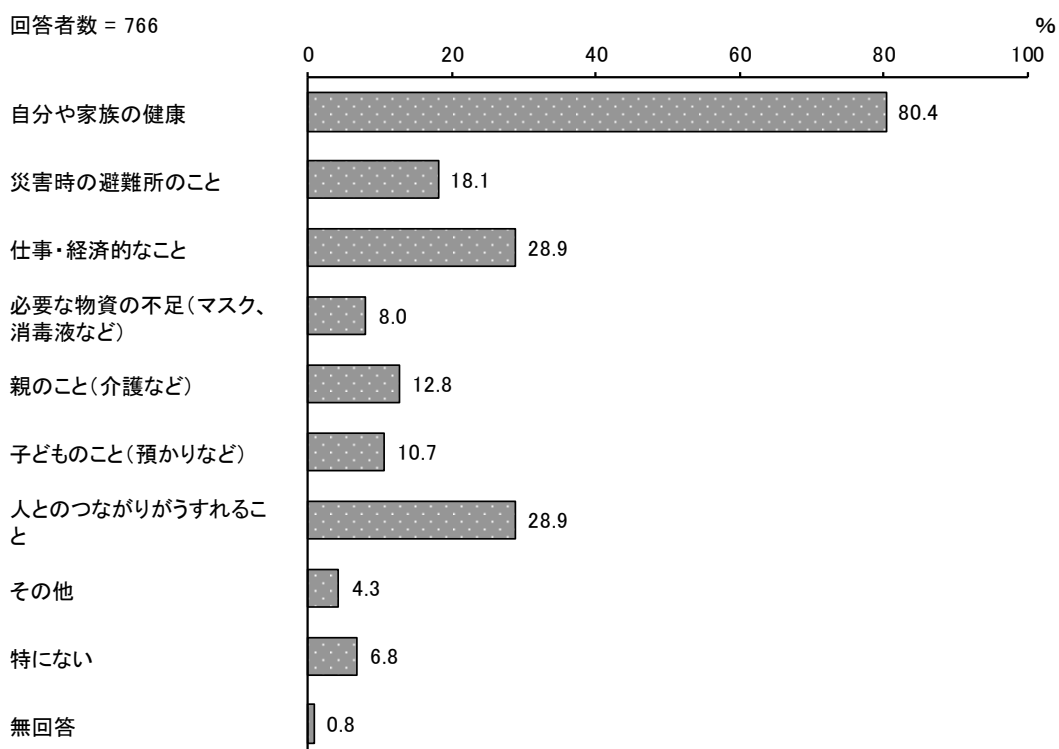
⑧ 新型コロナウイルス感染症の流行を受けての影響

新型コロナウイルス感染症の流行により、健康に関して心配したり、関心が高くなっている一方で、外出自粛や人と会わなくなった等、つながりの機会が減少しており、感染対策を踏まえた交流機会の充実が必要です。

【新型コロナウイルス感染症の流行により、困っていること・心配なこと】

「自分や家族の健康」の割合が80.4%と最も高く、次いで「仕事・経済的なこと」、「人とのつながりがうすれること」の割合が28.9%となっています。

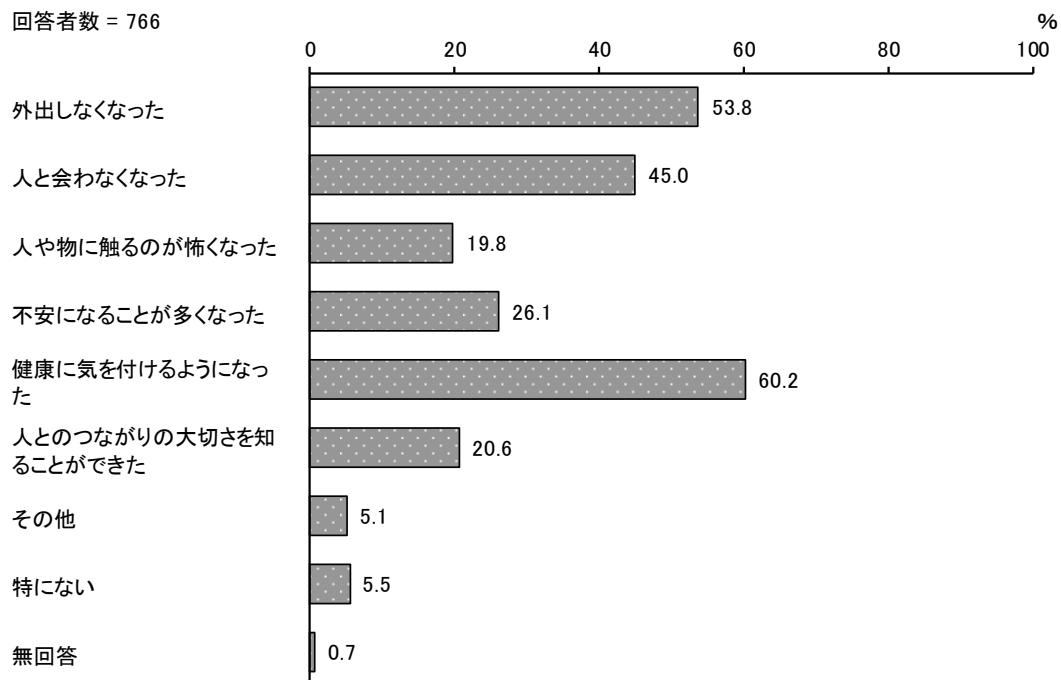
回答者数 = 766



【新型コロナウイルス感染症の流行による意識の変化】

「健康に気を付けるようになった」の割合が60.2%と最も高く、次いで「外出しなくなった」の割合が53.8%、「人と会わなくなった」の割合が45.0%となっています。

回答者数 = 766



4 ヒアリング調査の概要

(1) 調査の概要

① 目的

「第2期田原本町地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定の基礎資料として、地域福祉に関わる団体・機関等の活動状況や活動上の問題・課題、今後の取組等について調査を実施しました。

② 対象

分野等	団体名等	配布数	計
①福祉	全般	保護司会（田原本地区）	1
		奈良県地域生活定着支援センター*	1
		奈良県中和・吉野生活自立サポートセンター*	1
		若者サポートステーションやまと	1
		奈良県教育研究所 教育支援部 相談係	1
	高齢者	町内居宅介護支援事業所	12
	障がい者	相談支援事業所（障がい者・障がい児）	9
			26
②学校関係	幼稚園	4	13
	小学校	5	
	中学校	2	
	高等学校、高等養護学校	2	
③子育て支援	NP0 法人子育てすこやかサークル	1	5
	NP0 法人ハッピースマイル	1	
	認定 NP0 法人おてらおやつクラブ	1	
	田原本にここ食堂	1	
	こども食堂たわらもと	1	
④ボランティア	ボランティア団体（社会福祉協議会登録）	26	26
⑤地域	自治会	100	100
⑥企業	町内企業（商工会加入）	300	300
⑦地域 若者	民生児童委員協議会	63	87
	子ども会連絡協議会シニアリーダーの集い	24	

③ 期間

令和4年7月6日から令和4年7月31日

④ 調査方法

ア. 分野ごとに作成したヒアリング調査票の郵送による配布・回収

イ. ヒアリング調査の回答者の中から対面式による聞き取り調査の実施

[実施期間：令和4年7月30日、31日]

⑤ 回収状況

対 象 団 体	配布数	回収数	回答率
①福祉（全般・高齢者・障がい者）	26	20	76.9%
②学校関係	13	7	53.8%
③子育て支援	5	4	80.0%
④ボランティア	26	22	84.6%
⑤地域（自治会）	100	71	71.0%
⑥企業	300	35	11.7%
⑦地域（民生児童委員協議会） 若者（子ども会連絡協議会シニアリーダーの集い）	87	56	64.4%
合 計	557	215	38.6%

（２）主な調査結果

① 活動を行う上で、困っていること・課題及び必要な支援

【困っていること・課題】

各対象団体共通して「支援を必要とする人の情報が得にくい」の意見が上位にあがっています。また、福祉分野で「スタッフが不足している」、ボランティア関連、自治会で「メンバーが高齢化してきている」の意見が最も多くなっています。

対象団体	回答結果（上位）
①福祉 （全般・高齢者・障がい者）	① 「スタッフが不足している」 50.0% ② 「住民に情報発信する場や機会が乏しい」 30.0% ③ 「地域のニーズに合った新たな活動ができていない」 「支援を必要とする人の情報が得にくい」 20.0%
③子育て支援	① 「支援を必要とする人の情報が得にくい」 75.0% ② 「地域のニーズに合った新たな活動ができていない」 「住民に情報発信する場や機会が乏しい」 50.0%
④ボランティア	① 「メンバーが高齢化してきている」 61.9% ② 「支援を必要とする人の情報が得にくい」「リーダー（後継者）が育たない」 28.6%
⑤地域（自治会）	① 「メンバーが高齢化してきている」 59.4% ② 「支援を必要とする人の情報が得にくい」 52.2% ③ 「地域のコミュニティが希薄化している」 49.3%
⑦地域（民生児童委員協議会） 若者（子ども会連絡協議会 シニアリーダーの集い）	① 「支援を必要とする人の情報が得にくい」 73.2% ② 「地域のコミュニティが希薄化している」 37.5% ③ 「住民に情報発信する場や機会が乏しい」「メンバーが高齢化してきている」「リーダー（後継者）が育たない」 23.2%

【必要な支援】

子育て支援以外の対象団体で「活動・業務の担い手となる人材の育成」の意見が上位にあがっています。また、子育て支援、ボランティア、自治会で「活動費・事業費などの経済的な支援」の意見があがっています。

対象団体	回答結果（上位）
①福祉 （全般・高齢者・障がい者）	① 「活動・業務の担い手となる人材の育成」 60.0% ② 「活動・業務について相談できる機会の充実」 50.0% ③ 「地域情報の提供」 40.0%
③子育て支援	① 「活動費・事業費などの経済的な支援」「専門性を持った人材や団体の紹介」「情報発信に関する支援」 50.0%
④ボランティア	① 「特にない」 35.0% ② 「活動・業務の担い手となる人材の育成」 30.0% ③ 「活動費・事業費などの経済的な支援」「住民への地域福祉に関する意識の啓発」が 25.0%
⑤地域（自治会）	① 「活動・業務の担い手となる人材の育成」 56.7% ② 「活動費・事業費などの経済的な支援」 35.8% ③ 「住民への地域福祉に関する意識の啓発」 32.8%
⑦地域（民生児童委員協議会） 若者（子ども会連絡協議会 シニアリーダーの集い）	① 「地域情報の提供」 46.3%と ② 「活動・業務の担い手となる人材の育成」 37.0% ③ 「住民への地域福祉に関する意識の啓発」 35.2%

② 地域における他の団体や機関との連携（交流や相互協力等）の状況

【現在の連携状況】

学校関係で「定期的、又は十分に行えている」が最も多くなっています。一方、福祉、子育て支援で「十分でないので、より活発に行っていききたい」、ボランティア、自治会、民生児童委員協議会、子ども会連絡協議会シニアリーダーの集いで「必要性を感じるが、機会を持てていない」が最も多くなっています。

対象団体	回答結果（上位）
①福祉 （全般・高齢者・障がい者）	① 「十分でないので、より活発に行っていききたい」 60.0% ② 「定期的、又は十分に行えている」 30.0%、 ③ 「必要性を感じるが、機会を持てていない」 10.0%
②学校関係	① 「定期的、又は十分に行えている」 57.1% ② 「十分でないので、より活発に行っていききたい」 28.6% ③ 「必要性を感じるが、機会を持てていない」 14.3%
③子育て支援	① 「十分でないので、より活発に行っていききたい」 50.0% ② 「定期的、又は十分に行えている」「必要性を感じる が、機会を持てていない」が 25.0%

対象団体	回答結果（上位）
④ボランティア	① 「必要性を感じるが、機会を持てていない」 52.9% ② 「定期的、又は十分に行えている」 23.5% ③ 「十分でないので、より活発に行っていききたい」 17.6%
⑤地域（自治会）	① 「必要性を感じるが、機会を持てていない」 69.8% ② 「十分でないので、より活発に行っていききたい」 14.3% ③ 「定期的、又は十分に行えている」 12.7%
⑦地域（民生児童委員協議会）・若者（子ども会連絡協議会シニアリーダーの集い）	① 「必要性を感じるが、機会を持てていない」 64.6% ② 「十分でないので、より活発に行っていききたい」 25.0% ③ 「定期的、又は十分に行えている」 12.5%

【現在連携している、団体や機関】

各対象団体共通して「町役場」や「社会福祉協議会」等が多くなっています。

対象団体	回答結果（上位）
①福祉 （全般・高齢者・障がい者）	① 「町役場」 90.0% ② 「福祉サービス事業者」 80.0% ③ 「社会福祉協議会」 70.0%
②学校関係	① 「学校や教育関係機関」 100.0% ② 「社会福祉協議会」 85.7%、 ③ 「民生児童委員」「町内企業」「町役場」 71.4%
③子育て支援	① 「社会福祉協議会」「町役場」 100.0% ② 「NPO 法人」「学校や教育関係機関」 50.0%
④ボランティア	① 「社会福祉協議会」 52.6% ② 「ボランティア団体」 47.4% ③ 「町役場」 31.6%
⑤地域（自治会）	① 「自治会」 81.0% ② 「子ども会」が 52.4% ③ 「町役場」 49.2%
⑦地域（民生児童委員協議会） 若者（子ども会連絡協議会 シニアリーダーの集い）	① 「自治会」 71.7% ② 「社会福祉協議会」 60.4% ③ 「民生児童委員」 52.8%

【今後連携したい、団体や機関】

福祉、学校関係、ボランティア、自治会で「ボランティア団体」が上位にあがっています。また、福祉、子育て支援で「民生児童委員」、福祉、ボランティア、自治会、民生児童委員協議会、子ども会連絡協議会シニアリーダーの集いで「社会福祉協議会」が上位にあがっています。

対象団体	回答結果（上位）
①福祉 （全般・高齢者・障がい者）	① 「ボランティア団体」「学校や教育関係機関」 50.0% ② 「民生児童委員」「社会福祉協議会」 40.0%
②学校関係	① 「ボランティア団体」 57.1% ② 「自治会」「福祉サービス事業所」 42.9%
③子育て支援	① 「民生児童委員」 75.0% ② 「NPO 法人」「福祉サービス事業所」 50.0%
④ボランティア	① 「ボランティア団体」 63.6%と ② 「老人クラブ」 36.4% ③ 「社会福祉協議会」 27.3%
⑤地域（自治会）	① 「社会福祉協議会」「町役場」 42.9% ② 「ボランティア団体」 28.6%
⑦地域（民生児童委員協議会） 若者（子ども会連絡協議会シニアリーダーの集い）	① 「福祉サービス事業所」 44.7% ② 「社会福祉協議会」 34.0% ③ 「子ども会」「町役場」 31.9%

③ 地域課題に取り組むための地域の担い手を増やすために行うこと

各対象団体の多くで共通して「住民が関心を持ち、身近に感じてもらえるようにするための、ボランティア・市民活動団体（NPO法人など）などの紹介や、行事などの開催」が上位にあがっています。また、福祉、子育て支援、自治会、民生児童委員協議会、子ども会連絡協議会シニアリーダーの集いで「住民が、地域福祉について関心を深めるための学習の推進」が上位にあがっています。

対象団体	回答結果（上位）
①福祉 （全般・高齢者・障がい者）	① 「住民が関心を持ち、身近に感じてもらえるようにするための、ボランティア・市民活動団体（NPO 法人など）などの紹介や、行事などの開催」 55.0% ② 「住民が、地域福祉について関心を深めるための学習の推進」「豊富な経験と知識、技能を持つ高齢者のマンパワーの活用」 45.0%

対象団体	回答結果（上位）
③子育て支援	①「ボランティア、市民活動団体（NPO 法人など）の育成・支援（情報の提供など）」「住民が関心を持ち、身近に感じてもらえるようにするための、ボランティア・市民活動団体（NPO 法人など）などの紹介や、行事などの開催」100.0% ②「小・中学生が、地域福祉について関心を深めるための福祉教育の推進」「住民が、地域福祉について関心を深めるための学習の推進」「地域における高校・大学との連携」50.0%
④ボランティア	①「住民が関心を持ち、身近に感じてもらえるようにするための、ボランティア・市民活動団体（NPO 法人など）などの紹介や、行事などの開催」72.2% ②「小・中学生が、地域福祉について関心を深めるための福祉教育の推進」「ボランティア、市民活動団体（NPO 法人など）の育成・支援（情報の提供など）」44.4%
⑤地域（自治会）	①「住民が、地域福祉について関心を深めるための学習の推進」47.8% ②「住民が関心を持ち、身近に感じてもらえるようにするための、ボランティア・市民活動団体（NPO 法人など）などの紹介や、行事などの開催」41.8% ③「豊富な経験と知識、技能を持つ高齢者のマンパワーの活用」40.3%
⑦地域（民生児童委員協議会） 若者（子ども会連絡協議会シニアリーダーの集い）	①「住民が関心を持ち、身近に感じてもらえるようにするための、ボランティア・市民活動団体（NPO 法人など）などの紹介や、行事などの開催」60.4% ②「小・中学生が、地域福祉について関心を深めるための福祉教育の推進」50.9% ③「住民が、地域福祉について関心を深めるための学習の推進」49.1%

④ 地域の人々からの日常の困りごと、地域の問題

各対象団体共通して「高齢者支援・介護・ダブルケア、ヤングケアラー*、8050問題等について」が上位にあがっています。

対象団体	回答結果（上位）
①福祉 （全般・高齢者・障がい者）	①「高齢者支援・介護・ダブルケア、ヤングケアラー、8050問題等について」70.0% ②「社会的孤立・ひきこもり」65.0% ③「障がい者支援」60.0%
③子育て支援	①「子育て支援」100.0% ②「子どもの貧困」50.0% ③「高齢者支援・介護・ダブルケア、ヤングケアラー、8050問題等について」「障がい者支援」「生活困窮者」「虐待防止」25.0%
④ボランティア	①「高齢者支援・介護・ダブルケア、ヤングケアラー、8050問題等について」71.4% ②「障がい者支援」「感染症予防」28.6%

対象団体	回答結果（上位）
⑤地域（自治会）	① 「高齢者支援・介護・ダブルケア、ヤングケアラー、 8050問題等について」67.8% ② 「防犯・防災」57.6% ③ 「社会的孤立・ひきこもり」25.4%
⑦地域（民生児童委員協議会） 若者（子ども会連絡協議会シ ニアリーダーの集い）	① 「高齢者支援・介護・ダブルケア、ヤングケアラー、 8050問題等について」69.2% ② 「防犯・防災」34.6% ③ 「子育て支援」23.1%

⑤ 学校や園の活動の中で、児童・生徒、その家族に関する困りごとや問題について [② 学校関係のみへ調査]

「虐待防止」の割合が71.4%と最も高く、次いで「いじめ、不登校」「感染予防」の割合が57.1%となっています。

⑥ 地域の困りごとや問題に対して、行政が取組むべきこと

各対象団体の多くで共通して「地域で支えあう仕組みづくり」「福祉に関する相談窓口の充実」「福祉に関する情報提供や案内の充実」が上位にあがっています。

対象団体	回答結果（上位）
①福祉 （全般・高齢者・障がい者）	① 「地域で支えあう仕組みづくり」60.0% ② 「福祉に関する相談窓口の充実」30.0%
③子育て支援	① 「福祉に関する情報提供や案内の充実」「福祉に関する研 修・人材育成」100.0% ② 「福祉に関する相談窓口の充実」「地域で支えあう仕組みづ くり」「子育て支援」「高齢者福祉」「ひとり親家庭への支 援」「ボランティア活動への支援」「保健・医療サービスの充実」25.0%
④ボランティア	① 「福祉に関する相談窓口の充実」50.0% ② 「福祉に関する情報提供や案内の充実」45.0% ③ 「地域で支えあう仕組みづくり」35.0%
⑤地域（自治会）	① 「高齢者福祉」42.4% ② 「福祉に関する情報提供や案内の充実」「地域で支えあう仕 組みづくり」39.4%
⑦地域 （民生児童委員協議会） 若者 （子ども会連絡協議会 シニアリーダーの集い）	① 「福祉に関する情報提供や案内の充実」39.3% ② 「子育て支援」32.1% ③ 「地域で支えあう仕組みづくり」28.6%

⑦ 地域の困りごとや問題に対して、社会福祉協議会が取り組むべきこと

各対象団体の多くで共通して「地域で支えあう仕組みづくり」「福祉に関する相談窓口の充実」「福祉に関する情報提供や案内の充実」が上位にあがっています。

対象団体	回答結果（上位）
①福祉 （全般・高齢者・障がい者）	① 「地域で支えあう仕組みづくり」の割合が 65.0% ② 「福祉に関する相談窓口の充実」の割合が 35.0% ③ 「福祉に関する情報提供や案内の充実」の割合が 30.0%
③子育て支援	① 「地域で支えあう仕組みづくり」100.0% ② 「福祉に関する相談窓口の充実」「福祉に関する研修・人材育成」「ボランティア活動への支援」50.0%
④ボランティア	① 「福祉に関する相談窓口の充実」「地域で支えあう仕組みづくり」47.4% ② 「ボランティア活動への支援」42.1%
⑤地域（自治会）	① 「福祉に関する情報提供や案内の充実」41.5% ② 「福祉に関する相談窓口の充実」40.0% ③ 「高齢者福祉」38.5%
⑦地域 （民生児童委員協議会） 若者 （子ども会連絡協議会 シニアリーダーの集い）	① 「福祉に関する情報提供や案内の充実」53.6% ② 「地域で支えあう仕組みづくり」44.6% ③ 「福祉に関する相談窓口の充実」37.5%

⑧ 地域の困りごとや問題に対して地域住民が取り組むべきこと

各対象団体共通して「日ごろのあいさつや声かけ等近所の人とのつきあいをする」が上位にあがっています。

対象団体	回答結果（上位）
①福祉 （全般・高齢者・障がい者）	① 「日ごろのあいさつや声かけ等近所の人とのつきあいをする」60.0% ② 「福祉に関心を持つ」30.0%、 ③ 「地域活動に参加する」10.0%
③子育て支援	① 「地域活動やボランティア活動に関心を持つ」「日ごろのあいさつや声かけ等近所の人とのつきあいをする」75.0% ② 「地域で困っていることを出し合ったり、解決のために話しあえる機会を設ける」50.0%
④ボランティア	① 「広報「たわらもと」や社会福祉協議会広報紙「よろこび」、ホームページ等で福祉に関する情報を見る」「日ごろのあいさつや声かけ等近所の人とのつきあいをする」60.0% ② 「地域活動やボランティア活動に関心を持つ」「地域活動に参加する」45.0%
⑤地域（自治会）	① 「日ごろのあいさつや声かけ等近所の人とのつきあいをする」72.3% ② 「地域活動に参加する」46.2% ③ 「地域活動やボランティア活動に関心を持つ」44.6%

対象団体	回答結果（上位）
⑦地域 （民生児童委員協議会） 若者 （子ども会連絡協議会 シニアリーダーの集い）	① 「日ごろのあいさつや声かけ等近所の人とのつきあいを する」65.5% ② 「福祉に関心を持つ」43.6% ③ 「広報「たわらもと」や社会福祉協議会広報紙「よろこ び」、ホームページ等で福祉に関する情報を見る」38.2%

⑨ 企業関連の状況 〔⑥ 企業のみへ調査〕

【地域と連携して行っている取り組みや「地域福祉」のために取り組んでいること】

「地域住民の行事や集まりに参加している」の割合が45.5%と最も高く、次いで「特に行っていない」の割合が33.3%、「地域住民が参加できるイベントを開催するなど、地域住民との交流を図っている」「従業員に対してボランティア活動への参加を推進している」「地域のかかえている課題や住民のニーズを把握している」「高齢者や児童等の見守り活動をしている」の割合が12.1%となっています。

【これから行いたい取組】

まちおこしや地域創生への協力支援や高齢者向けの健康講座、地域への活動の場の提供、小・中学生の登校時の見守り、地域で支援が必要な人を受け入れる体制づくりなどの意見がありました。

【従業員に対するこころの健康づくりやメンタルヘルス*に関する取り組み】

「特にない」の割合が67.6%と最も高く、次いで「ストレスチェックテストを実施している」の割合が17.6%、「メンタル面で相談できる体制をとっている（メンタルヘルス専門医・カウンセラー等）」の割合が8.8%となっています。



ワークショップの様子

5 ワークショップの概要

(1) 調査の概要

① 目的

田原本町の実情と、地域福祉計画・地域福祉活動計画の必要性を情報共有し、ワークショップを通じて、自助、共助、公助の概念に基づいた地域福祉の推進に向けた社会と一緒に考える場とし、参加者から出された考え、意見（アイデア）を、計画策定に反映することを目的とします。

② 日時・場所・参加者数

日 時：令和4年7月14日（木）17：00～19：00

場 所：社会福祉協議会 1階 大ホール

参加者数：32人

③ 参加団体

民生児童委員協議会

老人クラブ連合会

子ども会連絡協議会

ボランティア連絡協議会

商工会青年部

(2) 意見のまとめ

① 東校区

自然が豊かな環境で、歴史的な神社等もあり、のどかな地域となっています。元気な高齢者も多い一方、子どもや若い人が少ない状況です。自治会、老人会、子ども会等の地域活動も活発に行われています。一方、近所付き合いを好まない人もいます。

また、役場、駅、病院へ行くには遠く、買い物が不便な人や、移動手段がなく外出に困っている人がいます。道路が狭く交通安全面でも不安があります。

課題としては、子どもが少ない状況もあり、子どもたちに魅力のある地域づくりを進めていくうえで、子どもの体験イベントや買い物が不便な人への移動販売等の必要性等があげられます。

② 南校区

緑や自然が豊かな環境で、ウォーキング等健康づくりにもよい環境です。地域の人への声かけや見守り、防災活動等を行っており、新旧の人のつながりも比較的あります。

校区内において、買い物をするのに便利な人がいる一方、不便な人もいる状況です。また、高齢者も多く、一人暮らしの人も増えており、自治会、地域活動への若い人の参加が望まれています。また、交通安全の面では危険な箇所もあります。

課題としては、高齢者の見守り等友愛活動の継続や子どもや高齢者の交流の場等が求められています。また、タクシーの利用券等の移動支援、買い物支援等の必要性等があげられます。

③ 平野校区

自然が多く残る中で、歴史的な建物も多く、また子どもが遊べる公園も多い地域となっています。交通の便もよく、スーパーも多くあり、生活する上でよい環境となっています。一方、車の騒音や道路の狭さ、通学路の整備、鳥獣被害等の問題もあります。また、地域活動者の高齢化や自治会への加入者の減少、役員のなり手不足等の問題もあります。

課題としては、地域の人々が地域の課題を共有できる場づくりや地域活動者やボランティア、地域のリーダー等の人材育成の必要性等があげられます。

④ 北校区

自然が豊かで、川沿いの公園は地域住民の憩いの場であり、その他スポーツ施設や図書館等もあります。一方、ポイ捨て等で川沿いにごみが散在しており、ゴミ拾いを青年部等で行っている状況です。また、校区内に国道が走っており、子どもの交通安全対策やボランティアの不足等の問題があります。

課題としては、ごみ問題に対してゴミ分別やイベントでのゴミ拾いの徹底等の意見があがっています。また、地域住民のつながりを深めるためのイベント等の開催の必要性があげられます。

⑤ 田原本校区

都会的要素と田舎的要素を併せもつ地域となっています。老人クラブ活動や子どもの見守り活動等も活発に行われています。また、他の校区に比べ、子どもが多い傾向となっています。

一方、道路が狭く、交通安全面での不安や夜は暗がりの所も多く、防犯面等の問題もあります。

課題としては、地域活動等を担う人材育成の仕組みづくりの構築や地域住民が地域の問題を共有できる場づくりや情報発信の充実の必要性があがっています。

第 3 章

計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

少子高齢化の進行や高齢者世帯・単身世帯の増加に伴い、人々の価値観や考え方、生活様式が多様化する中、家庭だけでなく、地域においても支え合いの機能が弱まっています。

こうした中、地域には、子育て世帯、高齢者や障がい者、生活困窮者等、生活に不安を抱えている人、生活が困難になっている人たちがいます。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、地域住民がお互いのつながりを深めていくことが重要であるという認識をもつとともに、計画の連続性を維持するため、本計画では第1期計画の基本理念を継承し、「みんなでつむぐ 福祉のまち 田原本」を基本理念とします。

田原本町では、この基本理念に基づいて地域福祉を推進していきます。

【 基 本 理 念 】

みんなでつむぐ 福祉のまち 田原本

2 基本目標

本計画の基本理念である「みんなでつむぐ 福祉のまち 田原本」を実現するため、地域福祉計画・地域福祉活動計画、自殺対策計画のそれぞれで基本目標を設定します。

(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画

基本目標1 誰もが安全・安心に暮らせる支援体制の強化

支援を求める人に支援が行き届くよう、福祉に関する情報提供をはじめ、行政による相談はもちろんのこと、地域で活動する各主体による相談も含めた幅広く、切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。

また、誰もが安心してサービスを利用できるよう、適切な手段での情報提供体制の充実を図るとともに、すべての人々の人権が尊重され、虐待等への対応を適切に行うことができる体制の充実を図ります。

基本目標2 福祉を支える体制の充実

地域福祉を進めるうえでの主役は住民であり、住民の参画は必要不可欠なものです。

地域づくりに意欲をもった人材を育成するための仕組みをつくるとともに、福祉を支援するネットワークの構築等により、田原本町の福祉を支えるちからの充実をめざします。

基本目標3 地域のつながりの強化

地域での住民相互の交流や世代間交流を通してつながりを深めるなど、地域一体となって地域福祉を推進していくための土壌づくりを行います。

また、地域づくりに関する情報提供や福祉教育により、町全体の福祉意識の醸成に努めます。

(2) 自殺対策計画

基本目標1 自殺対策を推進する体制の強化

自殺対策を推進するうえでの基盤となる取り組みが、地域におけるネットワークの強化です。医療、福祉、教育、労働等様々な領域において、自殺対策のネットワークの強化に取り組みます。

また、住民に向けて講演会等の情報提供を行うほか、適切な行政サービスの利用支援や支援団体へのつなぎ等の「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことによって、自殺リスクの低減を図ります。

基本目標２ 自殺対策を支える相談・支援体制の充実

自殺のサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門の相談機関につながる役割を担う「ゲートキーパー*」を養成するなど、専門家や関係者のみならず、幅広く自殺対策を支える人材の育成を図るほか、児童生徒が一人で問題を抱え込まず他者に支援を求めることができる環境整備に取り組みます。

重点施策

自殺総合対策大綱に基づき、国が指定調査研究等法人において、すべての都道府県及び市町村の自殺の実態を分析した「自殺実態プロファイリング※」によると、田原本町において重点的に取り組むことを推奨されるキーワードは令和2年度から令和4年度まで「勤務・経営」、「生活困窮者」「高齢者」となっており、自殺対策の推進に向け、地域における優先的な課題として施策の展開を図っていきます。

※自殺実態プロファイリング：2017年（平成29年）に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱には、「国は、自殺総合対策推進センターにおいて、全ての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析した自殺実態プロファイルを作成し、地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援する。」とあります。2020年からは、いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）がその業務を引き継いでいます。「地域自殺実態プロファイル」には以下の情報が含まれています。

〔地域の自殺者の特徴〕

- ・属性（男女、年齢、同居人の有無、雇用状況、自殺未遂歴等）別の自殺者数
- ・学生・生徒等の自殺者数
- ・自殺の手段別の自殺者数
- ・地域の事業所数、従業者数
- ・住民の悩みやストレスの状況、こころの状態 等

3 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]

みんなでつむぐ
福祉のまち
田原本

地域福祉計画・
地域福祉活動計画

1 誰もが安全・安心に暮らせる支援体制の強化

(1) 包括的な相談支援体制の充実【重点】

(2) 情報提供の充実

(3) 人権の尊重と権利擁護の推進

(4) 福祉サービスの充実

2 福祉を支える体制の充実

(1) 重層的な地域福祉ネットワークの構築【重点】

(2) 福祉を担う人づくり

3 地域のつながりの強化

(1) 地域での助けあい、支えあい活動の促進
(住民の参加促進)

(2) 地域活動・ボランティア活動の活性化

(3) 福祉教育の充実

自殺対策計画

1 自殺対策を推進する体制の強化

(1) 地域におけるネットワークの強化

(2) 住民への啓発と周知

(3) 生きることの促進要因への支援

2 自殺対策を支える相談・支援体制の充実

(1) 自殺対策を支える人材の育成

(2) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

<重点施策>

地域特性における
重点課題の取り組み強化

(1) 生活困窮者自立支援事業*と自殺対策との連動性の向上

(2) 高齢者の自殺対策の推進

(3) 勤務問題に関わる自殺に対する対策の推進

第3章

計画の基本理念と基本目標

第4章

地域福祉計画・地域福祉活動計画 施策の展開

1 誰もが安全・安心に暮らせる支援体制の強化

(1) 包括的な相談支援体制の充実【重点】

【現状・特徴】

- 適切に相談につながらずに孤立化してしまう場合や、相談先がわからずに状態が深刻化してしまう場合等が懸念されています。町では地域包括支援センターや子育て世代包括支援センター*等における相談支援の充実、また多機関協働による支援体制の構築に向けて環境整備を図っています。
- アンケート調査によると、悩みや不安を抱えている人で、気軽に相談できる相手（機関）がいない人や誰に相談すればいいかわからない人もいます。[P30 参照]
- ヒアリング調査によると、地域における日常の困りごと、地域の問題について、「高齢者支援・介護・ダブルケア、ヤングケアラー、8050問題等について」が6割と最も高く、多様化・複雑化する地域の課題がうかがえます。[P50・51 参照]

【課題】

- 問題が発見された場合に適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制の整備が必要です。
- 多様化・複雑化している福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、各相談窓口の相互のネットワークの強化や情報提供の充実が必要です。

【今後の方向性】

日常生活の困りごとや悩みについて早期に発見や関わりができるよう、民生児童委員をはじめとする地域の人々が身近な相談役になれるよう、地域での取組を支援していきます。

また、地域で解決できない事や支援が必要な相談については、町や社会福祉協議会、専門機関等が連携し、対応していきます。

さらに、役場内の相談窓口の連携・ネットワーク化を図り、子どもから高齢者まで誰でも専門的な相談窓口へつなげられるよう、包括的な相談支援体制を整えていきます。



町民が取り組むこと【自助】

- 問題や困りごとを個人・家族だけで抱えこまず、積極的に相談しましょう。
- 地域の福祉に関する身近な相談者として、民生児童委員等との連携を深めましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 困っている人や悩みを抱える人たちから助けを求められたときは、相談にのり、身近な公的相談窓口の紹介をしましょう。

【社会福祉協議会の取組】

取組
○ 自治会内における小地域福祉活動等の住民組織と連携をとり、身近な地域で困りごとや社会的孤立に気づけるよう、地域を基盤とした協力関係の強化に努めます。 ○ 地域住民にとっての身近な相談役・つなぎ役である民生児童委員への活動支援と連携を強化し、支援が必要な人への迅速かつ適正な対応を図ります。 ○ 心配ごと相談や各種相談事業の周知を図ることで、悩みや困りごとを抱える人が気軽に相談できる場を充実するとともに、支援を受けられずに困っている人の早期発見に努めます。 ○ 職員が地域に出向き、課題を発見し、地域住民とともに効果的な課題解決を進めていくために、対象区域（小学校区）毎のエリア担当制（CSW*：コミュニティソーシャルワーカーの配置）による地域支援を進めます。 ○ 対象者を限定しない（制度の狭間にいる方や複合的な困りごとを抱える方等）相談体制の構築に向けて、相談対応職員のスキルアップを図ります。 ○ 町や生活自立サポートセンターと連携し、生活困窮者の支援の充実に努めます。 ○ 町や地域生活定着支援センターと連携し、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰を支援します。

【 行政の取組 】

施策名	内容	担当課
包括的な相談窓口 の検討・整備	福祉の総合相談窓口を設置し、福祉に関する相談について、制度や部署、専門機関等を横断して受け止め、包括的な相談支援を行います。【新規】	健康福祉課
	住民主体の助けあい等の仕組みづくりの推進役となる生活支援コーディネーター*及び協議体*の活動を支援することにより、生活課題を抱えた地域住民が相談しやすい地域づくりを進めるとともに、困りごとを早期に発見できるよう、様々な相談を包括的に受け止める体制の検討・整備を進めます。	長寿介護課
関係機関との連携 による相談体制の 充実	関係機関等の協働による包括的な相談支援体制の構築に努めます。	健康福祉課 こども未来課 長寿介護課
	県やハローワーク、生活自立サポートセンターとの連携を強化し、就労に困難を抱える方への支援の充実を図ります。	健康福祉課
	関係機関や保護司等と連携し、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生等、社会復帰を支援します。	
生活困窮者や制度 の狭間にいる方等 への相談支援の充 実（アウトリーチ* 等の支援）【新規】	いくつもの問題を抱えている人が、地域で安心して暮らせるように、子どもから高齢者までの対象者を限定しない相談に応じて関係機関と連携した支援を行います。	健康福祉課
	生活困窮者や社会的孤立状態にある人など、支援が必要な人に寄り添い、行政・専門機関などと連携しながら地域全体で支える仕組みづくりや課題の解決に取り組む CSW の活動を支援します。	

(2) 情報提供の充実

【現状・特徴】

- 広報「たわらもと」や社会福祉協議会広報紙「よろこび」等により福祉情報を提供しています。
- アンケート調査によると、「福祉」について知りたい情報について、30～40歳代では子育て支援に関する情報、高齢者がいる3世代の世帯では高齢者福祉に関する情報等ライフスタイルに応じて求める情報は様々です。[P39 参照]
- ヒアリング調査によると、地域の困りごとや問題に対して、取組むべきことについて、「福祉に関する情報提供や案内の充実」が挙がっています。[P51・52 参照]

【課題】

- 地域で安心して暮らすためには、必要なサービスについて情報を知っている、もしくは情報を取得する方法を知っている等、地域住民が様々な「情報」とつながっていることが大切です。子どもから高齢者まで支援を必要とする人に必要な情報が届くよう、身近な生活の場や情報技術を活かした情報提供の充実を図ることが必要です。
- 福祉情報がすべての住民に行き届くよう、各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供の充実を図る必要があります。さらに高齢者や障がい者等にとっても分かりやすい情報提供の工夫が必要です。

【今後の方向性】

誰もが福祉の制度等について必要な情報が得られるよう、分かりやすい情報提供を図るとともに、インターネットやSNS等の様々な媒体を活用し、住民への福祉情報の提供を充実します。



町民が取り組むこと【自助】

- 町や社会福祉協議会が提供する福祉に関する情報に興味を持ちましょう。
- 広報「たわらもと」や社会福祉協議会広報紙「よろこび」、ホームページ等で町や社会福祉協議会が提供する福祉に関する情報をみてみましょう。
- インターネットやSNSの情報を有効に活用しましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- サービスを必要とする人に対して、民生児童委員等と協力して情報を提供しましょう。
- 地域の施設や団体等において、活動内容や情報を積極的に発信しましょう。

【社会福祉協議会の取組】

取組
○ 社会福祉協議会広報紙「よろこび」やホームページの充実に努め、住民が興味をひくような福祉に関する情報提供をします。 ○ 社会福祉協議会 SNS 利用に関するガイドラインに基づき、SNS等を活用した情報提供の充実に努めます。

【行政の取組】

施策名	内容	担当課
広報等による福祉情報の提供	広報「たわらもと」やホームページの充実に努め、住民の関心を集めるような福祉に関する情報提供をします。	秘書広報課 健康福祉課 こども未来課 長寿介護課
SNS等を活用した情報提供	広報「たわらもと」やホームページの他、SNSの活用等様々な媒体を利用した情報発信を行うことで、広く住民に効果的に情報が届くよう、情報提供の充実に努めます。	秘書広報課 健康福祉課 こども未来課 長寿介護課



田原本町広報「たわらもと」

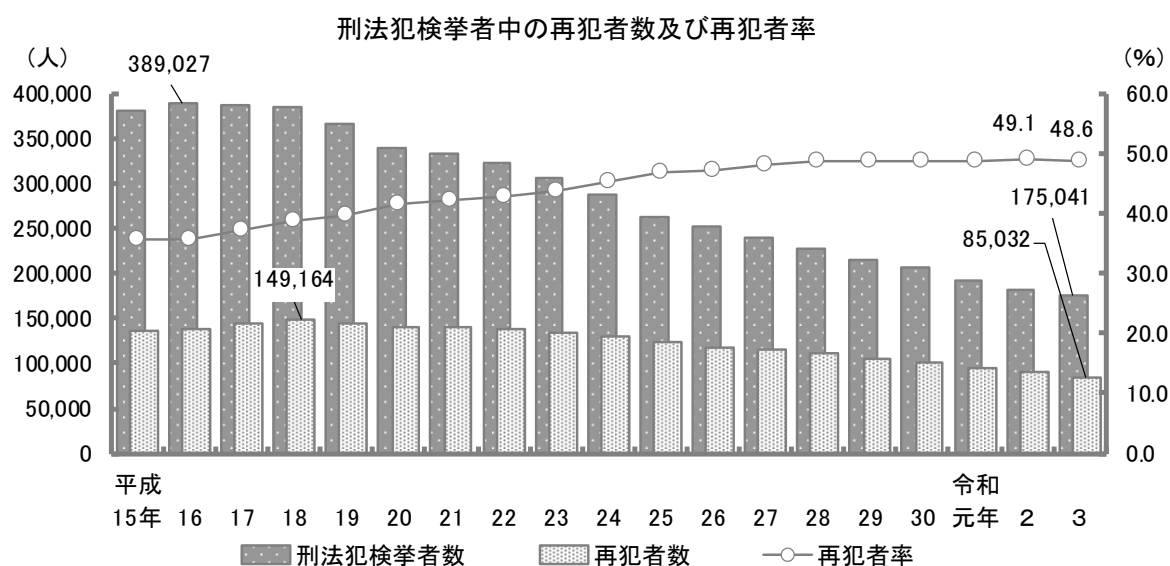


田原本町社協だより「よろこび」

(3) 人権の尊重と権利擁護*の推進

【現状・特徴】

- 生活困窮者、ひとり親、高齢者のみ世帯、障がい者等、支援が必要な人々が増加しており、支援が必要な人の中には既存のサービスや行政の仕組みでは解決できない問題を抱える人も増えてきています。
- アンケート調査によると、高齢者や障がいのある人は、日常生活の中で将来的に「各種行政手続」「医療に関する手続」「福祉サービス利用手続」等に不安を感じています。一方、「成年後見制度」の認知度については、低い状況です。[P40 参照]
- 犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等の依存のある人、高齢で身寄りのない人など地域社会の中でさまざまな生きづらさを抱えている人が多く存在し、それを原因として再び犯罪をすることが問題となっています。
- 全国における刑法犯検挙者数は、平成19年以降、毎年減少しているものの、再犯率は令和3年で48.6%となっています。



資料：令和4年版 再犯防止推進白書

【課題】

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業*の利用促進をするとともに、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実することや虐待防止対策に取り組んでいくことが必要です。
- 犯罪や非行をした人が地域社会で孤立しないために、地域において理解と協力を得つつ、円滑な社会復帰を促進することで、安全・安心に暮らすことができる社会の実現に取り組むことが求められています。

【今後の方向性】

認知症高齢者や知的障がいのある人等、財産管理や日常生活で生じる契約等の判断が求められる行為ができない人の権利を守るため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及・啓発に努めるとともに、判断能力の不十分な人たちの支援を行います。また、虐待防止対策に取り組んでいきます。

また、更生保護*の取組として、犯罪をした者等が社会の中で孤立することがないよう、社会を明るくする運動*をはじめとした更生保護活動等に関する周知・啓発を行い、地域において、犯罪をした者等への立ち直りに対する支援を図ります。



町民が取り組むこと【自助】

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業について、その内容や利用方法等に理解を深めましょう。
- 虐待を発見した時は町に通報しましょう。
- 更生保護活動等に関する理解を深めましょう。
- 養護者等は、適切な対応につながるために、専門機関からの支援を受けましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 町や社会福祉協議会が開催する権利擁護に関する講演会に参加し、将来の不安に対応できるようにしましょう。
- 講習会等に積極的に参加し、地域で活躍できる人材となりましょう。

【社会福祉協議会の取組】

取組
【成年後見制度の利用】 ○ 成年後見制度利用への申立支援の充実を図ります。 ○ 成年後見制度を含む権利擁護支援の充実に向けた専門職によるネットワークづくりに取り組みます。 ○ 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の充実を図ります。 【虐待の防止】 ○ 地域包括支援センター及び障がい者等相談支援事業所、子ども家庭総合支援拠点と協働して、家族や福祉従事者（ケアマネジャー*、相談支援専門員等）を対象とした、虐待防止や対応に関する研修会を開催します。

【 行政の取組 】

施策名	内容	担当課
成年後見制度の利用促進	地域包括支援センターと連携し、成年後見制度の利用を促進し、住民への周知・啓発を図ります。	健康福祉課 長寿介護課
	成年後見制度の講演会の開催を実施します。	
	判断能力が十分でない障がいのある人等が、安心して生活できるよう、金銭管理サービスや福祉サービスの利用援助等の支援を行う日常生活自立支援事業を推進します。	
	日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進のため、事業所や支援機関への周知や連携を強化します。	
虐待防止の推進	高齢者の虐待防止のための支援をし、リーフレット設置や広報「たわらもと」に啓発記事を掲載します。	長寿介護課
	障がいのある人に対する虐待を防止するため、住民や企業、福祉施設に対し、障害者虐待防止法の趣旨や要点等に関する理解と認識を深めるための啓発を進めます。	健康福祉課
	障がいのある人の虐待防止や養護者への支援について、対応策の検討等を行うため、関係者会議の開催を進めます。	
	虐待防止についての通報窓口として、また、通報を受けた後の対応を図るため、奈良県障害者権利擁護センターや町役場の担当課の周知を図ります。	
	子育て世代包括支援センター等と連携を図り、児童虐待の防止や重篤化防止のため、親の不安の軽減や妊娠期から子育て期の予防的支援の充実を図ります。	こども未来課
	児童虐待の防止のための研修会の開催や啓発活動（オレンジリボンキャンペーン）を実施します。また、早期に通報や相談してもらえるよう広報「たわらもと」・ホームページへの掲載等を行います。	

施策名	内容	担当課
再犯防止の推進 【新規】	社会を明るくする運動の実施や更生保護活動等に関する周知・啓発を行い、地域において、犯罪をした者等への立ち直りに対する理解を促します。	健康福祉課
	地域の更生保護の拠点となる更生保護サポートセンター*磯城の運営に対し施設を提供し、更生保護を行う団体との連携、情報共有を図り、支援対象者や地域住民への相談支援の充実を図ります。	
	再犯防止の観点を踏まえ、犯罪をした者等のうち、保健医療、福祉等の支援を必要とする高齢者や障がいのある人に対し、地域生活定着支援センターと連携を図り、矯正施設からの退所後に円滑に福祉サービスが受けられるよう努めます。	
	地域社会において安定した生活を送るため、保護観察所や更生保護団体、就労や住まいの支援関係者等との連携を図ります。	
	更生保護に携わる保護司会や更生保護女性会等の活動を支援します。	
	生活や仕事のことで困っておられる方に対し、就職準備支援事業を活用した支援が受けられるよう、生活自立サポートセンターへつながります。	
権利擁護の充実 【新規】	成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、各種制度について周知・啓発するとともに、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実することや虐待防止対策に取り組んでいきます。	健康福祉課

(4) 福祉サービスの充実

【現状・特徴】

- 高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者等、地域で支援を必要としている人の抱える課題は多岐にわたっています。
- ワークショップでは、生活をしている中で、困っていることについて、バス等の移動手段がないため、駅への移動や買い物が不便等の意見が挙がっています。[P54・55 参照]
- アンケート調査によると、誰もが住みなれた地域で安心して生活していくためには、「福祉サービスの充実」や「移動手段等の外出支援」が求められています。[P41 参照]

【課題】

- 誰もが安心して地域で暮らせるよう福祉サービスの周知を図るとともに、支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるよう、きめ細かなサービスの提供・充実が必要です。

【今後の方向性】

支援を必要とする人が、適切に福祉サービスを受けられるよう、内容の見直し等を行うとともに、サービスの質の向上に努めます。



町民が取り組むこと【自助】

- 自分に合った福祉サービスを適切に活用しながら、いきいきとした日々を暮らしましょう。
- 福祉サービスに関する情報を確認しましょう。
- 福祉サービスを利用する視点からも、サービス充実のための提言や意見集約（アンケート等）の機会に積極的に参加しましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 福祉サービスを利用する人（受け手）と、提供する人（支え手）との関係性だけでなく、それぞれにできる役割や強みを考えることで、誰もが地域の一員として主体的に活動したり、互いに補いあえる意識を持ちましょう。
- 町や社会福祉協議会が開催する講演会、研修会等に積極的に参加しましょう。

【 社会福祉協議会の取組 】

取組
○ 定期的に役場関係課や住民と、地域課題や住民の方々からの提言について協議する場を構築し、官民協働による仕組みづくりに努めます。 ○ 高齢者・障がい者・子育てといった分野を超えて、地域住民や関係者とともに地域課題の解決に向けた新たなサービスの創出（有償ボランティア*、住民参加型在宅福祉サービス*等）に努めます。 ○ 地域福祉活動の充実を図ります。 ① 相談支援事業（心配ごと相談、生活福祉資金貸付事業、緊急小口資金貸付事業、日常生活自立支援事業等） ② 幼児・児童の健全育成と子育て支援（ファミリーサポートセンター事業、3人乗り自転車貸出事業等） ③ 障がいのある方々の社会参加と生活支援（障がい者等相談支援事業、レクリエーション会・サロンの開催、福祉用具貸与事業等） ④ 高齢者の生きがいづくりと生活支援（福祉給食・見守り事業、友愛訪問活動等） ⑤ 生活困窮者等への自立支援（食料・日用品等の支援等） ○ ふれあいセンター（指定管理）の施設管理運営の充実に努めます。 ① 児童館事業（親子のつどい事業、子育て支援事業、出張児童館、学習支援等） ② 高齢者・障がい者支援事業（介助浴室の活用、手芸・健康づくり教室の開催等） ③ 交流事業（乳幼児から高齢者まで様々な世代が来館する特徴を活かした世代間交流事業等） ④ 憩いの場づくりの促進（浴場事業、飲食物の販売等）

【 行政の取組 】

施策名	内容	担当課
各種福祉サービスの充実	福祉の関係各課の連携を強化します。	健康福祉課 こども未来課 長寿介護課
	【高齢者分野】 地域包括ケアシステムを進めるにあたり、高齢者だけではなく、障がい者や子ども等への支援等、生活上の困難を抱える方が、地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支えあいと公的支援が連携し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築します。	長寿介護課
	【障がい者分野】 福祉サービスや障がい福祉に関する情報の周知と障がいのある人を総合的に支援する体制の構築を進めます。	健康福祉課
	【子ども分野】 地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業の充実に努めます。	こども未来課
	【子ども分野】 子育て世帯が地域と交流する機会の実施に向けて調整を図ります。	
共生型サービス*の提供【新規】	共生型サービスの特例を活用し、同一事業所において介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供することで、多様化・複雑化している福祉ニーズに対応していきます。	健康福祉課 長寿介護課
外出サービスへの充実	移動に制約のある人の交通環境を整備します。	企画財政課 健康福祉課 長寿介護課
配慮が必要な人への支援の充実【新規】	多様な生活課題を受け止められる体制づくりに努めるとともに、必要に応じて他の支援機関につないでいきます。	健康福祉課 こども未来課 長寿介護課

2 福祉を支える体制の充実

(1) 重層的な地域福祉ネットワークの構築【重点】

【現状・特徴】

○町では全庁的に福祉を支援するネットワークづくりにあたり、多機関で連携し、横断的な支援ができる体制の構築や複合課題を抱える世帯の支援会議等に取り組んでいます。社会福祉協議会では、制度の狭間の問題について多機関協働会議を通して検討し、支援の充実を図っています。

○アンケート調査によると、地域における「福祉」を担う主体について、「福祉や地域のことは、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」が4割と最も高く、次いで「できるだけ人に頼らず、自分でできることは自分でやっていきたい」「地域の人が互いに協力し、住みやすい地域にしていきたい」となっており、住民、地域、行政等の協働による取組が重要となっています。[P42 参照]

○ヒアリング調査によると、福祉関係団体や機関における連携状況については十分でないという意見が多く、今後様々な関係機関との連携が望まれています。[P47・48・49 参照]

【課題】

●高齢者や障がいのある人、生活困窮者、ひとり親家庭等様々な支援や配慮を必要とする人に対して、地域福祉の活動を行う団体や専門機関等との連携を推進し、適切な対応を行っていくためのネットワークを充実させることが必要です。また、住み慣れた地域で元気に暮らし続けるためには、法に基づいた支援だけではなく、その人に合った支援を地域住民・団体・事業者・行政等で考え、協働し、届ける仕組みが必要となります。

【今後の方向性】

身近なところで気軽に相談できる体制や多様化・複合化する問題に対応する包括的支援体制の充実を図り、適切な支援につなげます。



町民が取り組むこと【自助】

- 変化や問題を発見したら、小さなことでも迷わず関係機関に連絡・相談しましょう。
- 自治会活動・ボランティア活動・従事している仕事・学校生活等、住民一人ひとりが地域における生活場面を通じて、それぞれの立場での福祉活動への参加を心がけ、地域福祉の推進に努めましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 地域のニーズについて、機会を捉えてみんなで話し合い、地域における生活課題を認識し、ネットワークの充実を図りましょう。
- 自治会の活動や地域での交流やつどいの場を通じて、身近な地域の中でお互いに顔の見える関係づくりに努めましょう。
- 顔の見える関係づくりの中で、身近な困りごとや生活課題を出し合ったり、解決のために地域住民としてできることを話しあえる機会を設けましょう。

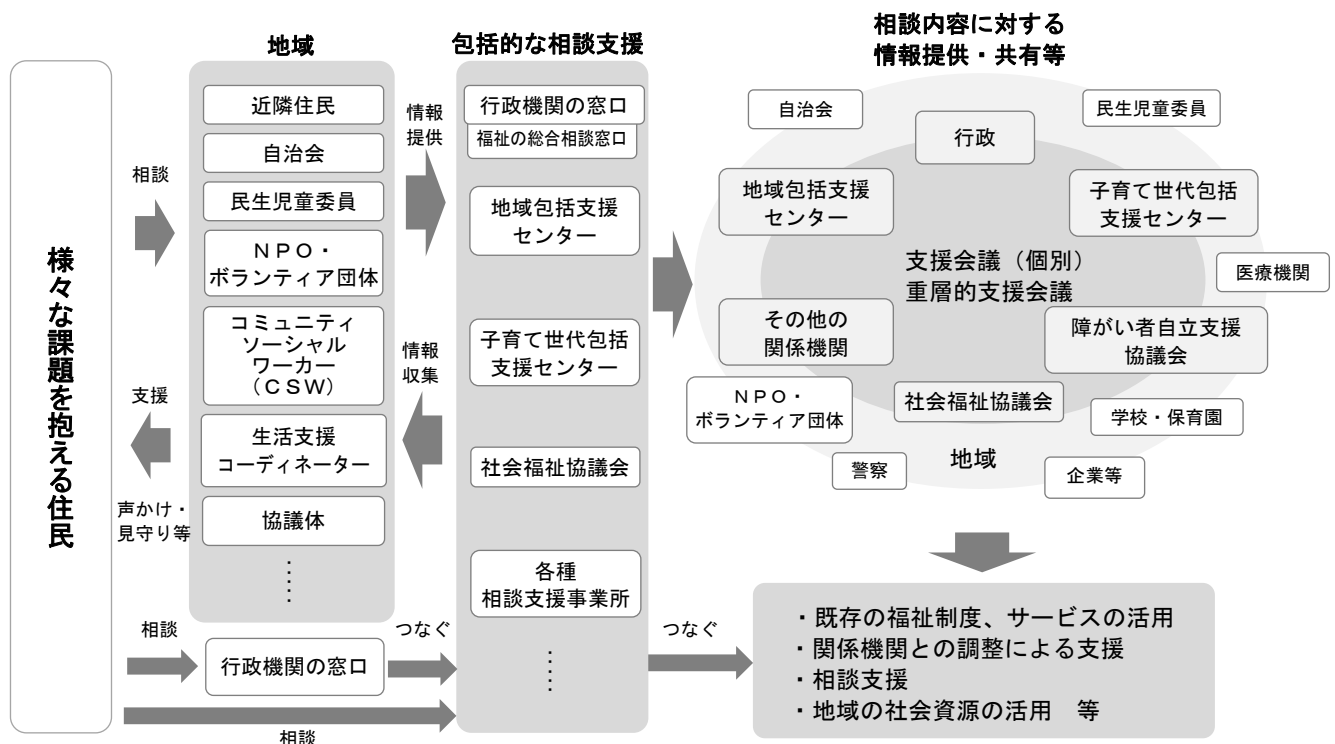
【社会福祉協議会の取組】

取組
○ 多機関との連携体制を構築することで、制度の狭間にいる人や、複合的な課題を抱える人を受け止め、また必要な支援機関等につなげるための伴走型支援を行います。 ○ 自治会や民生児童委員等の地域活動者と、専門職（CSW、ケアマネジャー等）が情報共有できる連携方法を検討します。 ○ 生活支援コーディネーターや協議体を通じて、地域にある社会資源の活用や新たな社会資源の開発を図ります。 ○ 企業、地域、学校等における共同募金運動への参加者の拡充を図ります。またその理解促進のための啓発用物品や寄付つき商品の開発検討をします。 ○ 企業における「社会貢献活動」*を推進し、福祉協力店*としてのネットワークづくりを推進します。 ○ 社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」*を推進し、制度の狭間にいる方への支援充実や、災害時等の協力体制の充実を目的としたネットワークづくりを推進します。

【 行政の取組 】

施策名	内容	担当課
行政・住民・企業等、多種多様な協働の場づくりの推進【新規】	複雑化・複合化する福祉課題に対応するため、分野を越えた福祉課題に関わる行政・住民・企業等様々な機関がつながるしくみをつくります。	全課
福祉を支援するネットワークの構築【新規】	全庁的に福祉を支援するネットワークを整備します。	全課
寄付や共同募金運動を通じた地域福祉活動への参加促進と関心の喚起【新規】	社会福祉協議会が進める募金や寄付金を通じた地域福祉活動への参加促進を支援します。	健康福祉課
参加支援事業、地域づくり事業の検討【新規】	支援を必要としている地域住民のニーズ等に対応するため、地域で活動する人や団体等が連携し、地域の社会資源等を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を検討します。	健康福祉課
協議体の運営【新規】	地域における生活支援サービス*、助けあいの仕組みを充実するため、生活支援コーディネーターを補佐し、助けあい活動を創出するための協議体が円滑に活動できるようにするための事務局を運営します。	長寿介護課

【地域福祉ネットワークを活用した包括的な支援体制のイメージ】



(2) 福祉を担う人づくり

【現状・特徴】

- ヒアリング調査やワークショップにおいては、地域活動団体やボランティア団体での人材不足や高齢化の問題、リーダー不足等が課題となっています。[P46・47・54・55参照]
- ヒアリング調査によると、地域の担い手を増やすためには「住民が関心を持ち、身近に感じてもらえるようにするための、ボランティア・市民活動団体（NPO法人等）等の紹介や、行事等の開催」「豊富な経験と知識、技能を持つ高齢者のマンパワーの活用」の必要性があがっています。[P49・50 参照]
- 社会福祉協議会は地域福祉の推進主体として、地域福祉活動への住民参加の促進や、行政と連携し、関係機関との調整や協力関係を作る役割等を担っています。その中で、CSW等による住民同士の支え合いの活動の支援や、社会福祉協議会事業を通じて、より一層地域福祉活動者の育成が重要となります。一方、アンケート調査によると、田原本町社会福祉協議会の認知度は十分とは言えない状況です。[P38 参照]

【課題】

- 地域における生活課題等を地域で解決できるように、地域で活動を行う団体への支援や人材の育成支援が必要です。支援者側での元気な高齢者の参加促進に向けた検討が必要です。
- 社会福祉協議会の役割や活動内容の周知を図るとともに、住民交流の機会づくり等を促進していくことが求められます。

【今後の方向性】

各種講座等を通じて、地域福祉の担い手を育成するとともに、福祉分野で専門的な知識や経験のある人が積極的に地域に関わることができる体制づくりを進めます。



町民が取り組むこと【自助】

- ボランティア講座等に積極的に参加しましょう。
- ボランティア活動に積極的に参加しましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 自治会等、地域で見えてきた課題への取り組みを通じ、福祉的な視点で将来を見据えた生活の基盤づくりに努めましょう。
- 民生児童委員やボランティア活動者、また町や社会福祉協議会等の関係機関と連携することで、地域福祉の推進に必要な情報の把握や活動に主体的に参加しましょう。

【社会福祉協議会の取組】

取組
【福祉を担う人材の養成】 ○ 社会福祉協議会が実施している各種事業等を通じて、地域福祉に着目した新たな活動者の発掘に努めます。 ○ 協議体と連携し、地域福祉活動に関する養成講座、学習会等の場を設けることで、地域福祉活動を推進していくための人材の発掘・育成に取り組みます。 【社会福祉協議会の充実】 ○ 職員の資質向上のための研修を行います。 ○ 自主財源の充実に努め、社会福祉協議会賛助会員の募集による社会福祉協議会会員制度の拡充を図ります。 ○ 社会福祉協議会発展のための基盤強化計画の策定に取り組みます。 ○ 子ども、若い世代向けの広報活動（SNS、出前講座「社会福祉協議会説明会」）の充実を図ります。 ○ 町や関係機関との連携・協働の充実を図ります。 ○ 地域ニーズに即した事業の見直しを行います。

【行政の取組】

施策名	内容	担当課
地域福祉を推進する人材の育成	地域福祉を推進する人材の養成を促進します。	健康福祉課
社会福祉協議会との連携強化	地域福祉において重要な役割を担う社会福祉協議会との連携を強化します。	健康福祉課 こども未来課 長寿介護課

3 地域のつながりの強化

(1) 地域での助けあい、支えあい活動の促進（住民の参加促進）

【現状・特徴】

- アンケート調査によると、住民の地域のつながりが希薄化する傾向にありますが、新型コロナウイルス感染症の流行により人と会う機会が減ったことにより、人のつながりの必要性を感じている人も少なくないです。[P43・44 参照]
- アンケート調査によると、災害時等に備えて、避難方法の確認や危険箇所の把握が必要と思う人が多くなっています。一方、災害発生時に地域で支援が必要な人を知らない人もおり、日ごろから隣近所とのあいさつ、声かけやつきあいの必要性を感じています。[P32・33 参照]

【課題】

- 誰もが安心して暮らすことができる地域づくりのため、住民同士の交流を深め、地域住民による支え合い活動や隣近所の住民とのコミュニケーションを促進することが必要です。
- 非常時にお互いが声をかけあい避難することができるように、平常時から地域の中のつながりがつくれるよう促し、また防災訓練等、地域での防災活動を支援する必要があります。

【今後の方向性】

地域での助けあい、支えあいを進めていくため、日ごろからの近所づきあいや地域活動の充実を図り、見守り体制の強化に努めます。

また、災害時や緊急時においては、地域の支えあいが重要であり、防災への意識を高めるとともに、地域での防災体制の強化を図ります。また、避難行動要支援者*名簿のより一層の整備を行うとともに、緊急時における支援体制の強化を図ります。



町民が取り組むこと【自助】

- 地域活動に参加しましょう。
- 日ごろのあいさつや声かけ等近所の人と交流しましょう。
- 地域での防災訓練等に参加し、災害時の備えをしましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 自治会等では、地域で集まれる機会を積極的に行いましょう。
- 避難行動要支援者名簿の要援護者に対し、支援者として積極的に協力しましょう。
- 近所の人との顔が分かり合える地域づくりをしましょう。

【社会福祉協議会の取組】

取組
○ 自治会や小学校区等、身近な地域での住民による支えあい活動（小地域福祉活動）を推進し、自治会・老人クラブ・婦人会・民生児童委員等の関係者が協議できる場づくり（小地域ネットワーク会議）を支援します。 ○ 小学校区ごとに地域の課題を考える機会づくり（住民交流会、研修会）に取り組めます。 ○ 生活支援コーディネーターが中心となり、生活支援サービスや助け合いの仕組みづくりを推進します。 【防災】 ○ 町の地域防災計画に基づき、災害ボランティアセンター*の設置や、福祉避難所（ふれあいセンター）運営への協力に努めます。 ○ 社会福祉協議会の各種相談事業（障がい者等相談支援事業、心配ごと相談から災害時における要配慮者の把握をするとともにケアプラン等への反映や避難行動要支援者名簿への登録を促進します。

【 行政の取組 】

施策名	内容	担当課
住民が参加し、協働による地域活動の推進	地域住民の参加を促進するための情報提供等や各団体活動を支援します。	健康福祉課 長寿介護課
	広く町政情報を発信するとともに、住民の意思を直接的に反映した地域づくりができるよう広聴活動の充実に努めます。【新規】	秘書広報課 総務課
	自治会単位で認知症サポーター*養成講座を開催し、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援する体制を構築します。	長寿介護課
災害や緊急時も含めた見守り体制の強化	災害時における、要配慮者（避難行動要支援者）*への避難支援を行うため、避難行動要支援者名簿を作成、把握します。	防災課 健康福祉課 長寿介護課
身近な地域での地域活動の基盤整備	駅周辺施設等を活用した住民交流の場づくりを促進します。	こども未来課 長寿介護課 地域産業推進課
	生活支援コーディネーターの配置、中学校区による協議体の設置をします。	長寿介護課
協議体の運営【新規】	生活支援コーディネーターの活動をサポートし、互助を中心とした地域づくりを住民主体で進める協議体の運営に努めます。	長寿介護課
住民同士のふれ合う機会の拡充【新規】	子どもや高齢者、障がいのある人、地域の人がお互いの理解を深めるため、交流できる場の確保や活動を支援し、助け合える地域づくりを進めます	健康福祉課 こども未来課 長寿介護課
高齢者見守り活動の推進【新規】	高齢者が安全・安心して暮らせる町づくりのために、民生児童委員、地域住民やボランティア等による地域の見守り活動とともに、企業や事業所、関係機関等も日常業務の中で高齢者等の見守り活動を行います。	長寿介護課
SNSアプリを活用した児童みまもり情報配信ソリューションの運用【新規】	児童が携帯するみまもり端末による位置情報や特定ポイント・エリアでの検知情報、自治体・学校からの情報をLINE・メールを通じて配信し、保護者・児童の安心安全に努めます。	防災課 教育総務課

(2) 地域活動・ボランティア活動の活性化

【現状・特徴】

○SNSを活用した地域活動の情報提供について、若い世代への情報発信が課題となっています。

○アンケート調査によると、ボランティア活動への参加に対して、時間的に余裕がないことや参加するきっかけがないという意見があがっています。[P25 参照]

○アンケート調査によると、ボランティア活動を充実するために必要なことについて、「ボランティア活動に関する情報提供」が5割と最も高くなっています。[P26 参照]

○ヒアリング調査によると、地域の担い手を増やすために必要なことについて、「住民が関心を持ち、身近に感じてもらえるようにするための、ボランティア・住民活動団体（NPO法人等）等の紹介や、行事等の開催」の割合が高くなっています。[P49・50 参照]

【課題】

- ボランティア活動をしたいと考えている住民へのきっかけとなる情報発信や参加の機会・場の充実、活動しやすい環境整備の検討が必要です。
- 住民のボランティア・住民活動への関心、興味を高めるための情報提供やきっかけづくりが必要です。

【今後の方向性】

地域活動やボランティア活動への住民の参加促進を図るため、活動情報の提供や参加の機会や場の充実を図ります。



町民が取り組むこと【自助】

- 地域活動・ボランティア活動に興味を持ちましょう。
- できることから地域活動・ボランティア活動をしましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 多様な地域活動やボランティア活動の情報を発信しましょう。
- 住民が地域活動やボランティア活動に取り組める多様な機会を提供しましょう。

【 社会福祉協議会の取組 】

取組
○ 町ボランティア連絡協議会への支援の充実を図り、町内のボランティア団体の連携強化や活動の活性化を促進します。 ○ 高校生や大学生向け、高齢者や障がい者が参加しやすいボランティアプログラムの開発検討をします。 ○ 個人や団体のボランティア登録数を増やすとともに、出前ボランティアを充実することで、地域活動の活性化を図ります。 ○ 共同募金を地域活動に活用し、ボランティア団体の状況に応じた活動補助を行います。 ○ 退職後の高齢者や男性が、参加しやすいよう多様な講座や交流・学習等の機会を提供していきます。 【ボランティアセンターの機能充実】 ○ ボランティアを必要とする方々のニーズ把握を強化します。 ○ 新規の活動者発掘や新たな活動をする場等、コーディネートの実施に努めます。 ○ NPOや企業とのネットワークづくり（プラットフォーム*）を推進します。 ○ ボランティアに関する相談活動を強化し、活動の活性化を図ります。 ○ 上記活動の促進や共通課題への解決を目的とした、行政や関係団体とのボランティア活動推進会議の設置等を進めます。

【 行政の取組 】

施策名	内容	担当課
地域活動・ボランティア活動の情報提供の充実	広報「たわらもと」やSNSを活用した地域活動・ボランティア活動の情報提供の充実に努めます。	秘書広報課 健康福祉課 こども未来課 長寿介護課
元気高齢者の地域活動への参加促進 【新規】	地域福祉の担い手として、元気な高齢者が地域福祉活動に関心をもち、誰でも気軽に活動に取り組むことができるよう支援します。	長寿介護課
NPOや企業等を巻き込んだ地域活動・ボランティア活動の活性化	住民が主体的に参加し、地域づくりに取り組む団体活動の自立化、持続化を支援します。	全課
	障がい者支援のため、磯城郡地域自立支援協議会*において、関係機関等が情報や課題を共有し、連携を図りながら地域の支援体制の整備を進めます。	健康福祉課
	聴覚障がい者とその他の者の意思疎通を支援するために「手話奉仕員養成講座」「きこえのサポーター養成講座」を開催します。	健康福祉課



手話奉仕員養成講座

(3) 福祉教育の充実

【現状・特徴】

- 地域活動の担い手を育成する上で、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加体験を通しての福祉の意識づけが必要です。町及び田原本町社会福祉協議会では、様々なカリキュラムの情報提供、学校や地域での福祉体験等を実施しています。
- アンケート調査によると、ボランティア活動を充実するために必要なことについて、子育て世代では、「福祉体験学習」の割合が高く、子どもへの福祉教育の必要性があがっています。[P26 参照]
- ヒアリング調査によると、地域の担い手を増やすために必要なことについて「小・中学生が、地域福祉について関心を深めるための福祉教育の推進」や「住民が、地域福祉について関心を深めるための学習の推進」の必要性があがっています。[P49・50 参照]

【課題】

- 福祉への関心や理解を高め、地域福祉を推進する担い手を増やすために、地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりの充実を図っていくことが必要です。

【今後の方向性】

子どものころから、福祉のこころを育むため、小中学校における福祉学習や体験活動を推進するとともに、住民に地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりを充実します。



町民が取り組むこと【自助】

- 福祉に関心を持ちましょう。
- 家庭や地域で、子どものころから福祉のこころを育みましょう。
- 福祉活動や福祉に関わる講座等に家族で参加しましょう。
- 福祉学習や体験の機会に参加しましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 地域で福祉体験等の機会をつくりましょう。
- 福祉関連事業所等では、小中学校での福祉体験を積極的に受け入れましょう。

【 社会福祉協議会の取組 】

取組
○ ボランティア活動の参加率が低い若い世代・子育て世代・男性層等へ支えあいの大切さを呼びかけ、福祉を身近に感じ考える機会の充実を図ります。 ○ 町内小中学校の担当教員で構成された福祉教育推進連絡会を開催し、各学校での独自カリキュラム等の支援・調整を行います。 ○ 町内の小中学校、高等学校等における福祉体験学習及び学校ボランティア活動の充実を図ります。 ○ 地域や福祉施設での体験学習・福祉教育を支援します。 ○ 住民、児童等に対する福祉の啓発を目的として、地域や学校での出前講座の開催を検討します。

【 行政の取組 】

施策名	内容	担当課
地域での福祉教育の推進	認知症の理解を深めるための「認知症サポーター養成講座」を開催します。	長寿介護課
	住民が互いに支えあう意識を高めたり、地域福祉を实践できる学習の場づくりを進めていきます。	健康福祉課 教育総務課 生涯教育課 幼稚園、小学校、中学校
福祉教育等に関する情報提供の充実【新規】	住民が福祉に対する理解や必要な支援に対して適切に福祉の制度が活用できるよう地域での教育機会の情報提供を進めます。	健康福祉課 生涯教育課

自殺対策計画 施策の展開

※文中の「再掲」については、前頁で掲載した取組を、再度掲載していることを意味しており、その取組が複数の目的等を含んでいる場合に表記されます。

1 自殺対策を推進する体制の強化

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など、様々な社会的要因があることが知られています。このため、自殺対策は社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺のリスクを下げ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

以上のことから、本計画の地域福祉計画と自殺対策計画の取り組みを一体的に進めていくことが、重要となります。

（１）地域におけるネットワークの強化

【現状・課題】

- 自殺対策の推進にあたっては、町が主体となりながら、国・県と連携を図るとともに、広く住民や関係者等の民間の協力を得て、それぞれの役割分担の下で、一体となって対応していくことが重要なことから、庁内各課・関係団体の連携を図り、計画を総合的・効果的に推進することが必要です。
- 自殺を減少させるためには、相談機関の充実や命の大切さ、SOSを出すことの大切さを周知していく教育、地域での見守り等の取りくみをしていくことが必要です。

[P36 参照]

【今後の方向性】

自殺対策の推進に向け、庁内各課・関係団体それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有した上で、相互の連携・協働の仕組み及び体制を構築します。



町民が取り組むこと【自助】

- 希死念慮*のある人がいたら、関係機関等へつなぎましょう。
- 問題を家族・個人だけで抱えこまず、積極的に関係機関等へ相談しましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 希死念慮のある人の情報を関係機関等へ伝えましょう。
- 困っている人や悩みを抱える人たちから助けを求められたときは、その人の話に耳を傾け、身近な関係機関等へつなぎましょう。

【 社会福祉協議会の取組 】

取組
○ 地域住民にとっての身近な相談役・つなぎ役である民生児童委員への活動支援と連携を強化し、支援が必要な人への迅速かつ適正な対応を図ります。[再掲] ○ 対象者を限定しない（制度の狭間にいる方や複合的な困りごとを抱える方等）相談体制の構築に向けて、相談対応職員のスキルアップを図ります。[再掲]

【 行政の取組 】

施策名	内容	担当課
庁内各課・関係団体との連携	自殺対策の推進に向け、庁内各課・関係機関・団体での連携・協働を推進します。	健康福祉課 こども未来課 長寿介護課 教育総務課
自殺対策担当者会議の開催	施策を総合的かつ効果的に推進するため、自殺対策担当者会議を開催します。	健康福祉課

(2) 住民への啓発と周知

【現状・課題】

- 町が実施しているこころの健康対策（自殺対策）の認知度は、「知らない」が約8割と最も高くなっています。また、自殺対策に関係のあることばの認知度は、「いのちの電話」が約8割と最も高くなっています。[P34 参照]
- 自殺対策としては、悩みや困りごとがあった時に相談できる相談窓口の周知やこころの健康に関する情報提供が必要です。[P36 参照]
- 自殺は「誰にでも起こり得る危機」であり、誰もが当事者となる可能性があります。日々の生活で感じるストレスとの上手な付き合い方や、ストレスが溜まったときのサインや対応方法等について理解を深めることが重要です。

【今後の方向性】

こころの健康（自殺予防）の重要性について周知し、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるという認識が共通のものとなるよう理解の促進を図ります。



町民が取り組むこと【自助】

- こころの健康に関心を持ちましょう。
- 広報「たわらもと」や社会福祉協議会広報紙「よろこび」、ホームページ等で町や社会福祉協議会が提供する福祉に関する情報をみてみましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- こころの健康についての講座等の開催を検討しましょう。
- 支援を必要とする人に対して、民生児童委員等と協力して情報を提供しましょう。

【社会福祉協議会の取組】

取組
○ 社会福祉協議会広報紙「よろこび」やホームページの充実に努め、必要な人に確実に届くように福祉に関する情報提供をします。

【 行政の取組 】

施策名	内容	担当課
自殺予防啓発物品を活用した情報の周知	自殺に対する正しい認識や、こころの健康対策、困ったときの相談先等を掲載した啓発物品を、広く住民や関係機関に配布するとともに、SNS 等を活用し周知を図ります。	秘書広報課 健康福祉課
住民向け講演会の開催等による情報の周知	相談窓口一覧パンフレットの作成やこころの健康に関する講演会を開催する等、自殺に関する正しい情報提供の充実に努めます。	健康福祉課
	ストレスと上手につきあえるよう、こころの健康づくりやこころの病気に関する知識の普及に努めるとともに、生活リズムを整え、休養・睡眠をとる大切さを啓発活動していきます。	
SNS等を活用した情報提供〔再掲〕	自殺予防週間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）に合わせ、広報紙掲載やポスター掲示等を通じて、周知・啓発を行います。	秘書広報課 健康福祉課
	広報「たわらもと」やホームページの他、SNSの活用等様々な媒体を利用した情報発信を行うことで、広く住民に効果的に情報が届くよう、情報提供の充実に努めます。	秘書広報課 健康福祉課 こども未来課 長寿介護課



相談窓口一覧パンフレット

(3) 生きることの促進要因への支援

【現状・課題】

- 最近6か月間に「死にたい（消えたい）」と思うほどの悩みやストレスを感じたことが「よくあった」と「たまにあった」を合わせた割合は7.8%となっています。その原因として、「家庭問題」、「経済・生活問題」、「就労・職場問題」等が挙がっており、平成29年度調査と比較すると、「家庭問題」「経済・生活問題」の割合が増加しています。[P35 参照]
- 自殺を減少させるために重要なことは、「気軽に相談できる場所（電話相談等）の充実」の割合が6割半ば、次いで「学校での「いのちの教育」の充実」の割合が約5割、「職場でのこころの健康づくりの推進」の割合が約4割となっています。[P36 参照]
- 自殺対策としては、気軽に相談できるよう相談窓口の周知と相談体制の充実が必要です。自殺に追い込まれてしまうまでに、国や県・町の専門窓口への相談や、こころの病気の治療等必要な支援につながる人を増やす必要があります。

【今後の方向性】

相談窓口の周知を図り、各種相談機関の相互連携を強化し、相談窓口に確実につながるよう支援し、社会全体の自殺リスクを低下させる取組を推進します。また、地域住民同士のつながりを強め、地域を支える力を生かし、自殺を防ぐ地域力の向上*につなげます。



町民が取り組むこと【自助】

- 生きがいを見つけるよう心掛けましょう。
- 地域とのつながりを大切にしましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 希死念慮のある人を、相談窓口につなげましょう。
- 身近な人の言動の変化に気づきあえる地域づくりを進めましょう。

【 社会福祉協議会の取組 】

取組
○ 心配ごと相談や各種相談事業の周知を図ることで、悩みや困りごとを抱える人が気軽に相談できる場を充実するとともに、支援を受けられずに困っている人の早期発見に努めます。[再掲]

【 行政の取組 】

施策名	内容	担当課
包括的な相談窓口の検討・整備	相談窓口の周知や自殺対策を推進する人材の養成を促進し、相談体制の充実に努めます。	健康福祉課
住民向け講演会の開催等による情報の周知 [再掲]	相談窓口一覧パンフレットの作成やこころの健康に関する講演会を開催する等、自殺に関する正しい情報提供の充実に努めます。	健康福祉課
	ストレスと上手につきあえるよう、こころの健康づくりやこころの病気に関する知識の普及に努めるとともに、生活リズムを整え、休養・睡眠をとる大切さを啓発活動していきます。	
	自殺予防週間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）に合わせ、広報紙掲載やポスター掲示等を通じて、周知・啓発を行います。	秘書広報課 健康福祉課
住民同士のふれ合う機会の拡充 [再掲]	子どもや高齢者、障がいのある人、地域の人がお互いの理解を深めるため、交流できる場の確保や活動を支援し、助け合える地域づくりを進めます。	健康福祉課 こども未来課 長寿介護課



こころの町民講座

2 自殺対策を支える相談・支援体制の充実

(1) 自殺対策を支える人材の育成

【現状・課題】

- 自殺対策に関わる人材の確保、養成、資質の向上を図ることはもちろん、様々な分野において生きることの包括的な支援に関わっている支援者等を自殺対策に関わる人材として養成することが重要となっています。

【今後の方向性】

深刻な悩みを抱えて追い詰められている人が発するサインにいち早く気づいて、専門機関の支援につなぐことができるよう、ゲートキーパー養成研修や学校教育等を通じて自殺対策の担い手となる人材の育成を推進します。



町民が取り組むこと【自助】

- ゲートキーパー養成講座に参加しましょう。
- できることから地域活動・ボランティア活動をしましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 自殺対策の担い手となる人材の育成の場や機会をつくりましょう。
- 住民が地域活動やボランティア活動に取り組める多様な機会を提供しましょう。

【社会福祉協議会の取組】

取組
○協議体と連携し、地域福祉活動に関する養成講座、学習会等の場を設けることで、地域福祉活動を推進していくための人材の発掘・育成に取り組みます。 [再掲] ○対象者を限定しない（制度の狭間にいる方や複合的な困りごとを抱える方等）相談体制の構築に向けて、相談対応職員のスキルアップを図ります。[再掲]

【 行政の取組 】

施策名	内容	担当課
関係機関・団体等へのゲートキーパー養成の推進	ストレスと上手につきあい、一人で悩みを抱え込まないよう、悩みを抱える人の身近な相談役となるゲートキーパーを養成し、地域でサポートできる環境整備に努めます。	健康福祉課
関係機関・団体職員への研修	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる関係機関・団体職員への研修を充実します。	健康福祉課



ゲートキーパー養成講座

(2) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

【現状・課題】

- 児童生徒が命の大切さ・尊さを実感できる教育や、SOSの出し方に関する定期的な教育を含めた社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めたこころの健康の保持に係る教育が必要です。

【今後の方向性】

自殺はその多くが様々な社会的要因によって心理的に追い込まれた末の死であることから、子どもたちには感情コントロールやストレス対処能力を高めることができるよう、悩んだ時には自らSOSを発信できるよう教育を推進します。



町民が取り組むこと【自助】

- 悩みを一人で抱え込まずに相談しましょう。
- 命の大切さについて考えましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

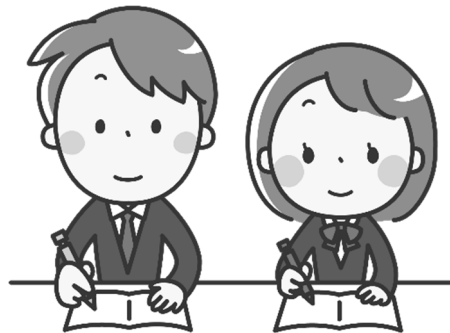
- 悩みを持っている子どもの声に耳を傾けましょう。
- 悩みを持っている子どもを相談窓口につなぎましょう。

【社会福祉協議会の取組】

取組
○ 住民、児童等に対する福祉の啓発を目的として、地域や学校での出前講座の開催を検討します。[再掲]

【 行政の取組 】

施策名	内容	担当課
児童生徒との SOS の出し方に関する啓発の促進	学校において、いのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいのか、具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育を推進します。	健康福祉課 こども未来課 教育総務課
いのちの教育	道徳の時間、いのちの授業、特別活動、総合的な学習の時間等において、体験活動や地域の高齢者等との世代間交流等を通し、いのちの大切さへの理解につながる教育を推進します。	健康福祉課 こども未来課 教育総務課



重点施策

(1) 生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動性の向上

【現状・課題】

- 制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人等を地域において早期に発見し、確実に支援していくため、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施等、地域共生社会の実現に向けた取組を始めとした各種施策との連携を図ることが必要です。

【今後の方向性】

悩みを抱えた方を取り巻く地域や職場、人間関係や家族の状況は様々であることから、一人ひとりの置かれた状況や、その原因・背景に対応したきめ細かな支援が受けられるよう、対象に応じた相談・支援体制の整備の充実を図ります。



町民が取り組むこと【自助】

- 悩みを一人で抱え込まずに相談しましょう。
- 必要な支援に対する情報に関心を持ちましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 悩みを持っている人を相談窓口へつなげましょう。
- 支援を必要とする人に対して、民生児童委員等と協力して情報を提供しましょう。

【社会福祉協議会の取組】

取組
○ 多機関との連携体制を構築することで、制度の狭間にいる人や、複合的な課題を抱える人を受け止め、また必要な支援機関等につなげるための伴走型支援を行います。[再掲] ○ 町や生活自立サポートセンターと連携し、生活困窮者の支援の充実に努めます。[再掲] ○ 生活困窮者等への自立支援（食料・日用品の支援等）[再掲]

【 行政の取組 】

施策名	内容	担当課
生活困窮者や制度の狭間にいる方等への相談支援の充実（アウトリーチ等の支援） 〔再掲〕	いくつもの問題を抱えている人が、地域で安心して暮らせるように、子どもから高齢者までの対象者を限定しない相談に応じて関係機関と連携した支援を行います。	健康福祉課
相談窓口の周知・充実	様々な悩みや困難を抱えた人を必要な支援へつなげていくため、相談窓口の情報提供を充実します。	健康福祉課
配慮が必要な人への支援の充実	多様な生活課題を受け止められる体制づくりに努めるとともに、必要に応じて他の支援機関につないでいきます。	健康福祉課 こども未来課 長寿介護課



社協助け合いコーナーによる食料品・日用品の支援

(2) 高齢者の自殺対策の推進

【現状・課題】

- 家庭や地域における見守り等、高齢者が孤立せず安心して暮らせる地域づくりが必要です。

【今後の方向性】

高齢者の様々な相談を受ける地域包括支援センターに対し、必要に応じて連携を図り、相談対応を行います。また、高齢者のこころの健康問題や閉じこもり、自殺に関連した問題への対応について、早期発見に努めるとともに、予防に向けた啓発を進めます。



町民が取り組むこと【自助】

- 地域活動に参加しましょう。
- 日ごろのあいさつや声かけ等近所の人とのつきあいをしましょう。



地域全体で取り組むこと【共助】

- 高齢者への声かけ、見守りを進めていきましょう。
- 住民が地域活動やボランティア活動に取り組める多様な機会を提供しましょう。

【社会福祉協議会の取組】

取組
○ 生活支援コーディネーターが中心となり、生活支援サービスや助け合いの仕組みづくりを推進します。[再掲]
○ 退職後の高齢者や男性が、参加しやすいよう多様な講座や交流・学習等の機会を提供していきます。[再掲]

【 行政の取組 】

施策名	内容	担当課
包括的な相談窓口 の検討・整備	高齢者の様々な相談を受ける地域包括支援センターに対し、必要に応じて連携を図り、相談対応を行います。また、高齢者のこころの健康問題や閉じこもり、自殺に関連した問題への対応について、早期発見に努めるとともに、予防に向けた啓発を進めます。	健康福祉課 長寿介護課
相談窓口の周知・ 充実〔再掲〕	様々な悩みや困難を抱えた人を必要な支援へつなげていくため、相談窓口の情報提供を充実します。	健康福祉課
高齢者見守り活動 の推進	高齢者の孤立防止やこころのケア、相談支援等の見守り活動等を強化します。 高齢者が安全・安心して暮らせる町づくりのために、民生児童委員、地域住民やボランティア等による地域の見守り活動とともに、企業や事業所、関係機関等も日常業務の中で高齢者等の見守り活動を行います。〔再掲〕	長寿介護課



ボランティアによる地域の見守り活動

(3) 勤務問題に関わる自殺に対する対策の推進

【現状・特徴】

- ヒアリング調査における従業員に対するこころの健康づくりやメンタルヘルスに関する取り組み状況をみると、「特にない」が7割と最も高く、次いで「ストレスチェックテストを実施している」が2割、「メンタル面で相談できる体制をとっている（メンタルヘルス専門医・カウンセラー等）」の割合が1割となっています。[P53 参照]
- 自殺に追い込まれる背景として、長時間労働による過労、職場の人間関係、出産、子育て、更年期から生じるこころの健康問題等多岐にわたるため、それぞれの悩みに応じた相談窓口の充実を図ることが必要です。また、こころの不調やストレス症状が長く続いたり、日常生活に支障が出ている人に早期に気づき、必要に応じて様々な分野の専門家につないでいくことが必要です。

【今後の方向性】

勤務問題に関わる事業所におけるメンタルヘルス対策の更なる普及を図るとともに、相談支援の充実を図ります。



町民が取り組むこと【自助】

- こころの健康づくりに心がけましょう。
- 有給休暇やフレックスタイム制等の企業の制度を活用し、仕事とプライベートのバランスをとりましょう。



地域全体（企業）で取り組むこと【共助】

- こころの健康についての講座等の開催を検討しましょう。
- 企業におけるメンタルヘルスの取組を充実しましょう。

【社会福祉協議会の取組】

取組
○ 多機関との連携体制を構築することで、制度の狭間にいる人や、複合的な課題を抱える人を受け止め、また必要な支援機関等につなげるための伴走型支援を行います。[再掲]

【 行政の取組 】

施策名	内容	担当課
メンタルヘルス 対策の推進	事業所に対してストレス解消法や困難なことへの対処法等、こころの健康の大切さについての情報提供を行います。	健康福祉課
相談窓口の周知・ 充実〔再掲〕	様々な悩みや困難を抱えた人を必要な支援へつなげていくため、相談窓口の情報提供を充実します。	健康福祉課



1 計画の推進体制

(1) 住民・地域・関係団体等との協働による計画の推進

地域福祉を継続的に推進していくためには、住民・関係団体・社会福祉協議会及び行政等、地域福祉の推進に関わるすべての人の主体的な参加や協力のもと連携していくことが重要です。

住民一人ひとりと地域・関係団体等がそれぞれの役割や特性を活かしながら、相互に連携・協働して、地域における福祉課題の解決に向けて取り組んでいきます。

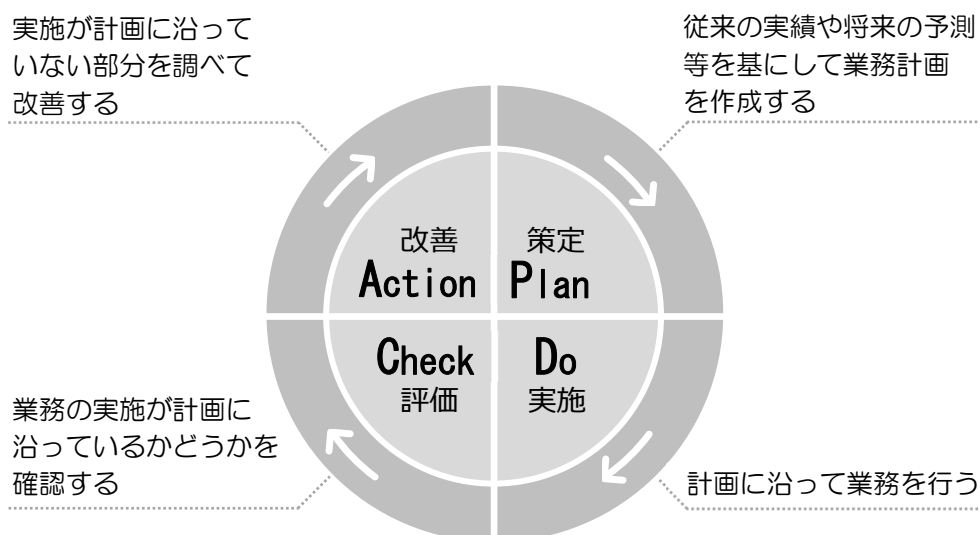
(2) 社会福祉協議会との連携

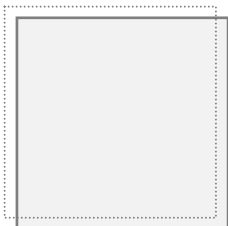
社会福祉協議会は、地域福祉の推進を支える役割を担っています。地域福祉の推進には、行政と社会福祉協議会の両者が一体となった取組が不可欠のため、これまで以上に連携強化を図り、推進体制を確立していきます。

2 計画の点検・評価

庁内関係各課及び各種団体・関係機関等と連携してPDCAサイクルに基づき、施策・事業の実施状況を点検・評価するとともに、事業の内容や実施方法等について改善に努めます。

PDCAサイクルのイメージ





参考資料

Ⅱ 1 田原本町地域福祉計画策定委員会規則

平成29年3月23日

規則第4号

改正 令和4年4月1日規則第6—2号

（趣旨）

第1条 この規則は、田原本町附属機関に関する条例（平成26年9月田原本町条例第13号）第2条の規定に基づき、田原本町地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 田原本町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉計画に関し必要な事項

（組織）

第3条 策定委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域福祉に関係する団体の代表
- (2) 関係行政機関の代表
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から地域福祉計画の策定完了の日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等）

第5条 策定委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 地域福祉計画を策定する年度内において最初にかれる策定委員会の会議は町長が、それ以降の会議は会長が招集する。

- 2 策定委員会の会議は、会長がその議長となる。
- 3 策定委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

（委員以外の者の出席）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 策定委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日規則第6—2号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 田原本町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会名簿

区分	氏 名	所属・役職等	備 考
地域福祉に関係する団体の代表	中西 秀和	田原本町自治連合会長	
	岩田 成弘	社会教育委員	
	上田 剛裕	田原本町商工会事務局長	
	大橋 明子	老人クラブ連合会会長	
	村田 稔治	田原本町民生児童委員協議会 会長	
	米田 正子	田原本町ボランティア連絡協議会 会長	
	得津 光美	すまいるクラブ代表	
	廣田 浩子	NPO法人ハッピースマイル代表	
	渡辺 一城	天理大学人間学部人間関係学科 社会福祉専攻 教授	会長
	岡本 晴子	奈良県社会福祉協議会 地域福祉課長	
	藤本 勇樹	田原本町社会福祉協議会 事務局長	
関係行政機関の代表	南 英延	奈良県中和福祉事務所長	
	富岡 公子	奈良県中和保健所嘱託医 奈良県立医科大学 県民健康増進支援センター 特任准教授	
	工藤 華代	健康福祉部長	

3 田原本町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定経過

期日	会議の内容
令和3年 12月21日	第1回 第2期田原本町地域福祉計画策定委員会 (1) 会長の選任について (2) 田原本町地域福祉計画の概要と策定スケジュールについて (3) アンケート調査(案)について
令和4年 2月7日～2月22日	アンケート調査の実施 調査対象：田原本町在住の18歳以上80歳未満の方から無作為に選んだ2,000名
令和4年 7月6日～7月31日	ヒアリング調査の実施 調査対象：地域福祉に関わる団体・機関等
令和4年 7月14日	ワークショップの実施 参加団体：民生児童委員協議会、老人クラブ連合会、子ども会連絡協議会、ボランティア連絡協議会、商工会青年部
令和4年 9月30日	第2回 第2期田原本町地域福祉計画策定委員会 (1) 地域福祉に関するアンケート、団体ヒアリング、ワークショップの報告 (2) 現状・課題について (3) 骨子案について
令和4年 12月23日	第3回 第2期田原本町地域福祉計画策定委員会 (1) 素案の確認について (2) 今後のスケジュールについて
令和5年 1月20日～2月2日	パブリックコメントの実施
令和5年 2月16日	第4回 第2期田原本町地域福祉計画策定委員会 (1) パブリックコメント結果について (2) 第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)について

4 用語解説

あ行

○アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関等が積極的に訪問して情報提供・支援を行うこと。

○新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を長期間にわたって防ぐために、飛沫感染や接触感染、近距離での会話の対策を、日常生活に取り入れた生活様式のこと。

○SNS

“Social Networking Service”の略称で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。

○NPO

社会的な活動をする民間の非営利組織

か行

○企業における「社会貢献活動」

企業による営利活動を通して、ボランティアへの援助、特定の慈善活動への人材資機材の供出、寄付等。

○希死念慮

具体的な理由はないが漠然と死を願う状態。

○共生型サービス

介護保険事業所や障害福祉事業所が共生型サービスの指定を受ければ、高齢者と障がい児・障がい者を一緒にデイサービスやショートステイで受け入れたり、同じ事業所からホームヘルプサービスを提供したりできるようになるサービスのこと。

○共同募金

社会福祉法では、共同募金を「都道府県の区域を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄付金の募集であって、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄付金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者（国及び地方公共団体を除く。）に配分することを目的とするものをいう。」と規定している。赤い羽根をシンボルとする共同募金は、社会福祉を目的とする様々な事業活動に幅広く配分されている。

○ケアマネジャー

介護が必要な高齢者や家族が求める適切なサービスが受けられるよう、利用者や家族の希望に添ったケアプランを作成したり、市町村やサービス事業者との連絡調整、介護保険の給付管理、医療との連携、施設の紹介などを行ったりする人。

○ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

○権利擁護

認知症、知的障害、精神障害など判断能力が十分でない人の生活・権利を守るため、自ら主張できるように支援すること。成年後見制度は、その一つである。

○更生保護

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取り組み。

○更生保護サポートセンター

保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。

○子育て世代包括支援センター

安心して妊娠・出産・子育てができるよう妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目指す総合相談窓口。

○協議体

地域包括ケア社会の実現に向け、地域における高齢者等の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、生活支援等サービスを担う多様な関係主体等の情報共有及び連携・協働による取り組みを推進する仕組み。

○CSW（コミュニティソーシャルワーカー）

地域福祉を進めるための専門職。住民と協働で「制度の狭間」にある人たちを発見し、その解決をめざす。行政と住民をつなぐ役割も担う。

さ行

○再犯防止推進計画

犯罪をした者等が、社会において孤立することなく再び地域社会の一員として生活を送れるよう更生支援等を行うための施策を盛り込んだ計画。

○サロン

身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流することができる活動の場。

○社会福祉法

社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。

○社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」

すべての社会福祉法人は、その高い公益性にかんがみ、「社会福祉事業及び第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うにあたっては、日常生活または社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料または低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない」という責務が課されており、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われている。（社会福祉法第 24 条第 2 項）

○社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

○住民参加

行政の意思決定過程に住民が加わることであり、特に、地方自治体への参加を指して使われる。

○住民参加型在宅福祉サービス

制度の枠にとらわれず、サービスを利用する人も提供する人も同じ地域に住む住民同士で生活全体を支えあう活動。活動を持続させるため、会員制や有償での仕組みをとっていることが多い。

○小地域福祉活動

身近な地域で支えあう仕組みを築き、住民が、それぞれの地域の困り事や心配事等の解決に向けた方法や活動内容を考え、地域で取り組んでいく活動。

○自立支援医療

更生医療、育成医療、精神通院医療の 3 つに分かれていて、医療費の一部を患者が負担し（原則 1 割）、残りの医療費を町が負担している。

更生医療は身体障害がある人の障害程度を軽くしたり、手術で能力を高めたりする医療。育成医療は身体障害がある児童の障害程度を軽くしたり、手術で能力を高めたりする医療。精神通院医療は精神障害や、それを原因とする病気について、継続的に通院して治療を行う必要がある人のための医療。

○自立支援協議会

障害者自立支援法等の一部改正により、平成 24 年 4 月から法定化された（自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている機関。

○生活困窮者自立支援事業

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的とする事業。

○生活支援コーディネーター

地域包括ケア社会の実現に向け、地域における高齢者等の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、ボランティア等を担い手とした生活支援等サービスの資源開発、生活支援等サービス提供主体間のネットワークの構築等を行う人のこと。

○生活支援サービス

見守りや外出支援、買い物、調理、掃除などの家事支援等の地域で支援が必要な人のニーズに合った多様なサービスを住民主体、NPO、民間企業等多様な主体により提供する。

○生活自立サポートセンター

失業や病気等、生活上の様々な問題でお困りの方の相談を受け、自立した日常生活を送ることができるよう支援する支援機関。

○制度の狭間

既存の制度には合致せず、使える制度がない、もしくはあっても不十分な状態。

○成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などの理由により、財産管理や契約等様々な手続きを行うことが難しい方に対して、家庭裁判所で選任された後見人等がサポートを行う制度。

た行

○ダブルケア

育児と介護を同時に行う必要がある状況のこと。晩婚化・晩産化の影響で子育て世代の年齢が上昇する中、子の育児と親の介護を担うことを指すことが多い。

○地域包括ケアシステム

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組み。

○地域子育て支援拠点事業

地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取り組み。

○地域生活定着支援センター

矯正施設（刑務所、少年院）退所後直ちに福祉サービス（障害者手帳の発給、福祉事業所への入所等）につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進めるために、都道府県に1か所設置。

○地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、地域で暮らす高齢者の介護や福祉、医療、健康、認知症のことなど、さまざまな面から総合的に支えるため、必要な援助を行う相談窓口。

○地域力の向上

行政をはじめ、住民や自治会、NPO など地域の構成員が、協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくこと。

な行

○日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

○乳児家庭全戸訪問事業

出産後から生後4ヶ月になるまでの全家庭を対象に、専門職が家庭訪問をする事業。

○認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいる。

は行

○8050問題

80代前後の高齢の親が50代前後のひきこもりの子どもの生活を支える問題。

○パブリックコメント

町の重要な施策を策定するときに、その施策の案等を公表して広く住民等から意見を募集し、その意見を考慮して意思決定を行うこと。

○避難行動要支援者

災害が発生したときまたは災害が発生する恐れがあるときに、自ら避難することが困難な要配慮者であって、円滑・迅速な避難のために特に支援が必要な人。

○ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の方等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの。

○福祉協力店

募金箱の設置や福祉情報に関する広報紙の配布・配架、地域福祉活動の推進に協力していただく店舗や事業所等。

○プラットフォーム

網状の組織のようにつながったネットワークのつながりを支える「基盤」「土台」「システム」。地域福祉においては、子どもから高齢者までだれもが気軽に立ち寄ることができる地域の居場所や世代間交流の場、地域における様々な困りごとに対する相談の場などである。

○ボランティアセンター

ボランティアを希望する人を登録し、ボランティアを必要とする人とのコーディネートを行っている機関。

ま行

○民生児童委員

民生児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員であり、児童委員も兼ねる。支援が必要な人の相談に応じ、町や関係機関へ橋渡しする支援等を行う。

○メンタルヘルス

精神面における健康のこと。精神的健康、心の健康、精神保健、精神衛生等と称される。

や行

○ヤングケアラー

家族にケアを必要とする人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている 18 歳未満の子ども。

○有償ボランティア

少額の報酬を伴うボランティア活動。

○要配慮者（避難行動要支援者）

これまでよく使われていた、「災害時要援護者」というかわりに、平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により使用されるようになった言葉で、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。この法改正により、「避難行動要支援者名簿」の作成を義務付けること等が規定されている。

○養育支援訪問事業

養育について、継続的に助言や見守りの支援が必要な家庭を専門職が訪問する事業。

わ行

○ワークショップ

講師の話を参加者が一方的に聞くのではなく、参加者自身が討論に加わったり、体を使って体験したりする等、参加体験型、双方向性のグループ学習。

第2期田原本町地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和5年3月

発行：田原本町健康福祉部健康福祉課・田原本町社会福祉協議会

田原本町健康福祉部健康福祉課	〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町 890-1
	電 話：0744-34-2098 F A X：0744-32-2977
田原本町社会福祉協議会	〒636-0247 奈良県磯城郡田原本町阪手 336-1
	電 話：0744-34-2118 F A X：0744-34-7305